

写

平成 30 年

大竹市議会定例会(第1回)会議
録

大竹市議会

平成30年3月大竹市議会定例会（第1回）会議録目次

3月 2日開会

3月26日閉会

◎第1日（3月2日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	3
欠席議員	-----	3
説明のため出席した者	-----	3
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
開会（開議）	-----	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	5
日程第 2 会期決定について	-----	6
日程第 3 議案第1号		
(一括)	-----	6
日程第14 議案第12号		
日程第15 議案第13号		
(一括)	-----	9
日程第19 議案第31号		
日程第20 議案第14号		
(一括)	-----	12
日程第28 議案第33号		
日程第29 議案第15号		
(一括)	-----	18
日程第31 議案第38号		
日程第32 議案第24号		
(一括)	-----	19
日程第34 議案第26号		
日程第35 議案第27号	-----	21
日程第36 議案第29号	-----	21
日程第37 議案第34号		
(一括)	-----	22
日程第40 議案第37号		
散会	-----	25

◎第2日（3月12日）

議事日程	-----	27
会議に付した事件	-----	28
出席議員	-----	28
欠席議員	-----	28
説明のため出席した者	-----	28
出席した事務局職員	-----	29
一般質問及び総括質疑通告表	-----	30
開議	-----	35
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	35
日程第 2 議案第 1 号		
)	（一括）	-----35
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
延会	-----	87

◎第3日（3月13日）

議事日程	-----	89
会議に付した事件	-----	90
出席議員	-----	90
欠席議員	-----	91
説明のため出席した者	-----	91
出席した事務局職員	-----	91
開議	-----	92
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	92
日程第 2 議案第 1 号		
)	（一括）	-----92
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
日程第 1 3 議案第 1 3 号		
)	（一括）	-----108
日程第 1 9 議案第 3 4 号		
日程第 2 0 議案第 2 9 号	-----	111
日程第 2 1 議案第 1 4 号		
)	（一括）	-----113
日程第 3 8 議案第 3 8 号		
散会	-----	121

◎第4日（3月26日）

議事日程	-----	123
------	-------	-----

会議に付した事件	-----	123
出席議員	-----	123
欠席議員	-----	124
説明のため出席した者	-----	124
出席した事務局職員	-----	124
開議	-----	125
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	125
日程第 2 議案第 1 号		
(一括)	-----	125
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
日程第 1 3 議案第 3 9 号		
(一括)	-----	143
日程第 1 4 議案第 4 0 号		
日程第 1 5 陳情第 1 号	-----	144
追加日程第 1 議案第 3 9 号		
(一括)	-----	145
追加日程第 2 議案第 4 0 号		
追加日程第 3	-----	146
日程第 1 6 議員派遣について	-----	147
閉会	-----	148

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	平成30年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	平成30年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	平成30年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	平成30年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	議案第12号	教育長の任命の同意について	即 決
第15	議案第13号	大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について	総務文教付託
第16	議案第16号	大竹市手数料条例の一部改正について	総務文教付託
第17	議案第17号	大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第18	議案第18号	大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について	総務文教付託
第19	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第20	議案第14号	大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について	生活環境付託
第21	議案第19号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について	生活環境付託
第22	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第23	議案第21号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第24	議案第22号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第25	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一	生活環境付託

		部改正について	
第26	議案第28号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	生活環境付託 (一 括)
第27	議案第32号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について	
第28	議案第33号	大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について	
第29	議案第15号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第30	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	
第31	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて	生活環境付託
第32	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第33	議案第25号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	
第34	議案第26号	大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	生活環境付託
第35	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第36	議案第29号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第37	議案第34号	平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	総務文教付託 生活環境付託 (一 括)
第38	議案第35号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
第39	議案第36号	平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)	
第40	議案第37号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第 14 議案第 12号(説明・継続・表決)
- 日程第 15 議案第 13号から日程第 19 議案第 31号(説明・付託)
- 日程第 20 議案第 14号から日程第 28 議案第 33号(説明・付託)
- 日程第 29 議案第 15号から日程第 31 議案第 38号(説明・付託)
- 日程第 32 議案第 24号から日程第 34 議案第 26号(説明・付託)

- 日程第35 議案第27号 (説明・付託)
- 日程第36 議案第29号 (説明・付託)
- 日程第37 議案第34号から日程第40 議案第37号 (説明・付託)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石泰修
総	務部長	政岡修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建	設部長	坪浦伸泰
上	下水道局長	吉岡和範
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
企	画財政課長	三原尚美
産業振興課長併任農業委員会事務局長		高津浩二
環	境整備課長	田中英徳
地	域介護課長	佐伯和規
保	健医療課長	野島等
監	理課長	豊原学
都	市計画課長	中司和彦
上	下水道局業務課長	北林繁喜
総	務学事課長	真鍋和聰

○出席した事務局職員

議	会事務局長	中曾一夫
議	事係長	加藤豪

会期決定について

平成30年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年3月 2日提出

大竹市議会議長 児玉 朋也

自 平成30年 3月 2日

25日間

至 平成30年 3月26日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	金	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3	土	休会		
4	日			
5	月		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
			基地周辺対策特別委員会	生活環境委員会終了後
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			※玖波中学校、小方中学校、大竹中学校卒業式
10	土			
11	日			
12	月		本会議	
13	火	予備日		
14	水	休会	予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	土			
18	日			
19	月		予算特別委員会（予備日）	
20	火			※玖波小学校、小方小学校、 大竹小学校、栗谷小学校卒業式 （春分の日）
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、平成30年度当初予算案の提案説明、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして概要を御説明させていただきましたように、平成30年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。平成30年度当初予算の案につきましては、第5次大竹市総合計画、わがまちプランの後期計画及び大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸とした予算編成としております。

行政の仕事は中長期の視点で物事を進めていくことが多くございます。長い年月を要するということで、立ちどまるのではなく、10分の1でも20分の1でも一步一步着実に前に進んでいくことが重要であると考えております。30年、50年先を見据え、少しずつでもこのまちが発展をしていくことで、市民の皆様が夢や希望を持てるよう一步一步確実に進んでまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成30年度当初予算案を初め、教育長の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、規約の変更について、指定管理者の指定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて38案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきますと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、北地範久議員、

5番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第3～日程第14〔一括上程〕

議案第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

議案第12号 教育長の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から日程第14、議案第12号教育長の任命の同意についてに至る12件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成30年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思えます。

平成30年度は多くの市民の皆様とよいまちの実現に向けてつくり上げた第5次大竹市総合計画がまちプランの仕上げとなる後期基本計画の5年間の中間の年となります。行政は中長期的な視点で事業を行うことが多く、実際に完了するまでには長い年月がかかります。毎年立ち位置を確認し、少しずつでも事業を継続し、進めていくという姿勢で予算編成に臨んでまいりました。

平成30年度当初予算は長年の課題の解決に向けた事業、大竹市の魅力を一層高める事業、

住民の安全にかかわる緊急度の高い事業を盛り込みました。また将来予想される財政負担に備え、中長期的な視点でまちづくりに取り組むことができる財政運営を目指したものとなっております。

平成30年度の一般会計の歳入歳出予算規模は149億2,460万円でございます。廿日市市との可燃ごみ広域処理のため、廿日市市内に整備中の廃棄物処理施設の建設に係る負担金の大幅な増加などにより前年度比11.7%の増となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。税収は国における地方財政計画では増加するものとされております。本市でも国の経済の緩やかな回復に合わせ、臨海部の企業において改善の兆しが見られますが、市税収入は大きく回復せず、前年度比1%の減少を見込んでおります。市債は可燃ごみ広域処理事業の増により、前年度比60.4%の増加を見込んでおります。

それでは、一般会計の主な事業につきまして御説明申し上げます。

まず、大竹を愛する人づくりとしまして、平成29年度の取り組みを拡充して、平成30年度は市内中学校3年生の全てのクラスの英語検定料を全額助成します。

次に、生活基盤が整ったまちづくりとしましては、大竹駅の自由通路や駅舎等の整備に向け、平成30年度に鉄道事業者と実施に向けた合意・協定を締結するために、継続費を設定しております。また晴海臨海公園の整備を引き続き進め、工場夜景の観光資源としての可能性を探るため、工場夜景の写真撮影ツアーを開催します。

安全なまちづくりとしましては、立戸地区、東栄地区の浸水対策事業を行い、災害時により迅速な災害対応が行える体制を構築するため、災害危険箇所への監視カメラの設置を行います。

安心できるまちづくりとしましては、子供を持ちたいと望む夫婦の妊娠・出産の希望をかなえることを目的に、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します。広島県が行う助成制度に上乗せして助成するとともに、所得制限により県の助成が受けられない方も対象とします。

心にゆとりを感じるまちづくりとしましては、平成30年が明治元年から数えて150年に当たるため、明治維新への歩みを見守ってきた西国街道を歩き歴史を学ぶイベントなどを実施します。

行政・社会の仕組みづくりとしては、社会教育施設等の再編基本方針をベースに、大竹会館の方向性を検討した結果、新館・旧館を解体し、建てかえを行うための設計業務を行います。また、将来予想される財政負担に備えるため、各種基金への積み立てを行います。公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億7,557万5,000円と前年度比で16.2%の減となっております。

国民健康保険特別会計では、平成30年度から県と市町が共同で国民健康保険を運営する広域化に対応した予算を組んでおります。県全体で保険事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き、特定検診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計の健全化を図るため、引き続き、一般会計から従来の土地造成特別会

計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第7期介護保険事業計画に基づき、介護予防の取り組みを行うとともに、要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

地方公営企業法の適用を受けます、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

まず水道事業会計につきましては、支出予定総額を7億5,255万9,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、配水管改良事業等を予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を10億7,665万8,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、維持管理経費等を予定しているものでございます。

最後に公共下水道事業会計でございますが、支出予定総額を14億988万7,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、昨年に引き続き、防鹿地区公共下水道の整備を行うほか、小島汚水中継ポンプ場の合流に係る機械電気設備改築更新事業等を予定しているものでございます。

冒頭にも申しましたが、行政は中長期的な視点で事業を行うことが多く、少しずつでも継続していくことが大切でございます。この国を支える働く世代の人口が減少する日本の経済環境が急に改善することはなく、今後も厳しい財政状況が続くと思います。その中でも市民の皆様が夢や希望を持てるよう、30年先、50年先の市民の皆様によいまちをつくってくれたと言ってもらえるようにと考えながら、これからも一步一步確実に進んでまいりたいと思います。

以上まことに簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、議案第12号、教育長の任命の同意について御説明申し上げます。

教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長が議会の同意を得て、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております大石泰氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となります。大石氏は経験、人格、識見とも教育長として申し分ない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本12件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成30年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって平成30年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。  
議案第12号について、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより議案第12号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。  
ただいま、任命の同意を決しました方から御挨拶があります。  
大竹市教育長に引き続き就任されます大石泰氏でございます。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。教育長の任命に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。再任に身の引き締まる思いでございます。

教育長としての責務に再度見詰め直すとともに、これまでの5年間の経験を生かし、学校教育の充実、生涯学習の推進にさらに努め、笑顔、元気輝く大竹の実現に向けて誠心誠意努力してまいり所存でございます。皆様方のこれまで以上の御支援、御協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。これからもよろしく願ひします。そしてありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で、紹介を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第17号 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について

議案第18号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第15、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてから日程第19、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） それでは議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第31号の5件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてでございますが、本条例は旧阿多田小学校跡地を整備し、地域の防災力向上と健康増進を推進するための施設を新たに設置するため、施設の目的・名称・位置・管理方法等について規定するものです。それでは条例の内容について説明申し上げます。

第1条は本条例の目的として阿多田島における地域防災力の向上及び健康の増進を図り、あわせて地域の活性化を促進する場として阿多田防災コミュニティグラウンドを設置することを規定しております。

第2条からは、順に阿多田防災コミュニティグラウンドの名称及び位置、適正に使用していただくための行為の禁止事項、特別な理由により利用が危険と認められる場合や、やむを得ないと認められる場合は、グラウンドの利用を禁止、または制限できること、催しのため、グラウンドの全部または一部を独占して利用する際には事前に許可を受けること、グラウンドの利用料は無料であること、利用許可の取り消し等の処分ができること。利用者の過失等により損害が発生した場合の賠償義務について規定しております。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

次に議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、このたびの条例の改正は3点ございます。

まず1点目は、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定が県から市へ法定移譲されることに伴い、その指定の申請及び更新申請にかかる手数料を新たに規定するものでございます。

2点目は、別表第2の41の項で規定しています介護保険法に基づく指定事業者の指定申請審査事務の手数料に関するものでございます。この手数料を徴収する事務を特定するために、厚生労働省の要綱を引用しておりますが、厚生労働省の要綱は改正があってもその通知が届くまでに時間を要し、それから条例を改正するのでは事務に支障を来すことから、条例で厚生労働省の要綱を引用することをやめ、規則においてこれを規定しようとするものでございます。

3点目は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年

1月26日に公布され、平成30年4月1日から危険物の貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等にかかる手数料の額が引き上げられることとなったため、これに合わせて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は平成30年4月1日としておりますが、条例の施行の際、現になされている申請にかかる手数料につきましては、従前の例により取り扱うものとしております。

続いて、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正についてでございます。

このたびの改正の1点目は、昨年9月に土地改良法が改正されたことに伴い、本条例で引用している条項にずれが生じたため、改正するものでございます。具体的には、土地改良法第113条の2第2項の土地改良事業の完了に伴う公告の規定が改正により第113条の3第2項に移動したため、本条例の第2条第3項の引用部分を改めるものでございます。

2点目は、第3条に規定しています賦課に対する審査請求についての改正でございます。まず、第1項の審査請求のできる期間について、現在賦課の通知を受けてから30日以内となっておりますが、これを行政不服審査法の規定に準じ、3月以内に改正するものでございます。また、第2項では審査請求期間満了後20日以内に裁決することとなっておりますが、分担金等の審査請求の裁決に当たっては、地方自治法により議会に諮問した上で裁決をすることになっておりますので、議会の招集等の期間を勘案し、これを90日以内に改正するものでございます。

施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第18号の大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、改正の内容の1点目は、第6条に規定しています指定管理者の管理の期間を現在の1年以内から3年以内とするものでございます。平成18年度にマロンの里に指定管理者制度を導入後、1年ごとに指定を更新してまいりましたが、今後マロンの里を中心とした栗谷地域の活性化を継続的に推進していくためには複数年契約が望ましいと判断したものでございます。

2点目は休館日の変更でございます。近隣にある類似施設やレストランと休日が重なることを避けるため、また直売所への地元農産物の集荷体制などを鑑み、休館日を火曜日から月曜日に変更することで効率的な運営を図るものでございます。

施行日は公布の日としております。

最後に議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この間、この施設の設置目的であります、農村と都市との交流をはじめ、地場製品の販売促進等円滑な管理運営が図られてきており、引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、先ほど議案第18号で説明申し上げましたとおり、指定管理期間につきましては、3年間とし、継続的に事業を実施することで施設そして地域全体が一層活性化するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第31号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第28〔一括上程〕

議案第14号 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第19号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第21号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第32号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について

議案第33号 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第28、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてに至る9件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは議案第14号、議案第19号から議案第23号まで、議案第28号、議案第32号及び議案第33号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

平成26年の介護保険法の改正におきまして、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定の権限が都道府県から市町村に移譲されました。本規定が平成30年4月1日から施行されることに伴い、平成30年1月に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基



準等の一部を改正する省令が公布されましたので、その基準に基づき大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

本条例での規定に当たりましては、従うべき基準とされているものにつきましては、国の基準どおりの内容としております。その他の参酌すべき基準とされているものにつきましては、基本的に国が定める基準のとおりとしておりますが一部に規定を追加しているところがございます。

まず第1条及び第2条は第1章といたしまして、全体の総則を定めており、本条例の趣旨、定義を定めております。第3条は第2章といたしまして、申請者の法人格の有無に関する基準を定めております。第4条は第3章といたしまして、指定居宅介護支援の事業の実施等に当たっての基本方針を定めております。第5条及び第6条は、第4章といたしまして、人員に関する基準についての規定となっており、事業所に置くべき従業者の員数や管理者の配置等について規定をしてしております。第7条から第32条までを第5章といたしまして、運営に関する基準についての規定となっており、重要事項に関する規定の制定義務や従業者の勤務体制の確保、守秘義務等について規定をしてしております。なお、第32条では従業者、設備、備品並びに会計に関する諸記録及びサービス提供に関する記録について2年間の保存義務について定めておりますが、第3項におきまして、居宅介護サービス計画費、その他の利用料に関する記録を5年間保存しなければならない旨を規定をしてしております。

厚生労働省令には、本項の定めはなく、独自に追加した規定ではございますが、規定した理由につきましては、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であることに鑑み、2年間の保存期間では事務に支障が生じる可能性があるため、報酬に関する記録については、保存する期間を5年と定めた者でございます。

続きまして、第33条は、第6章といたしまして、基準該当居宅介護支援に関する基準を規定しておりますが、基準該当居宅介護支援についても指定居宅介護支援と同様の規定が適用されるよう準用規定を設けているものでございます。

第34条は、第7章といたしまして、雑則としており、施行に関する委任事項を定めております。

最後に本条例の附則でございますが、附則第1項におきまして、条例の施行期日を平成30年4月1日と定めております。また、第16条第20号の市長が定める回数の適用につきましては、厚生労働省令で定める平成30年10月1日の施行としております。附則第2項では、第6条第2項の管理者の要件について経過措置を定めております。附則第3項では、先ほど御説明をいたしました第32条第3項で独自に追加した規定についての経過措置を定めております。

続きまして、議案第19号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2の新設により、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住

所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者医療費支給条例において、当該被保険者が医療費助成受給対象者となるように、また後期高齢者医療に関する条例において、保険料を徴収すべき被保険者となるよう改正するものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。また、所得税法等の改正により、控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者に改められたことに伴い、重度心身障害者医療費支給条例において字句の修正をしようとするものでございますが、この改正規定につきましては施行日を平成31年8月1日としております。

続きまして、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律では、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定について明記がされていますが、平成30年4月1日より認定にかかる事務権限が都道府県から指定指定都市へ移譲されることによる項文が同法第3条中に追加されました。これにより本条例第15条第1項第2号中の同法引用条項の項ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第21号大竹市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は国民健康保険の財政運営の主体が県に移ること、及び平成30年1月31日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の主な内容といたしましては、保険料算定に係る基礎賦課総額等の算定方法の変更、保険料率の変更、及び賦課限度額の引き上げ、並びに軽減判定所得の引き上げでございます。

まず基礎賦課総額等につきましては、国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金等の新設により算定方法を改めるものでございます。次に、保険料率の変更につきましては、現行では100分の5である資産割を廃止し、所得割を100分の45から100分の50に、被保険者均等割を100分の30から100分の35に、世帯別平等割を100分の20から100分の15に改めるものでございます。

なお、被保険者均等割及び世帯別平等割については経過措置として、平成30年度から平成33年度まで年度ごとに100分の1ずつ増減させるものでございます。また、国民健康保険料の基礎賦課額にかかる賦課限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

最後に国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減について判定所得基準を引き上げるものでございます。5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして、27万円に被保険者数を乗じて算定していたところを、

27万5,000円に改めるものでございます。2割軽減につきましては、基礎控除額に加える額としまして、49万円に被保険者数を乗じて算定していたところを、50万円に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成30年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、介護保険法第117条の規定に基づく大竹市第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの計画期間における介護保険料率について、本条例第4条を改正するものでございます。

第7期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、第1号被保険者の本人の市民税が非課税で前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を6万480円と定めております。その他の段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、第1段階から第11段階までの計11段階に区分をしております。それぞれ基準額に一定割合を乗じて、年間の保険料を算定いたしますので、基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しております。

また、国の新しい基準をもとに、保険料の合計所得金額の基準を変更しております。第6段階の125万円未満を120万円未満に、第7段階の125万以上190万円未満を、120万円以上200万円未満に、第8段階の190万円以上290万円未満を、200万円以上300万円未満に、第9段階の290万円以上400万円未満を、300万円以上400万円未満に変更しております。基準額で比較した場合、第6期の6万276円に対し204円の増加になっております。

あわせて、第1号被保険者の保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるため、同条を改正するものでございます。

次に、保険料の減免の手続につきまして、個人番号の記載を求めることとなりますので、本条例第10条を改正するものでございます。そのほかに介護保険法第202条及び第203条の改正により市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者、もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者について、その対象となるよう範囲が拡大されたため、本条例第14条を改正するものでございます。

最後に附則でございますが、改正後の本条例の施行日を平成30年4月1日とし、施行日以後も平成29年度以前の保険料については従前の規定を適用するとの経過措置を定めております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明申し上げます。

平成29年6月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、平成30年1月に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一

部を改正する省令が公布されましたので、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、及び大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、基準等を改正するものでございます。

各条例の主な改正としまして、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設と地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進として、共生型サービスの創設により各条例に基準等を加えるものでございます。介護医療院は今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい施設として創設されます。

共生型サービスは高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たに共生型サービスとして位置づけられ、切れ目のないサービスが提供できることとなります。そのほか、身体的拘束等の適正化の推進としまして、適正化のための対策を検討する委員会の3月に1回以上の開催、指針の整備、研修の実施が規定をされました。

定期巡回型サービスのオペレータの専任要件の緩和としましては、従事経験を3年から1年とし、従事時間の緩和がございませう。

地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法、開催頻度の見直し等としましては、3月に1回の開催を6月に1回の開催となります。そのほか、緊急時等の対応の規定など、基準等の見直しがございませう。

また、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例では、指定介護予防支援事業者と医療関係者との連携や、情報提供の規定を加えております。

最後に附則において、この条例の施行日を平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第28号広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、広島県内の全市・町により組織されております。本議案は広域連合の電算処理システムの機器変更の際して、各市町の実際の経費と負担が一致するよう広域連合規約に変更が必要となったことから、規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体との協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により市議会の議決を求めるものでございませう。

変更の内容でございませうが、別表第3中に広域連合が負担して関係市町に設置する広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費の欄を追加するものでございませう。

最後に附則で、この規約の施行日と経過措置を定めており、施行日は平成30年4月1日とし、平成29年度までの負担金については、なお従前の例によることとしております。

続きまして、議案第32号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本年4月に開館予定の大竹市地域福祉会館については、昨年12月の定例市議会において議決をいただきました大竹市地域福祉会館設置及び管理条例第4条において指定管理者に管理を行わせる旨を規定しております。

本議案は当該指定管理者に公益社団法人大竹市シルバー人材センターを指定することについて提案させていただくものでございます。

大竹市地域福祉会館は、市民の生きがいつくりと支え合いに資する集いの場として設置される施設であり、大竹市の地域福祉を推進する場であると考えております。地域福祉の推進には、地域住民同士による支え合いが欠かせませんが、少子高齢化の進展に伴い元気な高齢者には支えられる側から支える側にまわっていただくことが求められています。大竹市地域福祉会館は、そうした元気な高齢者が集う場としても位置づけております。

一方、会館の事業目的である高齢者の社会参加や居場所づくり、地域福祉活動を担う人材の育成等の促進が最も期待できる団体は就業を通じて高齢者の生きがいつくりや元気な暮らしを支えるための活動を行っている大竹市シルバー人材センターであり、会館に期待される役割とその活動が一致している同センターが管理運営することが最も望ましい姿であると考えております。また、大竹市シルバー人材センターが、本施設を活動拠点とし、活動促進を図ることで、地域福祉の推進につながることから、同センターの移転を前提とした施設改修等を行ってきたところであり、こうした経緯等も踏まえ、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを大竹市地域福祉会館の指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定期間は平成30年4月1日から、平成33年3月31日までとしております。

最後に、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市阿多田児童館につきましては、平成27年4月1日より指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である平成30年3月31日が到来しますので、次期の指定管理者の選定が必要となります。

選定につきましては、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が大竹市阿多田児童館開設当初から管理運営業務を遂行し、阿多田島の子育て支援のための拠点施設として長年機能してきた実績に加え、業務に精通した円滑な管理が見込まれることが挙げられます。

また、地域に精通している社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が管理運営することにより地域と調和した運営及び連携を可能とし、今後も阿多田島の子育て支援の充実が見込まれるため、当該施設の指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上、簡単でございますが、議案第14号、議案第19号から議案第23号まで、議案第28号、議案第32号及び議案第33号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第31〔一括上程〕

議案第15号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第38号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（児玉朋也） 日程第29、議案第15号大竹市税条例等の一部改正についてから日程第31、議案第38号損害賠償の額を定めることについての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 議案第15号、議案第30号及び議案第38号につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第15号大竹市税条例等の一部改正について説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年1月1日に地方税法施行規則の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、引用条項の条項ずれに関する整備が必要なものについて改正するとともに、軽自動車税の減免に関する要綱の整備に伴い、災害による被災車両の減免に関する条項を追加するため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、その改正に伴いまして、大竹市税条例の一部を改正する条例についても一部修正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

小栗林の集会所は平成10年に整備されてから、小栗林自治会が無償で管理を行っていましたが、平成18年度からは指定管理者として無償で管理を行っているところでございます。平成30年3月31日で指定期間が満了いたしますので、市としましては施設の設置経緯や集会所の本来の目的からも、引き続き小栗林自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとしております。

最後に、議案第38号損害賠償の額を定めることについて説明を申し上げます。

本件は本市所有のごみ収集車の事故による損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要についてですが、平成29年7月4日午前10時20分ごろ、ごみ収集車でごみ回収作業のため玖波6丁目10番地内の県道大竹湯来線の下り車線を走行中、激しい降雨のため、道路上に流れ出した多量の雨水により後輪がスリップし、あわててハンドルを切りま

した。このため、対向車線を走行中の債権者の車両と接触事故を起こし、その際、債権者にけがを負わせ、また債権者の車両を損傷させたもので、このたび、債権者との損害賠償等に係る協議が調いましたので、御提案させていただくものでございます。

なお、本件につきましては、事故の際、道路の舗装面の一部を損傷させたため、去る平成29年9月市議会定例会におきまして、地方自治法第180条第1項の規定により道路の舗装面の修繕に係る損害賠償額の決定につきまして専決処分として御報告をさせていただいたところでございます。

次に、事故による損害賠償の額は252万7,417円で、債権者はお手元の資料の方であり、市の車両運行に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から債権者に支払われるものでございます。

本件につきましては、雨天時の走行こそより慎重な運転を心がけるべきところでありながら、本市の安全運転管理に関する配慮が不十分であったことに起因して発生したものであり、大変な御迷惑をおかけしましたことを深く反省しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第15号、議案第30号及び議案第38号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32～日程第34〔一括上程〕

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第26号 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第32、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてから日程第34、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第24号から議案第26号までにつきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第24号大竹市公園条例の一部改正について説明申し上げます。

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進し、良好な都市環境の形成に資するため、平成29年5月12日付で都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い都市公園法施行令の改正が行われたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正前の都市公園法施行令では、1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないと定めておりましたが、このたびの改正により、この割合について100分の50を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなりました。そのため、大竹市公園条例を改正し、都市公園内に設ける運動施設の敷地面積を超えてはならない割合を100分の50と定めるものでございます。この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第25号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

都市計画区域内における農地を多面的な役割を果たす貴重な都市緑地として保全・活用していくため、先ほどの都市緑地法等の一部を改正する法律の中で、都市計画法の一部が改正され、住宅系用途地域の種類に新たに田園住居地域が創設されることになりました。これに伴い、建築基準法に田園住居地域における建築物等の制限が追加されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。大竹市の地区計画内における建築物等の制限の一部は建築基準法別表第2を引用しております。この表では、用途地域別に建築物等の制限が明記されておりますが、新たに田園住居地域が創設されることにより項ずれが生じたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務が緩和されたものでございます。

本来、公営住宅入居者の家賃は毎年度の収入申告をもとに決定するものであり、収入申告がない場合は近傍家賃をもとに家賃を決定してまいりましたが、このたびの公営住宅法の改正により、認知症患者等の入居者から収入申告等が困難と認める場合、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能となったものでございます。このようなことから、本市でも市営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法を定める必要があるため、大竹市営住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号から議案第26号までの説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。



○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第35、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は消防団員の処遇改善を図るため、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合の費用弁償の額を改正するものでございます。改正内容につきましては、費用弁償を1回当たりの出動が5時間までと5時間を超えるものに区分し、5時間までは現行の額を、5時間を超える場合は倍の額とするものでございます。

施行日は平成30年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第29号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第36、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により、8番網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 政岡 修 登壇]

○総務部長(政岡 修) それでは、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例第7条の規定に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内の自主事業の開催など施設の活用が図られております。また建物の維持管理につきましても適切に管理されております。

現在の指定期間は本年の3月31日までとなっております。引き続き施設の活性化に取り組んでまいりため、平成30年度から平成32年度の3年間、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上、議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(児玉朋也) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37～日程第40〔一括上程〕

議案第34号 平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)

議案第35号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第36号 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(児玉朋也) 日程第37、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から日程第40、議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長(太田勲男) 議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)までの各会計の補正予算につきまして御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

初めに、83ページからの議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)から御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ8,922万1,000円を追加し、予算総額を143億9,904万3,000円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を説明させていただきますが、説明の都合により94ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、1億1,512万円を増額するものでございます。内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ2,250万円、生活保護扶助費などに係る国県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を7,058万3,000円計上するものでございます。また再編交付金事業執行見込みに合わせて46万3,000円減額するものでございます。

第3款民生費につきましては、2,236万7,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、介護保険特別会計繰出金を2,799万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金を852万円減額するものでございます。また、子ども子育て支援新制度に参入している市立幼稚園や私立保育園、認定こども園等に支払う施設型給付費等負担金を986万2,000円、障害者施設通所交通費助成費を28万3,000円、障害児通所給付費を400万円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、1,322万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金を財源として妊産婦健康診査等支援事業や妊婦・乳幼児健診事業などを行うための健やか安心基金への積立金を2,526万5,000円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第8款土木費につきましては、1,593万8,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、大竹市土地開発公社所有地売却に伴う赤字額に対して経営支援する土地開発公社経営健全化補助金を774万5,000円、土地造成特別会計の支援のための繰出金を2,566万3,000円計上するほか、その他の事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費につきましては、218万4,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、再編交付金事業を執行見込みに合わせて減額するものでございます。

第10款教育費につきましては、136万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の地方創生拠点整備交付金を財源として、手すき和紙作業所の生産設備等の改修費を2,449万1,000円、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて図書館の図書購入費を3万円計上するものでございます。その他の事業については執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、91ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第3款利子割交付金から第7款自動車取得税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいてそれぞれ補正予算措置するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、371万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金を1,224万5,000円計上し、その他の国庫支出金につきましては歳出予算の事業の執行見込みに合わせて補正予算措置

するものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて793万9,000円を減額するものでございます。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金を4,500万円、国際ソロプチミスト大竹からの児童図書購入寄附金を3万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金を1万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債につきましては、300万円増額するものでございます。内容といたしましては、減収補填債を4,440万円計上するほか、事業の執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

86ページの第2表繰越明許費の補正は、国の補正予算事業など諸般の事情により年度内の事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

87ページの第3表債務負担行為の補正は、早期の事業着手のため債務負担行為を追加するものでございます。

88ページの第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、101ページからの議案第35号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ1億7,109万7,000円を減額し、予算総額を41億1,148万6,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに合わせて一般被保険者療養給付費、共同事業拠出金などを減額し、共同事業交付金、一般会計繰入金、財政調整基金などで調整するものでございます。

続きまして、110ページからの議案第36号平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入予算のみの補正を予定しているところでございます。

内容といたしましては、一般会計からの繰入金を2,566万3,000円計上し、同額を土地売払収入で調整するものでございます。

続きまして、113ページからの議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

介護保険特別会計につきましても、歳入予算のみの補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、決算見込みに合わせて介護保険料を2,799万2,000円計上するとともに、低所得者保険料軽減分の一般会計繰入金を同額減額するものでございます。

以上、議案第34号から議案第37号までの補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第34号は総務文教委員会に、議案第35号から議案第37号の3件は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月11日までの9日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月11日までの9日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日午後1時から総務文教委員会を、その終了後総務文教委員協議会を、3月5日午前10時から生活環境委員会を、その終了後生活環境委員協議会を、その終了後基地周辺対策特別委員会を、3月7日午前10時から議会改革調査会をそれぞれ第1委員会室で開会する旨各委員長並びに会長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月12日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時20分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月12日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|---------|---|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 平成30年度大竹市一般会計予算 | 一般質問及び
総括質疑
(一 括)
予算特別委
設置・付託 |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算 | |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算 | |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第10 | 議案第 9 号 | 平成30年度大竹市水道事業会計予算 | |
| 第11 | 議案第10号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算 | |
| 第12 | 議案第11号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算 | |
| 第13 | 議案第13号 | 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置
及び管理条例の制定について | (原案可決) |
| 第14 | 議案第16号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第15 | 議案第17号 | 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一
部改正について | (原案可決) |
| 第16 | 議案第18号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正
について | 総務文教
(原案可決) |
| 第17 | 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関
する条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第18 | 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第19 | 議案第34号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | (原案可決) |
| 第20 | 議案第29号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者
の指定について | 総務文教
(原案可決) |
| 第21 | 議案第14号 | 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運
営に関する基準を定める条例の制定について | (原案可決) |
| 第22 | 議案第15号 | 大竹市税条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第23 | 議案第19号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部
改正について | (原案可決) |
| 第24 | 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
正について | (原案可決) |
| 第25 | 議案第21号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | (原案可決) |

| | | | |
|-----|--------|---|------------------|
| 第26 | 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | (修正可決) |
| 第27 | 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一
部改正について | (原案可決) |
| 第28 | 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第29 | 議案第25号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内におけ
る建築物等の制限に関する条例の一部改正につ
いて | (原案可決)
— 生活環境 |
| 第30 | 議案第26号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ
いて | (原案可決) |
| 第31 | 議案第28号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ
いて | (原案可決) |
| 第32 | 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第33 | 議案第32号 | 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定につい
て | (原案可決) |
| 第34 | 議案第33号 | 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定につい
て | (原案可決) |
| 第35 | 議案第35号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予
算(第2号) | (原案可決) |
| 第36 | 議案第36号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算
(第2号) | (原案可決) |
| 第37 | 議案第37号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算
(第3号) | (原案可決) |
| 第38 | 議案第38号 | 損害賠償の額を定めることについて | (原案可決)
— |

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・継続)

○出席議員(15人)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 児玉朋也 | 2番 | 末広和基 |
| 3番 | 賀屋幸治 | 4番 | 北地範久 |
| 5番 | 西村一啓 | 6番 | 和田芳弘 |
| 7番 | 大井 涉 | 8番 | 網谷芳孝 |
| 9番 | 藤井 馨 | 10番 | 山崎年一 |
| 11番 | 日域 究 | 12番 | 細川雅子 |
| 13番 | 寺岡公章 | 15番 | 田中実穂 |
| 16番 | 山本孝三 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
環境整備課長
福祉課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
消防本部消防課長

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

入山欣郎
太田勲男
大石泰修
政岡修則
香川晶成
米中和成
坪浦伸泰
吉岡和範
橋村哲也
中村一誠
吉村隆宏
三原尚美
高津浩二
田中英徳
金子しのぶ
豊原学
山本茂広
中司和彦
北林繁喜
真鍋和聡
古木一也

中曾一夫
加藤豪

平成30年3月大竹市議会定例会(第1回)
一般質問及び総括質疑通告表

1

3番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

JR小方新駅設置促進について

小方地区まちづくりの核として位置付けられているJR小方新駅設置計画は平成28年度で新駅立地検討業務(概略検討)を行い、その検討成果を基に今年度JR側と設置に向けての調整作業に取り組んでいると思うが、現在の進捗状況を伺う。

また、新年度予算には小方地区まちづくり事業として200万円計上されているが、新駅設置促進を図るためには積極的な予算計上と体制づくりが必要であると思うが、今後の取り組み方針を伺う。

河川維持管理の充実による洪水対策の強化について

市内の多くの河川は急峻な地形のために111の河川が土石流危険溪流に指定されており、併せて60の河川で砂防指定されている。広島県は平成28年3月に県管理の499河川について堆積土砂や樹木の除去計画を策定し、河川の流下能力の確保に努めるとしている。大竹市に於いても河川の現状を調査し、堰堤や河床の正常化に向けて維持管理を充実させることにより洪水対策の強化に繋がると思うが、見解を伺う。

2

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

核廃絶にむけた取り組みについて

昨年7月7日、国連での交渉会議で、122ヶ国、地域の賛成で採択された核兵器禁止条約。この条約は、50ヶ国が批准の手続きを終えた後、90日後に発効するとされています。

平和首長会議に加盟する大竹市が条約発効に、市民と国際世論と運動と連帯し意義ある役割を果たすべきと思います。

市長の思い、これからの取り組みについてお聞かせください。

憲法「改正」について

いま、安倍内閣のもとで憲法9条の「改正」。条文を残し一項、二項に加え三項の追加規定を設けるなど、9条を骨抜きにする二段、三段構えの議論が自民党内でおこなわれており、年内発議が日程にのぼり国民の意思を問われる局面にあります。

憲法9条を守るのか、市長のご意志をお聞かせください。

岩国の米軍基地の際限なき増強が、事故、犯罪の不安・心配を増長させています

基地航空事故連絡協議会は、その役割・機能を果たしているのでしょうか。

また、予測外の工場群の事故の際の対応はどうされるのでしょうか。

市民の心配・不安にお答え、説明をお願いします。

3

10番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

公有地売却に伴う高裁判決について市長の対応を問う

日本の政治の枠組みは立法・司法・行政のそれぞれ分散された三権分立の体制であります。それぞれの機関が独立し、互いにチェックし合う関係にあります。昨年3月の広島高裁判決は「平成23年12月議会の議決は地方自治法に違反、議会の議決は無効」でありました。適正な対価については、「平成23年鑑定評価額の7億1千3百万円を基準」としたうえで「30%を超えて修正することはできない」との、国の財産処分に沿った判決でした。

大竹市の全面的な敗訴を示した高裁判決に対して、大竹市は昨年3月23日に最高裁に上告及び上告受理申し立てをされました。

昨年12月議会には、「平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」陳情が議会に出され、賛成9反対4欠席1で採択されました。

入山市長に置かれましては、特別職地方公務員でありながら自分自身が被告として高裁判決を受けられています。司法の判断、法令順守の立場からどのように判断されていますか。

高裁の判決は、「地方自治法違反・議会の議決は無効」であります。陳情は「土地売却処分は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」との陳情でした。陳情が提出されたこと陳情が採択されたことに入山市長は当事者としてどのようにお考えですか問います。

米海軍の低空飛行と攻撃調整・偵察訓練を問う

今年1月25日に、米海軍の公式ホームページに、廿日市市街を背景に2機のヘリコプターの編隊写真を掲載し、広島 日本（2018年1月25日）第51海上攻撃ヘリコプター飛行隊に所属するシーホークヘリコプター2機は、第25海上戦闘ヘリコプター飛行隊と広島島の海岸沖で集結し、海兵隊岩国基地からの任務である攻撃調整と偵察訓練を行った（米海軍写真撮影：米海軍クリス・キンプロウ大尉）と記載しています。

瀬戸内海は無数の島々が点在しており多くの住民が生活しています。世界遺産の宮島周辺での集結など観光客にも影響を与えます。瀬戸内海に面し阿多田島を擁する本市としても住民の安心安全が懸念されるところです。

オスプレイや米軍ヘリなどの航空機事故が相次いでいる折、瀬戸内海は米軍や自衛隊の訓練空域ではないと考えます。

事実確認と情報の提供を防衛をお願いします。

飛行目的を明らかにしてください。

瀬戸内海は訓練空域ではないと考えますかいかがですか。

今度もこのような訓練が行われると想定されていますか。

子どもの貧困対策について問う

昨年の3月議会に引き続き子どもの貧困対策について伺います。昨年の3月議会では、「子どもの貧困の調査は、広島県が実施予定で、本市もその対象に含まれています。県の施策やその動向を見ながら、本市の取組むべき施策を検討していきたい」とのご答弁

をいただいています。県は、昨年12月6日に「子どもの生活に関する実態調査」の暫定結果を公表しました。

「生活困難層」の家庭が25%、経済的に厳しい家庭や子どもの支援策の強化を求める意見が相次ぎました。

早速、湯崎広島県知事は、「子どものいる家庭の4分の1が「生活困難層」の結果は非常に厳しい家庭環境であり、学びや健康、生活面に影響を与えている深刻な状況だ、世代をまたぐ『貧困の連鎖』が社会の活力低下や不安定化を招いています。子どもの一人一人の力を伸ばすことが貧困の連鎖を断ち切ることになる」と対策の強化を述べられました。福山市も2月19日に調査結果を公表、地域間格差もみられました。

実態調査から子どもの貧困についてどのように認識されましたか。

本市の子どもの貧困の状況はどのように判断されていますか。

地域間格差があることから独自の実態調査が必要ではありませんか。

新年度予算での子どもの貧困対策はどのように進められていますか。

奨学金制度について問う

大学の学費が高くなる一方で、保護者の収入が伸び悩んでいます。一方で、大学生の二人に一人以上が奨学金を利用している状況です。卒業し就労しても奨学金の返済に追われ生活を圧迫している若者が増加しています。奨学金破産が全国で1万5千人との報道もありました。

将来に夢と希望を持つ若者の純粋な心は私たちにとって大切なものです、奨学生の確保と育成は本市にとって欠かせないもの、事業の停滞は有用な人材の育成を妨げ、将来世代を担う優秀な若者の確保に支障をきたします。

近年の奨学生の応募者・認定者などどのように推移していますか。

奨学生確保の広報活動など伺います。

本市の奨学金返済の滞納状況も伺います。

4

2 番 末 広 和 基 議員

質問方式：一問一答

3期12年の実績を踏まえ20年後・30年後を見通した中で、平成30年度予算に対して込める思いをお聞きします

当初予算の概要にあります、当初予算の推移・市債残高の推移・基金残高の推移・投資的経費などの財政的指標を見る限り、素晴らしい実績を挙げて来ておられるように思います。これからも中大型事業が予定されている中で、厳しさや難しさや希望を含めて中長期を見通していただき、我が大竹市が迎える未来を表現する中で、来年度予算にかけのお考えをお聞きかせいただきたい。将来を支える職員の皆さんや変化しつつある市議会に対しての思い、協力や理解を伝えるべき市民の皆様への願いもお聞かせください。

前議会にて新地方公会計を“活用して活かす”考え方やその必要性についてお答え頂きましたが、財務資料の作成経過と次年度への見通しを伺います

3月末の期限を目指し、複式簿記での平成28年度決算資料を作成されていると思い

ます。この度は期末一括方式で伺っています。初めてのことで大変なご苦勞をされているかとは思いますが、この経験を踏まえ、平成29年度会計の決算時期を想定し、作成期間の短縮の見通しを伺います。一部の自治体では、固定資産台帳整備とのリンクをイメージした日々仕分け方式を当初から採用されていると聞いています。現行は担当部署単独での処理であり、中長期のマネジメント能力の醸成を意図した幅広い人材の育成を目的とすれば、出来るだけ早期に方式を一步進めるべきと思いますが、お考えを伺います。

固定資産台帳の公表についてのお考えについて伺います

固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待されています。精度向上の必要性はもちろんでしょうが、何分古い時代の資産情報であり一定レベル以上は修正は後回しにして精度を犠牲にしても、活用の視点に切り替える時期が来ているとも言えます。情報の開示による内的・外的なメリットやデメリットの考察を踏まえた公表についてのお考えを伺います。当然ですが、すべての情報ではなく、開示内容や方法についての考察も前提として結構です。

5

7番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

栗谷町谷和の太陽光事業の進捗状況と市の対応を問う

再生可能エネルギーの普及は国策であることは承知している、そこで伺う。

- ・FIT法とは、また自治体、事業者に適用される関連法の内容
- ・今日までの経緯と事業計画の概要
- ・事業者の事業実施までの責務と県・市の関り
- ・事業の今後の見通し
- ・大竹市が地域住民へ寄りそうこととは、具体的に何か

6

11番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

国の補助金を丁寧にもらう努力と、そのための下準備を怠りなく

新町3丁目の土地購入の補正予算が12月に可決されました。精査すると、土地購入補助金が出る案件です。その為には事業計画の認可を取るなどの準備を進めることが先決です。しかし、それを放っておいて土地だけは補助金なしで買ってしまふ。こんな手順があるのでしょうか。これには一部市道用地が含まれますが、本気で交渉したのでしょうか。青木線入口、小方ガードの拡幅など、面倒な交渉を避けて、楽なことだけ事業を進めてるように感じます。権現橋の電信柱撤去に3年掛かったこととは、意味が異なりませんか。

市営住宅解体に協力して立ち退く入居者に、市は妨害するのですか

市営住宅御園2号棟、3号棟が解体されます。市の都合で立ち退きになるのです。他の市営住宅に転居する入居者に改めて保証人を求めています。その準備が出来なかったら、転居は出来ないのですか。出ろと言っているのか、出るなど言っているのか分かりません。保証人契約は継続されています。それどころか民法は改正されてしまいました。

民法対応と合わせて、解体に伴う市営住宅への転居の対応を伺います。なお、現行ルールでは、保証責任は本人が死亡しても、また入居者が他の市営住宅に転居しても継続されるはずです。

市職員が、民の事業に関わる基準を伺います

谷和における「日本美しい国環境発電」の事業計画が経済産業省のホームページに出ています。そのことに関し、大竹市の課長2～3名が業者の手先のように地権者を訪ねています。これは公務ですか。市営住宅のLPガス価格について、棟によって大きな差があります。納入業者が一度も変わっていないことも原因だと思われませんが、公営住宅として大きな問題です。このことに関し都市計画課住宅係は腰が引けていますが、どちらも相手は民間です。これらについて、関与する姿勢の違いを伺います。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、一般質問及び総括質疑参考資料（末広議員・山崎議員）、議案審査報告書について、議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、和田芳弘議員、7番、大井 渉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため説明をいたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻では乱打いたします。

すので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 皆さん、おはようございます。それでは、3番、大竹新公会の賀屋でございます。通告書に沿って2件の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1件目のJR小方新駅設置促進についてですが、今年度は平成28年度で発注した新駅立地検討業務委託の成果に基づいて、JR側と設置に向けての調整作業に取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況についてお伺いします。

JR小方新駅設置は言うまでもなく、小方地区まちづくり計画の核となる事業であります。平成28年度策定した小方地区まちづくり基本構想に基づいて、新年度は旧小方中学校跡地をにぎわい交流ゾーンとしての立地検討を行っていますが、旧小方小学校跡地を含めた周辺整備は新駅設置を前提としたもので、民間活力の導入を図るためにも新駅設置は必須条件であると思います。駅を核として利便性がよく、集客力の高い商業施設や居住ゾーンなど定住促進に向けた開発を進めるには、民間の知恵と資金を結集して、官民一体での取り組みが必要です。そのためにも早期実現に向けての道筋を示し、民間企業にアピールする必要があると思います。また、市民からも、いつ実現するのか、本当にできるのかなど、期待は相当大きいものがあります。特に小方地区住民の皆さんは、昭和50年代ごろから新駅設置の話が出たり消えたりして、長年にわたり念願してきたものであります。

昨年9月の大竹市民の幸せ感に関するアンケート調査結果においても、新駅設置要望の意見が多く寄せられております。小方ヶ丘やアクラス団地に定住していただいた子育て世代の皆さんも今は小方学園に通えますが、子供が将来JR通学や通勤をするところには、小方新駅は完成しているものと希望を持って入居された方が多いのではないかと思います。ぜひとも、そういった多くの市民の期待に応えていただきたいと思います。

しかし、新年度、平成30年度の小方新駅設置関連の予算は200万円となっております。また、今年度についてはゼロ円でした。一方で、同じくJRとの関連事業では、それこそ市民念願でありましたJR大竹駅周辺整備事業として、新年度から自由通路や橋上駅化が本格的に動き出し、平成35年までの継続予算として39億2,000万円が計上され、平成34年度末の駅舎完成を目指すことと伺っております。この事業は、大竹市の最優先事業として取り組むことは当然のことと理解と協力をいたしますが、今からJR側と実施に向けた協定書締結協議を本格的に行おうとすれば、相当タイトな状況ではないかと思います。

そうした中で、小方新駅設置に向けてのJR側と調整協議を並行して行うには、現状の人員と予算では対応がさらに厳しい状況になるのではないかと危惧をしております。できれば新駅設置の目標として、大竹駅舎完成する翌年度ごろから小方新駅設置工事に着手できるような工程計画を目指して、JR側と協議を進めていただきたいと思います。

そこで、新駅設置を促進するためにも、積極的な予算配分と無理のない十分な人員配置で体制を強化する必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、2点目の河川維持管理の充実による洪水対策の強化についてですが、市内の多くの河川は、地形的に急峻な山間の溪流が多く、111の河川が土石流危険溪流に指定されており、そのうち60の河川で砂防指定がされております。過去の自然災害の中でも、大竹市に大きな被害をもたらしたのは、昭和26年10月14日のルース台風による洪水被害でした。被害状況は、死者・行方不明者20人、負傷者33人、家屋全壊73戸、半壊388戸、流出家屋90戸、床上浸水1,915戸、床下浸水1,677戸、道路の流出38カ所、橋梁流出14カ所、堤防決壊18カ所など甚大な被害が発生をいたしました。昨日はちょうど東日本大震災が発生して7年経過をした3月11日、報道でもその当時の画像が放映されておりました、大変感慨深いものがありました。もうあれから7年たちまして、少しずつでも復興は進んでると思えますけども、逆に少しずつ記憶から遠のいているというふうに感じます。そういう状況で大竹市においては、過去に大きな災害は先ほどお話しましたルース台風、そういった被害ぐらいしか大きなものは記録されておられません。その後の災害復旧工事、これはルース台風以降の災害復旧工事において、現在の恵川、大膳川、新町川、三ツ石川など沿岸部の主要な河川と栗谷地区の大谷川など、護岸工事が完成したもので60年以上たった今日まで流域の安全が保たれております。これらの河川施設は当時の災害復旧基準で設計されたもので、用いられた計画降雨量は1時間当たり79.3ミリという数値を採用されて断面決定をされたものだと伺っております。しかしながら、近年では地球温暖化による気象変動で時間降雨量100ミリを超えるような豪雨を各地で記録するなどして甚大な被害が発生しております。まだ記憶の新しい平成26年8月20日の広島北部豪雨災害では、安佐北区三入東地区で3時間余りで243ミリ、最大時間降雨量は121ミリという記録的な集中豪雨が発生をいたしました。今後も梅雨前線や秋雨前線と台風が影響し合っ、どこで記録的豪雨が発生するかは予測はつきません。また、昨年7月5日から6日にかけて発生した九州北部豪雨災害では、福岡県朝倉市で時間雨量129.5ミリ、24時間雨量545.5ミリという観測史上1位を更新するような豪雨がありました。

そういったことを受けまして、昨年9月27日の中国新聞に掲載されておりましたが、広島県が県管理の河川内堆積土砂対策を加速するとの記事がありました。これは県議会定例会の一般質問で答えたものでございますが、県は平成28年3月に県管理の499の河川について堆積土砂の除去計画を策定し、河川の断面積に占める堆積土の割合を示す阻害率と言いますけども、これが20%以上の区域と樹木群が100メートル以上連なっていて、河川幅の25%を占める区域を対象に土砂や樹木を取り除くという計画でございます。これは平成28年度から平成32年度にかけて除去するという事業でございます。そういったものが記事に載っておりました。また、県はその対策費として昨年度8億5,000万円、本年度9億700万円、さらに1億6,400万の補正予算を計上しております。大竹市においても、主要な河川の多くの区域で堆積土砂や樹木群が河川断面を阻害している状況ではないかと思えます。以前から河川の沿川住民の方から対策を求める声を多く聞きますが、毎年200万円程度の市の予算では対策が進んでいるようには思いません。今年度も200万、来年度も200万計上をされております。市民の安心安全のためにも、まずは河川の現状を調査し、全体事業量を把握して計画的な除去作業は必要です。砂防堰堤や河床の正常化を保つよう、維持管理

の充実を図ることが洪水対策の強化につながり、減災・防災対策になると思いますが、市長の見解を伺います。

以上、2点について、壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 長年の大きな宿題でございました大竹駅周辺整備事業が、ようやく目に見える形で動き始めようとしております。これまで一步ずつ、少しずつでもと申し上げてきたことが形としてあらわれた成果の1つであろうかと思っております。議員からは、その先を見据えられて小方新駅の御質問をいただきました。市全体の活力のために切れ目のないまちづくりを戦略的に進めよと、力強いエールを送っていただいたと感じております。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。まず、1点目のJR小方新駅設置促進についてでございます。

小方新駅設置に向けての鉄道事業者との協議の状況ですが、昨年度に行った新駅立地検討業務において、現況の鉄道施設の条件等を勘案した概略案を複数作成し、鉄道事業者に提示しているところです。これまでも申し上げたとおり、新駅の設置について、鉄道事業者が求める技術的な条件や安全性及び施工性に加え、鉄道に対する将来の需要予測と事業の採算性などを踏まえた上で検討されるとのことでございます。今後、新駅設置に向けて協議を深めていくためには、新駅利用者の需要見込みなどを明らかにし、計画に反映させて協議を進めていく必要があると考えております。そのため、新駅周辺でどのような開発や整備が進められていくのが重要な要素となりますので、現在、小方中学校跡地のにぎわい交流ゾーンの活用の方角性や事業者の進出の可能性等を検討しているところでございます。この業務は活用策を1つに限定する作業ではありませんし、小学校跡地の開発規模等も不明確な状況ですが、業務の成果を活用し、小方地区の将来の姿のイメージを鉄道事業者に示しながら、小方新駅の設置に向けて一步でも前に進めていくことができるよう、引き続き協議していきたいと考えております。

新年度の取り組みは鉄道事業者との協議となりますので規模の大きな予算は必要ありませんが、協議を円滑に進めていくために、図面修正や検討に必要な資料等を求められた場合の業務委託費を計上しているところでございます。鉄道事業者との協議が進みますと、一般的な流れとしては市が基本構想を策定し、これに基づき新駅の必要性を鉄道事業者が検討した後、概略設計、基本設計を基礎に収支採算性の検討を行うこととなります。また、鉄道事業者が新駅の設置を決定されれば、鉄道施設の詳細設計及び詳細協議を経て、駅周辺施設の設計を行うこととなります。

本事業を推進するための体制については、大変重要な大きなプロジェクトであり、注力できる体制が求められるところですが、職員の数には限りがあり、専属部署を設けるような状況にはございません。大竹駅周辺整備事業も本格的に動き始め、職員を心配しての御指摘と思いますが、事業の進捗を見据えながら、できるだけ円滑に進めていけるよう取り

組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の河川維持管理の充実による洪水対策の強化についてです。

河川の維持管理につきましては、広島県は平成28年度から平成32年度までの5年間の計画として、ひろしま川づくり実施計画2016を策定しております。この計画の施策の柱の1つである既存施設の的確な運用、管理による安心安全の継続において、堆積土や樹木の定期的な調査、実施、具体的な管理基準を設定しております。

この施策を実現するための具体的な取り組み内容は、河川内の堆積土等除去計画に定められており、この計画により県が管理する河川の堆積土の除去を実施しております。議員が危惧されております新町川、大膳川、恵川などの河川では、市は土砂の堆積状況等について総括的な調査ができておりません。現段階では部分的ではございますが、自治会や市民の皆様からの要望等を受け、安心安全を第一優先とし、周辺環境を勘案しながら対応させていただいているところでございます。適正な河川管理は、防災や生活環境面において重要な課題と考えておりますので、引き続き可能な範囲ではありますが、できる限りの取り組みを継続いたします。また、砂防堰堤内の堆積土につきましては、堆積状況により除去の必要があるかどうか、個別に広島県と対応を協議していきたいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず、1点目のJR小方駅の件でございますけれども、ただいまの答弁の中にも、今からJR側との協議を進めていくんだということでございましたけれども、先ほど壇上で質問しましたように、28年度に立地検討業務というのを発注しまして、その成果は28年度中に出ております。今年度、その成果をもとにJR側と一定の調整協議を進めておるといふふうに伺っておりましたけれども、その内容、先ほどちょっと触れられましたけれども、利用者の需要見込みであるとか、事業者がどういう方が進出されるのかとか、そういった中身をJR側と協議をされてるんでしょうけれども、JR側は小学校跡地、また、周辺にどういった施設ができるのか、それによって旅客がどのぐらい見込めるのか、そういったことを条件の1つとして協議の中で話をされてるんだと思うんですけども、逆に開発する市としては駅ができるという、この位置へこういう形の駅がいつごろできるというものがちゃんと示されないと、企業に声をかけて、いわゆる計画を進めるということがなかなかできてこない。鶏が早いのか、卵が早いのか、そんな感じじゃないかと思えます。

そういった中で平成29年度、その協議がどの程度されてきたのか。1年かけて立地検討業務の中身がJR側とどこまで詰められてきたのか。その辺がいま一つ、議会のほうにも説明がありませんし、なかなか先が見えてこないということだろうと思えます。これはぜひとも、その辺の協議内容を説明していただきたいと思うんですけども、ものによっては支障が出てくるということで説明もしにくい部分はあると思うんですけども、前に進めていくということが内外的にちゃんと確認をされていかないと、先ほど質問にありましたように、いつできるんかと、ほんまにできるんかいというような声がほんとに多く聞かれます。聞かれても、いつかできるでしょうと、そのいつかできるでしょうというのは何十

年も前から言われたことであって、ほんとにつくるまでの工程が明確になっていない。じゃあ、いつ明確になるのかということになりますと、これもまたわからないということですので、ほんとに小方のまちづくりを考えたときには、小方駅というのをまずは明確な工程を示していただいて、それに向けていろんな企業が手を伸ばしてくるんだろうというふうに考えます。

そこで、早く進めるためにも、先ほど答弁の中でも現状の体制でやっていくんだということでもございましたけども、昨年11月に御存じのようにJR岩国駅が橋上化をされ、自由通路もできて周辺の整備も完了しましたけども、ほんとに見違えるようになりました。また、JR廿日市駅もJR大野浦駅も相次いで橋上化や自由通路が完成をしまいいりまして、本当にまちが変わっていくなという感じを目の当たりにしております。こういった橋上化、あるいは自由通路というJR絡みの事業は、岩国市や廿日市市にとっても大変大きな重点事業であったかと思うんですけども、どのように取り組まれてきたのか。どのような体制で何年ぐらいかかったのかというようなことがもし情報として把握されておれば、まずその辺、1点目を聞きたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 組織体制ですけども、組織体制について詳しくはわかりませんが、岩国駅につきましては、専門の部署を設け、駅とか駅広場の整備だけでなく、駅周辺の開発等の計画、調整も担当されているというふうに聞いております。また、廿日市市につきましては、駅整備事業の専門の部署を設け取り組んだというわけではなく、他の事業、道路等そういった事業も担当しながら、廿日市駅、大野浦両駅の整備を行っているんだというふうに伺っております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 岩国駅については、この前、岩国市長さんと話をする場がありまして、そこで市長さんに駅がよくなったですねという話をしたら、市長さんもすごい自慢そうにうまくできたんだと。その秘訣は、JRの事業でございますので、国交省からJR担当部局の職員を2名派遣していただいて、市の中にその部局をつくって、JR側と交渉、対応していたんだというお話ございました。そのことによって、すごくスムーズに、また負担も少なく、いい駅ができたということでございます。廿日市のほうも岩国と同じように対応されたのかなというふうに思いましたけども、今、御答弁ありましたように、現状の体制の中でそれを専門的にやったということでもございます。片手間にするという事はなかなか難しい、時間もかかるわけでもございますので、ぜひとも、その現状の体制の中でも人員を少しでもそちらのほうへ割いていただきながら、体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それと、小方駅については新駅ですから、岩国駅や廿日市の大野浦駅とはちょっと違う、既存の駅との改築とは違う、新しい場所にぽんつくるわけですから、既存の利用者をどういうふうに安全対策しながら工事をするかということとはちょっとレベルは違う、非常に簡単に、こう言っちゃ何ですけども、事業としては容易に図れるのではないかなというふうに思います。そういうことも含めてJR側と積極的な協議を進めて展開をしていただき

ながら、早くその案を示していただきたいと思うんですけども、先ほどありました、何案かJR側に概略案を提示して、その中からまた調整が要るんだろうと思いますけども、できるだけ早くその形を、どの位置にどういう形になるのかという、細かいことは実施設計をしていかないとわからないんですけども、概略の絵で結構なんです。つまり、このあたりにこういう駅ができるんだというパースを早くつくっていただいて、それを内外に示していく。そのことによって内外での関心が高まると思いますんで、そういう作業を積極的にやっていただきたいと思います。

それで、いつまでにとという部分で、今年度の先ほど説明ありました200万円でJRとの協議をする中で、必要な部分があればそれで対応するんだということでございますけども、200万で足らなければどうするかということと、いつごろまでに公表できるものが仕上がるのかという、ここについてお聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） まず、スケジュールでございますけども、鉄道事業者との協議について、これまでの経験とか、他の事例からも相当の時間を要するというふうに考えております。特に新駅を設置するということになれば、協議が調うまでには相当の時間がかかるものと思われまます。今後の新駅設置のスケジュールについては、現時点お示しすることができない状況でございます。

計画案でございますけども、この公表につきましては、関係機関等との協議がある程度調い、実施が可能と判断される段階において公表しないと実施可能かどうかわからない、流動的な計画を公表するということになりますと、関係する住民の方、皆さんにも混乱とか御心配をおかけするようになります。また、関係する鉄道事業者としても、事業決定していない状況での公表については事業展開にも影響を与えるということで、計画の手戻りとか、そういったことも懸念をされます。このようなことから、鉄道事業者との協議が調ってない、ちょっと進んでいない現段階においては、いつ図面が示されるかというのはちょっと回答ができません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） なかなかいつごろまでにというお答えがいただけないようでございます。できるだけ早い時期を目指して努力をしていただきたいと思ひますし、それに向けての人員の確保についても市を挙げて、この事業に取り組んでいかないといけないというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、2点目の河川の維持管理の件でございます。

先ほども答弁のほうにありましたが、県の堆積土砂除去計画というのがありまして、これは県の管理する河川、つまり2級河川のことかと思ひますけども、これに関しての対策工事であろうと。昨年度末、これは平成28年度から平成32年度までの工事ということでございますので、昨年度末の進捗状況でいきますと、全体事業の1割強にしかすぎないということでございました。これも三原市と三次市の県会議員の方からそういう指摘を受けて、県の議会のほうの一般質問でそれに答えたものでございますけども、大竹市の2級河

川といいますと大谷川、玖島川が相当すると思うんですけども、これの除去計画はどういうふうに現在なっていますか。それと、もう手をかけているのか、まだ今からなのか。その辺、把握をしておられれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） ただいま質問のございました、広島県管理の河川でございます。

広島県が管理している区間が尾瀬川水系で今、玖島川、栗谷の地区でございます。広島県のほうでは、土砂の撤去状況につきましては、平成28年度から実施しております。主には大栗林地区小栗林地区でございますが、平成28年度はおおむね90メートルの区間につきまして、約400立米を対応しております。さらに今年度なんですけど、これもやはり栗谷の区間なんですけど、おおむね500メートルにつきまして、約2,000立米弱の撤去を計画しております。これは30年度もまだ完全には済んでおりませんので、引き続き対応する計画というふうに伺っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

県のほうでは、そういう形で計画をつくり、調査をし、着々と堆積土砂、あるいは樹木群を除去しておるということでございますけども、大竹市の河川については先ほども答弁ありましたように、まだ調査すらされていないということでございました。

県のほうは平成26年の8月の広島北部豪雨災害を受けて、そういう河川の調査をしてきたと思うんですけども、国のほうも、これは昨年の7月の九州北部豪雨災害、これを受けて全国中小河川の緊急点検というのをしております。去年の12月にその結果を踏まえて、中小河川緊急治水対策プロジェクトというのを取りまとめております。この中で、今年度から平成32年度をめどに全国で700溪流、500河川、それと土砂の取り除きは400河川で300キロ、洪水時の監視、これは監視カメラをつけるということですけど、5,000河川で5,800カ所、カメラを設置するというのでございます。全体の事業費は、林野庁や治山事業を含めると4,300億円に上るとというのが国交省のほうのホームページのほうに載っております。

この、まず緊急対策の中での河川内の堆積土の除去でございますけども、これをまずは一番に取り上げてやっているようでございます。それとあわせて、コンクリートで全部潰した堰堤が、昔の堰堤はそういうタイプが多いんですけども、そういったコンクリート断面の堰堤は不透過型とって、要するに全部とめてしまうというようなタイプでございます。最近の堰堤は透過型砂防堰堤ということで、真ん中に大きな鉄骨を組んで水だけを流すと。樹木や大きな石はここで食いとめるんだというようなタイプの堰堤でございます。そういった透過型の堰堤に改良するという事業も国のほうで、このプロジェクトの中でやっていくということになっておるみたいでございます。国も県もそういう形で河川の維持管理について、いわゆる減災・防災のために緊急に予算をとってやっておるわけでございますけども、大竹市は先ほども紹介しましたように、今年度200万、来年度200万。200万でどのぐらい仕事ができるのかなと思うと、ほんとちょっとしかできません。多くのそ

ういう河川を維持していこうと思ったら、とても間に合わないような状況ではあります。

そこで、国や県がこれだけ緊急的に予算をつけてやっていかないといけないということを考えているわけですから、その辺の状況をもっと早く調査もし、国や県のほうにいわゆる支援の要望をしていくべきではないかと。市内の国や県が管理する河川はわずかといいますか、一部でございます。ほとんどは市が管理する河川となっておりますので、雨が降るのは国や県が管理する河川だけではございません。市が管理する河川にも当然雨は降るわけでございます、それに対する対策というのを国や県を挙げてやっていただく必要があるんじゃないかと思えます。そのことを強く国や県に言っていただきたいんですけども、そのあたりについてどのようにお考えがあるか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 大竹市の今ある恵川、大膳川、三ツ石川、主に3河川でございます。これに対する砂防堰堤等を整備されている中で、昭和29年のルース台風以降、今、整備されております。昔のタイプは今ございましたように不透過型でございます。土砂がたまることによって堰堤の幅によりまして河川が広がる、落差高ができるというタイプで、さらに雨がたまれば、この土砂を合わせて下流に流れていく。それを繰り返し緩やかな河川ができていくという状況でございます。

今、国のほうで示しました緊急河川点検なんですが、あくまでも河川法にございます1級河川、2級河川、国・県管理の中小河川でございますが、大竹市は恵川等は今対象になっておりませんが残念なところでございます。

今後の対応なんですが、現状でのやり方を当面続けるしかないところでございますが、今、賀屋議員からございました、現状の方法に対しての今後のお金のかけ方であったり、また、広島県のほうにもまずは相談ということから始めていくしかないのではないかと考えております。少ない予算でございますが、200万円、なるべく優先順位をつけて、めり張りをつけながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 200万円しかないんだから200万円の仕事しかできないというようなお話でございますけども、特に今からの大雨が降る時期におきましては、先ほど紹介しましたように、いつ記録的な豪雨になるかもわかりません。大竹だけがそんな雨が降らないんだという保障は全くありません。そんなことで、恵川にしても大膳川、新町川にしても、一回大きな災害を受けて復旧をしておりますけども、それからもう60年余りたっておるわけでございます、それに入ってくる溪流もそれぞれ荒廃もしております。そういう中でほんとに大きな雨が降ると、その危険溪流という支川のほうから土石流が流入をして、それがまずは堰堤に到達すると。その堰堤で本来土砂だめがあって、そこで一旦とまるものも、今はそういった土砂だめの余裕がある堰堤はございません。ほとんど満杯でございます。そうすると、その堰堤を乗り越えて、ずっと下流に流れていく。下流に行けば当然橋等ございますので、橋の桁にかかったり、橋脚にかかったりして、いわゆる河川の断面が流木で阻害をされるというのが洪水被害のまずのパターンでございます。そういうことが

容易にどこの河川も想像できるわけでございます。そういったことから、まずはよく調査をしていただいて、それも緊急に調査費を組んでいただくなり流用していただくなりして調査をして、どのぐらいの事業量があるのかと。どれぐらい全体でかかるのかと。全部きれいにしようと思たら何億かかるんだと。それを単独でやっていくのはもう大変だと。そういうデータをもとに、県や国に要望していくということが効果的ではないかと思うんですけども、そういうことを踏まえて、いろんな会議があると思うんですけども、市長さんにおかれましては全国市長会があるかと思えますけども、そういった場面で全国の首長さんのほうからの声というのはどのような声が上がってるのか。また、そういう場面で、今のような要望を出して検討していただけるのか。そのあたりについて、最後になりますけども、市長さんのほうから御見解をいただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 全国の今の治水関係では、1級河川を大竹は持っておりますので、その関係で国土交通省にお伺いすることが多ございます。その中で、砂防部長さん等にお話しする中で、国はこれから中小の河川もしっかり目を届けるというお話もいただいております。その辺のことで国の施策に合わせまして、恵川、大膳川、新町川、過去に氾濫したことがあると、その災害がどの程度だったかもきちっと調査した中で進めていきたいと。さらに、物理的に対応ができない部分については早くに逃げていただくようなことで、監視カメラ等も考えて設置するようなことをすることで、市民の皆さん方が安全を確保できるようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。緊急にやらなければいけないことがたくさんあるかと思えますけども、この河川の安全対策につきましては、ほんとに住民の生命、財産にかかわる直結した問題でございますので、くれぐれもこの件について進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 創政会の山本でございます。今回、私は今、国際的にも、また国内的にも全ての人たちが真剣に考え取り組みべき課題、核兵器の廃絶の問題。そして、また、日本の憲法が今危ないと言われるように、再び戦争への道を進もうとする安倍政権への批判の声を一日も早く広げて国会発議をやめてもらうような、そういう世論をまとめるときだというふうに思っております。さらには、岩国米軍基地が際限なく強化をされて、我々のところに、これからの岩国基地の米軍機数が130機になるだろうというふうに説明をされております。したがって、今でも阿多田を初め、米軍機の騒音による島の皆さんの何とかしてほしいという声、これは全市に広がる可能性もあるし、何よりも問題なのは、大竹市は石油コンビナートを抱える都市であります。

私が今回質問をさせていただき上で、幾つかの資料を担当の職員の皆さんからいただきましたが、このコンビナートの災害防止に関して、米軍の軍用機による事故に対処する規

定はわずか数行です。ほとんどが地震や津波、こういう自然災害に対応する上での規定は非常に細かく、膨大なページ数を割いて計画書なるものが作成されておりますけれども、岩国基地に駐機して、これから頻繁な飛行訓練が展開されるであろうという、このことについてはわずか数行。しかも、その規程なるや、民間航空機に適用される規程が記載されているにすぎません。私はこういう現在の石油コンビナートの防災対策に関する計画、要綱、規則、こういうことについて、市長初め、担当の消防署の皆さんが鋭意取り組んでいただいて、市民が安心できるような、そういう対策を示していただきたいという思いでございます。前段が長くなりましたが、本題に入りたいと思います。

市長の手元に通告をいたしておる、この私の通告書、最初に核廃絶に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

昨年7月7日、国連での交渉会議で、国連加盟国のうち122カ国、地域の賛成で採択された核兵器禁止条約。この条約は、50カ国が批准の手続を終えた後に、90日後に発効するというふうにされております。平和首長会議に加盟する大竹市が条約発効に市民の皆さんの願い、被爆された被災者の皆さんの思い、そして大きく国際世論を動かし、昨年7月成立をした核兵器禁止条約、この発効を実現する上で、日本の政府もまた条約加盟の姿勢が示されるように、これからの取り組み、とりわけ平和首長会議の一員として市長の思い、できる限りのこれからの取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

次に、憲法改正問題についてでございますが、今、安倍政権のもとで憲法9条の改正が日程に上ってまいりました。条文は一項、二項を残すが、三項を追加して自衛隊を書き込み、戦争をする役割を担わせると。こういう狙いのもとに憲法9条の改正論議がこの3月25日、自民党の党大会で成文化されれば、秋の臨時国会、あるいは通常国会に発議をする、という段取りでございます。今、この憲法改正問題をめぐっては、安倍総理が最高顧問としてその座におられる日本会議。ここには、今の日本の憲法は占領軍の押しつけ憲法だ、こういうことを論拠に明治憲法への復興を願う方々が自民党国会議員多数を組み込んだ組織の中で、憲法改正へ向けた世論づくりに力を注いでおられます。

しかし一方では、市長や町長、あるいは知事、こういう現職の方でも憲法9条を守ろうという呼びかけのもとに連帯の輪が広がっております。現職である市長や町長さんはなかなか自分の意思をあからさまにはできかねる。今の力関係のもとでジレンマもあるようですが、しかし憲法9条の改正は阻止すべきだということで、それぞれの事情や立場を超えて、9条改正阻止、発議をやめてもらいたいという声を国民に届けて、その運動に大きな役割を果たされているところでございます。実は、私もこうした憲法改正問題に関する国民各階層の取り組みに改めて意を強くいたしまして、憲法9条を守る会、あるいは今、全国民に呼びかけて3,000万人の憲法反対の署名をやろうということで、憲法会議なるものがその役割を大きく果たしておりますけれども、せんだって私もこの憲法会議の一員として、微力ではありますが、1人でも2人でも市民の皆さんの思いを安倍総理に届けたいということで、許す範囲の時間を割いて、市民の皆さんにも声をかけているところでございます。

そこで市長にお伺いするんですが、憲法問題は単に日本が戦争をするかしないか、そういう国づくりをやるかやらないかということも大きな問題ですが、そこだけの問題にとどまらない、国民にとっては毎日の暮らしの中に憲法を生かすかどうかという問題でもあります。入山市長も市政を担当されて、今の日本の憲法の中に地方自治という規定が書き込まれておりますけれども、明治憲法には住民自治とか地方自治とかという規定はありません。ここに現職の市長として、住民自治の本旨とは何か。そして、また、憲法に規定をする国民の基本的な人権の問題、これを守るのかどうか。暮らしの中に国民の権利が生かされる、地方自治が生かされる、そして不断に市民の安全、福祉が向上する、こういうことが憲法に条文化もされ、規定をされているところでございます。私は改めて現在の憲法を学びながら、この憲法がひとしく国民の基本的な人権を守り、戦争のない平穏な社会に向けての大きな力になるように、私もかなり年をとりまして、若いときのようになかなか行動的には制約を受ける年代になり、また、その影響もあって、思いもややもすれば後ろ向きになるような局面も経験しますけれども、改めて私はこの憲法問題、核廃絶の問題につきましても、経慮老残、昔日未練の思いを持ちながら、これからも精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っております。憲法問題についての入山市長の忌憚のない御意見なり、思いをひとつ聞かせていただきたいと思います。

最後の問題ですが、冒頭で触れましたように、大竹市の災害要素としてはたくさんございます。自然災害はもちろんのこと、今、触れておりますように、コンビナート災害というのは、ただ単に津波とか地震とかだけではない。軍用機、航空機による不測の事故さえ予測をしなければならない問題ではないでしょうか。

そこで率直にお尋ねするんですが、このコンビナート防災に関しては防災対策会議というのがありまして、年に1回、会議を開くという規約になっておるんですが、これが開かれておらんのですね。先般の委員会でも指摘をしましたが、この7年間、規約に基づく会議が開催をされておらない。一方では、岩国基地に駐機する米軍機もふえよる。それにつれて訓練回数もふえる。事故につながる要素が日増しに大きくなっておる状況で、なおかつ規約も守らない。これは一体どういうことなのか。ここに一番私は疑問を持っておるんです。御承知のように、最近全国各地で米軍機の墜落だとか、落下物が校庭に落ちたとか、保育所に落ちたとか、こういう事故が多発をしております。大竹でそういう事故がないとは言えない、心配もあると思います。だからこそコンビナート災害の防止、安全確保についての日ごろの組織的な対応、行政の責任を果たすべき大きな責任があるというふうに思うんですが、このことについて、なぜ会議が開かれないのか。米軍機に対する飛行ルートや訓練の時間帯、こういうことについての規制はあるのかないのか。なければ、市として米軍側や防衛省にその規制策を申し入れるべきではないかというふうに思うんですが、その辺のことも含めて、市長初め、担当の消防長のほうで意見なりお考えを聞かせていただきたいと思います。

登壇しては以上の質問にさせていただきますが、御答弁のほう、簡明で市民の皆さんが安心できるような、心ある答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平和を願われる議員の温かいお気持ち、痛いほど伝わってまいりました。誰もが平和を願い、争いは愚かであると知りながら、悲しいことに人類は平和のために血を流し、また、全世界には想像を絶する、約1万5,000発との推計もありますが、そういう核兵器が今なお存在する現実がございます。身をもってその恐ろしさを、理不尽さを体感されました議員のお言葉、しっかりと胸に刻まさせていただきました。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の核廃絶に向けた取り組みと、2点目の憲法改正については、平和への取り組みとして一括でのお答えとさせていただきます。

核兵器廃絶への取り組みにつきましては、平成28年12月、平成29年3月の一般質問でもお答えいたしました。実現の日を迎えるまで訴え続けていく必要がございます。とりわけ戦争被爆を経験した広島県として、そして、地域義勇隊や学徒動員など400名を超える多くのとうとい命を奪われた大竹市として、核兵器の悲惨さ、愚かさを忘れることがあってはなりません。毎年8月6日には、今もって本市では総合市民会館前で平和記念式典が行われ、市民の皆様が祈りをささげてくださっておりますのも、こうした気持ちを込めてのものと感じております。

昨年取り組みましたヒバクシャ国際署名では、職員だけでなく、市民の皆様からも御賛同をいただくことができました。議員から御提案をいただいたおかげと改めて感謝申し上げます。この国際署名は、平均年齢が80歳を超える広島・長崎の被爆者が小さな声を上げたことに端を発しています。世界中で多くの賛同を受け、わずか1年3カ月後の昨年7月には、国連で核兵器禁止条約が採択されるまでに至りました。本条約の交渉開始の決議案に日本が反対したことはまことに残念ではありますが、本年3月にカザフスタンが調印し57カ国となりました。このうち条約を批准しているのは5カ国で、条約の発効要件である50カ国の批准には遠く及びませんが、核兵器のない平和な世界を実現していくためには、誰もが心に持つ、ごく当たり前の気持ちや願いを外に向けて表現すること、発信することが大切でございます。

一人一人の行動はごく小さなものかもしれませんが、平和首長会議や非核宣言自治体協議会などの組織と連帯することで、大きなうねりとなることを期待しております。毎年8月に行っております平和への思い展においても、お越しいただいた皆様の気持ちを行動に移すことができる場となるよう、被爆者署名のコーナーを設けていきたいと考えております。

憲法9条の改正については、昨年5月に安倍首相が2020年までに改正する意思があると表明されました。マスコミでは、自衛隊の存在の憲法解釈や改正素案がどうなるかなどさまざまに報道されておりますが、具体的な中身が明らかでない状況において、改正の是非について意見を申し述べる立場にはないものと思っております。

大切なことは、憲法改正の議論がしかるべき機関で十分に審議され、その目的や内容、暮らしへの影響などの情報が国民に正しく開示されることだと思います。そして、仮定の話にはなりますが、憲法改正案が発議され国民投票となった場合には、国民の一人お一人

人が正しい情報に基づいて、それぞれの意思で判断、投票できる環境を整えていただくことが重要であろうと思います。しばらくは動向を見守るしかありませんが、先の御質問でもお答えしましたとおり、平和で穏やかな世の中は、誰にとっても共通の願いです。二度と繰り返さないと誓った過ちを、再び犯すことがあってはならないという思いは私も常に持ち続けております。

続いて、米軍岩国基地の増強による事故等の不安、心配の増長についてでございます。

米海兵隊岩国航空基地の周辺地域で発生した航空機事故につきましては、本市も参加しております米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会で緊急措置事項を定めており、各関係機関で連携して事故対応に当たるものとされています。近年、その開催がなく、協議会の役割が十分に果たされていないのではないかと御懸念でございますが、事務を主幹する中国四国防衛局に確認したところ、会の開催の実績と航空機事故への対応は同期しているものではなく、ふだんから当該連絡協議会の機能が十分発揮できるよう、各関係機関と緊密な連絡体制の構築に努めているとのことでございます。万が一、航空機事故が起きた際には、地域防災計画や石油コンビナート等防災計画に沿って対応するとともに、連絡協議会の関係機関と協力して対応することになります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 消防本部の対応については、私のほうからお答えさせていただきます。

コンビナート地区で航空機等に起因した事故が発生した場合は、毒・劇物等の製造・貯蔵施設に重大な影響を与えることが予測されます。仮に山本議員がおっしゃるような過去に経験したことがない事故、または事件が発生した場合、速やかに正しい情報を伝達することが大切です。被害状況の把握や情報収集が円滑に進まないことが危惧されますが、岩国・大竹地区コンビナート等防災計画や大竹市地域防災計画に従って、また、新たに平成24年度に策定された大竹市災害対策防止マニュアル石油コンビナート等災害編に従って、関係企業はもとより、市の対策本部や警察、海上保安署等の関係機関と密に連携し、災害の鎮圧に向けて務めてまいります。

もう少し具体的に申しますと、製造施設や貯蔵施設等で漏えい、火災、爆発等が発生した場合の対応手順や関連した毒・劇物等の危険物に関する情報は、警防計画として消防で管理をしております。事故、事件の発生の際には、これを基本に対応することとなります。コンビナート企業は、国の定める毒物・劇物等に対し、さまざまな法律で定められた取り扱い基準に従って、二重、三重もの安全対策を施し工場の運営を行っておりますけれども、万が一、消防本部では重大な化学災害が発生したときの備えとして、平成24年度に高度の専門知識と各種資格を有し、化学災害に特化した機材等を整備した化学機動部隊O T A K E ・ H A Z M A Tを発隊したことは御承知のとおりです。

消防本部としまして、災害対策本部等の関係機関にいち早く正しい情報を伝え、市民の皆さんが落ちついて行動していただけるよう努めるとともに、災害の鎮圧に取り組んでま

いりたいと思います。

以上で、山本議員への答弁を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 核兵器の廃絶の問題で、この国連で条約の成文がされて、これを実際に発効するには50カ国の批准がなければならないとされてるんですが、しかし、今、国際的な世論の動向を日々伝えられる範囲で私は理解しておるんですが、被爆者のこの取り組みなり、また、核兵器廃絶を目指す国際的な連帯組織の活躍の中で、条約の発効に向けた取り組みが日増しに広がり強まっているというのが伺えるわけです。

そこで、この条約の核心は何かということ、改めて認識を私もしなきゃいかんと思うんですが、国連で決まったこの核兵器禁止条約の核心は、核兵器が初めて違法化された。つくことも使うことも運搬することも違法だということが、この条約の中に規定をされたという、初めてのことなんですが、ですから、核保有国が今では抑止論を盾に、核を開発したり持つことは当たり前だというふうな態度をとっておりますけれども、国連加盟国193カ国のうち、162カ国が今では核兵器廃絶に向けたサインを示す状況ですから、私は一人一人は微力であっても、連帯をして協働すれば大きな力になるし、それぞれの国の政府を動かす得る巨大な波をつくることができると思うんです。それで、この条約が国連で決まったときのアンケート調査なんですが、日本政府に条約の加盟を求めべきだと、こういう意見が95.4%、核兵器禁止条約が国連で採択をされて、加盟国の圧倒的多数が賛成をしたと、とても意味がある71.3%、しかし、それでも余り意味がないというのも2.8%ある。ですから、全て今、100人が100人意見が一致し、思いが一致している状況ではありませんけれども、少なくとも核兵器廃絶に向けての世論は前向きに大きくなりつつあるということというふうに私は理解をいたしております。

そこで、大竹市も加盟する平和首長会議、この首長会議の役割も非常に国際的にも高く評価がされておりますし、これからの取り組みも期待が大きいわけです。昨年8月段階で平和首長会議に加盟する162カ国、7,417の都市、これだけの規模に広がっておるわけです。それで、先ほど市長のほうから話がありましたように、昨年、国連での条約の成文化に向けた取り組みの過程で、3月の末に大竹市の広報にも掲載されましたが、条約の発効に向けて国連が条約を採択するよという署名を公共施設のロビーに置いてもらって、市民の皆さんもそれに賛同された方も少なからずあったというふうに聞くんんですが、こういうこと一つ一つの積み上げが世論を動かし、関係機関の思いを前向きにさせるんだというふうに私は思います。

それで、この平和首長会議の会長でもある広島市長や副会長である長崎の田上市長は、安倍総理に対しても、河野外務大臣に対しても、日本政府は核保有国の傘から離脱して、条約の加盟国になるよという要望書を昨年手渡されております。また、全国の多くの加盟首長が今展開をされているヒバクシャ国際署名、これは3,000万を日本では目指しているんですが、各団体、個人に協力、賛同をお願いして展開をされております。改めて、こうした平和首長会議と足並みをそろえて、大竹市もできる限りの協力をしてほしいという思いでございますけれども、市長のさらなる前向きな取り組みをお願いしたいんですが。

それで私、入山市長がこの平和首長会議に加盟をされて、内外へのメッセージを発信されておることを最近のメディアの紙面を見て非常に心強く感じたんですが、僭越ですがちょっとこの場でメッセージなるものを紹介させていただきたい。「昭和20年8月6日、8時15分、人類史上初めての惨劇から70年が過ぎようとしています。大竹市では、国民義勇隊や学徒動員で広島に赴いていた数多くの市民が原爆の犠牲となりました。原爆の悲惨さを身をもって体験した私たちは、核兵器による惨劇が二度と起こらないよう懸命に取り組んでいく責務があります」非常に心強いメッセージが発信されているんですね。「広島から日本中、そして世界中に向けて平和へのメッセージを発信し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和が一日も早く実現することを心から願っております」私は、ここに述べられている、「原爆の悲惨さを身をもって体験した私たちは、核兵器による惨劇が二度と起こらないよう懸命に取り組んでいく責務がある」この言葉に非常に私自身も激励を受けました。改めて、これからの取り組みについて、可能な限りの市長の思いを市民に示してもらい、国際世論との連帯を強めていただくように、重ねてお願いをいたします。

憲法問題ですが、現職の市長としては、今の状況のもとでは言いづらい。自分の意思を率直に表明するのも、いささか遠慮せざるを得ないというふうな局面もあろうかと思うんですが、しかし、憲法に規定する住民自治の本市、また、市民の基本的な人権を擁護しながら、日常不断に安全と福祉を向上させるという、これはどんな立場の人であっても、守るべき基本的なものだというふうに思うんです。したがって、その立場を明らかにして貫こうとすれば、今の安倍政権のもとではいろいろとジレンマもあろうかと思うんですが、しかし、志はやっぱり憲法の令に基づいて発揮できるように、その意志を貫いてほしいというふうに思うんですが、その限りにおいて市長の今の思いをひとつ、素直な言葉で聞かせてもらいたいんです。また、そのことが国民一人一人が守るべき憲法の基本を踏まえて、憲法改正の動きを封じて、日本の憲法が暮らしに生かされるように、その政治を実現させる力になるように努めていきたいというふうに思うんですが、もう一度、ひとつ御答弁をお願いします。

それで、今、消防長のほうから答弁があったんですが、この開催いうのはあれですか。大竹市が要望するとか、開催をしたらどうかというふうにお問い合わせするとかいうのはできないことになってます。どこが招集権持つとる。招集がないからしょうがないよというわけにいかんでしょ。招集があろうがなかろうが、事態が不安であり、その危険性の度合いが大きくなるということは、現場の消防署なり大竹市が感覚的にも日々持つとるわけですからね。だから、この会議が開かれて安心できるような防止対策なり、不測の事態に備えた対応策を持つというのが大事だと思うんです。この防災計画の中には、私もこういうことを大竹で今までやったことがあるのかなというような規定が目についたんですが、その1つは、大竹なら大竹の行政分野に責任持つ担当が決まっておりますよね。総務は何をするとか、福祉部は何をするとか。この防災計画の中にも、そういうふうになっとんですね。それでちょっと聞くんですが、私は大竹市が今まで、このコンビナート防災に関して、庁内で規定通り、日ごろから市民に対しても負うべき責任のある行政機関が、立証的に系統的に啓発活動に取り組むべきだという規定がありますよね。そういうことをやられたのか

どうか。私にその記憶がないので聞くんですが、教育長に聞くんですが、このコンビナート防災の中では、たくさん貯蔵されとる劇薬や毒薬、こういう貯蔵タンクが爆発すれば、あるいは破壊されると、800メートルなり、1,200メートルなりの範囲で人体にも影響を与えるというふうになつとるんよね。そうすると、一番近い学校なりね、というふうな、この児童生徒の安全をどうして守るん。また、このコンビナート防災に関しては、こういう被害は一次的、二次的にも発生すると。こういうふうな認識を立証的に児童生徒や市民に啓発をすべきだという規定になつとるんですよ。そういうことをおやりになったことはあるんですか。

それから、特に福祉の分野では、社会的に弱い立場にある人たち、保育所の園児、自力ではなかなか避難もできにくい、こういう災害事態に対応する認識も乏しいという子供たちや、社会的に弱い立場にある人たちへの日ごろの啓発活動、対応を今までお考えになって、それなりの取り組みをされた経緯があるのか。

それから、一番大事な、ここに平成24年11月13日、こういうのがあるんですね。米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱というの。ですから、想定をしとるのはしとるんやね。しとるんじゃが、私が心配するのは、コンビナートの上空とか市街地への上空を飛行ルートとして訓練域にしてはならないというふうなことを、米軍側や防衛省等の関係機関との間で協定でも結んでおられるのか。どうなつとんですか。この大竹のコンビナートの上空内、市街地の上空を飛びませんよと。で、飛行機の飛行高度は300メートル以下じゃいけませんよとかいうような、いろんな安全規定があると思うんですが、それは大竹市も協定を結んでおられないんですか。なけりゃないようにひとつ考えてもらいたいいうんかね、あつてもなかなか米軍は守ろうとしないというのが現実ではあるんですが、それでも協定を結べば世論を背景に、防衛なり米軍なり動かせるよりどころになりますからね。ぜひ、そういう方向でひとつ考えてもらいたいと思うんですが、わかる範囲でひとつ答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 答えれるところからどうぞ。

危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、まず、岩国基地の米軍機に対します飛行ルート等のことについてお答えをいたします。

現在、大竹市の中では、特に米軍との協定事項というのは結んでおりません。ただ、今、国と岩国市等に基づいて、コンビナートがございますので、コンビナートの上空は飛ばないというような合意事項はされていると聞いております。

また、避難訓練等につきましての内容の御質問でございますが、大竹市においては、地域住民と毎年自主防災組織、自治会等を対象としまして研修会を実施しておりまして、啓発を行うとともに、自治会単位で行う避難訓練にも防災職員を派遣し、防災について一緒に考えていく機会を設けさせていただいております。

また、ちょっと御質問と前後するんですが、大竹市内にあるコンビナート工場群に航空機が墜落した際の対応について、国の見解をいただいておりますことを御紹介させていただきます。中国四国防衛局からは、滑走路沖合移設により周辺地域の生活環境への影響が少な

い形で、安全な航空機の運用が可能となっていると考えている。しかし、万が一、米軍や自衛隊機による事故が発生した場合には、速やかに関係自治体に情報提供を行い、職員を現地に派遣し、被害状況を把握するとともに関係機関と連携し、最小限の被害にとどめるよう努め、さらには防衛省、自衛隊として事故原因の究明、再発防止を徹底するとの見解をいただいております。

もう1点、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱等を締結している部分についてでございます。

先ほどの答弁の中にもありました連絡協議会、これは中四国防衛局が主催し、事務所掌を行っている会でございます。近年では、毎年の形式的な開催について、米海兵隊側からスケジュールの調整が困難であるという形で難色を示されているということでもありまして、開催に向けて現在調整が図れない現状にあると聞いております。また、各地で航空機事故の発生を受けまして、安心安全への不安が募ることと思いますが、できるだけ早い連絡協議会の開催に向けて中四国防衛局とも調整を進めていると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 御質問の平和に対する考え方を述べさせていただきます。

公的な立場で行政を執行するという立場では非常に言及しにくいということでございます。ただ、大竹の市民を代表して、大竹市、大きな原爆の被害を受けた中で、皆さん方が平和に希求されるそのお気持ち、そのことは非常に大切に思い、自分自身の経験からも大切に思っていきたいというふうに考えております。そういう意味で、憲法につきましても、アメリカと旧ソ連、それから、今はアメリカとロシアと中国のはざまに立ちながら、奇跡的な憲法を持ちながらバランスよく平和を守ってきた、国の状況を、これから先、果たしてどのように守っていけるのかと。これは国民的な議論で中立に立って、みんなで幅広く議論した中で国民皆さんで決めていくべきことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 災害発生の際には、やはり、まず情報収集に努めて、その情報に基づいて迅速かつ適切な対応をとることが何よりも重要だと思っております。学校においては、今、さまざまな状況を想定して、計画的に訓練を行っているところでございます。

コンビナート災害につきましても、とりわけ有害物質、有毒物質に関する情報を消防署など関係機関との連携により速やかに収集、迅速かつ適切な対応をとり、安心安全に努めたいと考えております。また、校長会等も通じて、そういった情報を提供しているところでございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 保育所における訓練等の御質問ございました。

航空機事故等による石油コンビナートの災害を想定した訓練というのはしてはおりません。ただ、特にさかえ保育所でございますが、石油コンビナート地域にあるというのは十

分認識しておりますので、万が一の避難における、どういう行動とったらいいかというのは、職員も十分認識しております。特に、何年にか1回、広島県の石油コンビナート防災訓練というのが大竹市でも開催されますが、前回行われた石油コンビナート防災訓練におきましても、さかえ保育所の職員、保育所のお子様、参加させていただいております。職員においては、常に石油コンビナート地域にあるということについては十分認識しておりますので、万が一のときには市の災害対策本部と十分な連携をとりながら、職員及びお子様方をいかに安全な地域に避難させるかどうか。どういう行動をとったらいいかということについては、日ごろから十分職員間で意識を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 消防課長。

○消防本部消防課長（古木一也） 市民の避難と啓発についてということでございますが、我々、大竹市の災害対策本部運営マニュアルに基づきまして、災害運営対策本部運営マニュアルとか避難広報マニュアルに従いまして、当然避難誘導活動に対応してまいります。

また、ふだん、事業所、学校、保育所、自治会などで行っていただいております消防訓練におきましても、訓練指導に参りまして、避難、訓練につきましても行っていただいております。この避難につきましても、コンビナート災害に特定したものではありませんけれども、基本的には安全に確実に避難していただくということで、その情報を的確に皆様方に市消防としても提示していくということが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） ちょっと質問の順序が異なりますしたが、今、消防のほうでおっしゃった、日常的にコンビナート災害に関する危険性なり、災害時の対応なりを啓発することになっておるんですが、私が1つ疑問に思うのは、この防災計画書の中では影響を受ける地域として御幸町とか東栄とかいう区域の記載はあるんですが、それ以上のことはないよね、あの計画書の中には。ところが、私がもらった計画書の中の資料集の中に、コンビナート企業の毒薬、それから劇薬、これを企業ごとに拾ってみると何十万トンですよ。それが連鎖的に化学反応を起こして、人体や環境に影響を与えるという重大な事故の際には避難指示を出すとか、避難場所へ誘導するとかいうことが記載はされとるんですが、今、指定された地域だけでも、自治会総会というような機会に、こういう危険性があるって、災害時にはこういう事態になりますと。だから、いざいざときにはどこそこに避難をしてくださいというようなことを、何回か機会をもたれたことはあるんですか。指定されとる地域だけについて聞いたんです。市内全般じゃなしに。そういうことを私、聞いた記憶がないやね。ましてや、今のような量的にも膨大な劇薬、毒薬が貯蔵されて、一旦タンクが破壊されて、連鎖的に企業に影響を与える、環境に影響を与える、人体に影響を与えるような、二次、三次の災害につながるようなことになったときに、市民はどうなるんかと。だから、啓発活動をやっているとかがいうふうにおっしゃるんなら、私も自治会長を10年やらせてもらいましたが、そんなことは1回もなかったわね。最近やり出したん。やり出したんなら前進ですからいいんですよ。しかし、余りそういうことを聞かんで、心配して言

いよるんで。こういう場ですから、現状悪いまま、お互いに認識の度合いは濃い薄いあるかもわからんが、事実でないことを事実のように言わんように、ありのままをひとつ出しおおうて改善策を探るといのがこういう場ですから、率直に話してもらいたい。

それで、こういう事例があったんですよ。かつてシアンとか、クロムとか、こういうものが昔は土佐沖の海域に大竹から船に積んで廃棄しよった。そういう時期があった。そのときに従事していた従事員3人が、シアンの残渣の影響を受けて死亡されたんですよ。シアンなるものは毒薬ですから、これは県の調査の報告によっても、濃度が270ppmのものを海洋投棄しようとした。それで3人の従事員が犠牲になったと。これは事実ですから、調べてもらえば。それぐらいの人体へ影響を与える毒薬が貯蔵という事実を、指定されとる区域に、せめて区域の皆さんだけでも認識をしてもらおうと。行く行くは、企業から民家までそんなに距離がありませんから、大竹は緩衝緑地帯がないんでね、環境的にも条件が悪いとこなんで、事故が未然に防げるように、逃げるが勝ちという認識を持ってもらおうと同時に、事故が発生しないような事前の対応としては、関係機関が鋭意知恵を集めて、ガイドラインをさらなる密度のあるものにしていく会議を定期的に持って協議をしてもらおうというふうなことが大事じゃないかと思うんですが、その最たる責任者は、担当は消防であっても、責任は市長にあるわけですから、市長がそういったことについてのリーダーシップを発揮されなけりゃいけないのじゃないかと思うんで、市長のほうからもコメントをもらいたいです。

それで、保育児とか、幼稚園児とか、それから、社会的に介護の認定を3とか4とか受けて自宅で苦勞されている方とかありますよね。また、肢体の不自由な方とか。そういうことへの配慮が要るんだと。そういう人たちへの避難誘導を人的にも確保するようにしなさいというのが防災計画の規定なんです。そういうことを考慮しておられます。答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 消防長。

○消防長（橋村哲也） 私のほうから、何でも話してくれただけいうことで、なるべく話すようにしますが、まず、このコンビナート等にかかれてる、資料に載っている何万吨というのは、一応大竹は製造所がありますんで、それが全て貯蔵されているわけじゃないんですね。それと、訓練については、平成24年に実際に災害対策本部とコンビナートの訓練いうことで、一部住民の方にも入ってやっていただいたことはございます。ただ、全地域、今の東栄であったり、栄町皆さん出てもらって、自治会等に言って、これはどうしましょうかという訓練はまだやってません。ただ、今、訓練について1つ入れさせていただければ、先般も、ちょっとこれ関係ないですが、ゆめマートのところにできた高層マンション、そこの自衛消防隊なんかと実際に我々が行って、どう避難するんかということについて、そこの現場に行って訓練しよう、というふうな予防の分に力を入れていこうということは今やっています。来週も玖波地区のほうに出向いて、消防と災害対策関係、それと地域の皆さんと消防団、地域の皆さんと一緒に、これは地震等の災害があった場合ですけれども、訓練をするという状況にあります。

それと、もう1点、爆発したり何かあったときには、1,200メートルも物が飛ぶのではないか。もし、山本議員が言われるように航空機が墜落したり、航空機じゃなくても今は北朝鮮となれば、前済んでますけれども、そういうもので実際に机上訓練をしたこともございます。極端な話、隕石なんかもどこへ落ちてくるかわからんわけで、空からの飛行体に対するというのは、我々もある程度考えておるんですが、ただ、火災爆発有毒ガスの発生ということになったら、爆発が起きるときには気密性が高いところに爆発が起きます。ですから、飛行機か何かで破壊されれば、爆発というのは一度の爆発で終わるわけですね。有毒ガスについても、これについてももう1つ説明させてもらいますけど、くしくもきのうは大津波が来た年です。実際に有毒ガスというのは風に基づいて動くわけですね。ですけれども、あるところにおれば安全な場所というのはあります。そのために最初の答弁のときに申し上げましたように、とにかく予想せぬ出来事、過去に経験のないことが起きたときには、とにかく情報を我々は収集してまいります。ですから、ここに行けば安全ですよ、この避難所におれば絶対大丈夫じゃなくて、情報をしっかり防災行政無線等で聞き取って、それに基づいて皆さんが動いてもらうということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

それと、山本議員おっしゃいました、さまざまな有毒ガス出ます。ただ、石油化学コンビナートなんで、可燃ガスがほとんどなんで、火災が起きてしまえば大部分は燃えます。そこについて有毒ガスが出るわ、爆発もする。また、火事も消えないようになるというのは、なかなか皆さんが思っているコンビナート火災よりもやり方というのはいろいろありますんで、まずは情報をしっかりとっていただいて、慌てないということを考えていただいたらというふうに思います。私の私的な意見も入ってますけれども、何でもとおっしゃいましたんで、よろしく願います。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 災害時に要支援を要する方の対策でございます。

市のほうでは災害時、避難をするときに支援を要する方の名簿というのを作成しております。この名簿については自治会、あるいは民生委員さん、あるいは警察のほうにも提供して、そういう事案になったときにはどのような支援をしたらいいのかということで、そういう情報提供してます。ただ、問題なのは、その災害時に要支援を必要な方はある程度ちゃんと名簿が出てるわけですから、その方を誰がどうやって支援をしていくというのがなかなか難しいところでございます。行政の職員がそこに行って付き添って避難ということはなかなか難しいところでございますので、地域福祉の推進の中で、今、地域に出向いてどうやったら皆さんで万が一のときに避難行動ができるかというのを地域に出向いて、事あるごとに地域福祉の推進という中でお願いをしているところでございます。防災担当のほうも地域に出て、あるいは防災講演会とかありますが、その中でもそういうふうな啓発をしているところでございますが、先ほども申しましたように、名簿はできてるけど、一人一人の方をどうやって避難場所まで誘導するか、ここは非常に問題なところでございます。これからも地域の皆さんと一緒にあってどうやって取り組んでいくかというのは、

これからも一緒になって考えていきたいと思いますので、地域の皆さんの協力もよろしく
お願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 全体に携わる責任者として考え方を述べさせていただきます。

毒物・劇物については国のほうで基準が決められ、その保管の方法についても厳しく指
導があるわけでございます。その法令はきちっと遵守していただくようなことを我々をし
っかり指導をしていく。想定外の方が一が起こったときにどういうふうにするかというこ
とで、大竹では特防協という組織がありまして、数年前でございますが、今まで初めての
状況で、有毒物が漏えいしたときということ想定をした訓練までもさせていただいて
おります。そういうことで十分に企業側と連携をとりながら、市民の皆さん方に被害が及
ばないようなことを、これからも努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、最後に、私が今回質問のテーマとして挙げた3項目につい
ての質問を、これが最後とさせていただきますが、入山市長は平和首長会議の一員として、
核禁止条約の批准発効に向けての具体的な取り組みについての思いは、市民にメッセージ
として発することがこの場では難しいんですか。率直にひとつそこところ、市民の願
いでもあるし、日本における被爆者の国際的な取り組みの中でも評価をされている中での
平和首長会議の役割が果たされるべきだという期待もあるわけなんで、最後にそこところ
を聞かせてもらいたいと思います。それから、憲法問題も同じように、現職の市長と
して憲法に規定される条項については、いろいろ関係機関との意見の違う局面もあるか
と思っておりますが、しかし、基本姿勢としては、憲法の理念、規定をやっぱりしっかり守って、
市民の不断の安全、福祉の向上に努めるという、その気概なり思いをひとつ最後に聞かせ
てもらいたいと思います。

それから、担当が消防なんで、いろいろ取り組むべき分野もあろうかと思うんですね。
せんだってば、廿日市市との緊急事態に備えての協定も結ばれたし、それから、今言う工
場に使用される毒物とか劇薬とかいうふうなことの、企業の市域外での災害に備えての企
業群との間での応援体制なり協力体制なり地域の伝授なりを求めるといふようなこともお
やりになったということで、これは非常に踏み込んだ市長としての対応だといふふうに私
も思っております。しかし、やっぱり、今、私が触れたコンビナート災害に関しては、言
っては失礼かもわからんが、まだまだ緒についた段階で、市民への普及なり啓発なり、取
り組むべきところはたくさんあろうかと思ひまして、特に関係機関に対する要望につい
ては遠慮せずに、大いに声を発してもらいたいと思うんです。そのことをお願いしときたい
と思います。

時間が少しあるんですが、市長の答弁で終わりにします。よろしく。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 平和を望む気持ち、このことについては偽りなく市民の皆さんを代表
して行動し続けてまいりたいというふうに思います。ただ、平和平和と大きく捉えまして

も、自分自身は人と人との一人ずつの対応について、例えば私とあなたの関係について申しますと、許すというその言葉の重さを感じております。そういう意味で、平和のもとやはりお一人お一人のおつき合い、この辺のことを基本に物事を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後1時20分を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時16分 休憩

13時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 風の山崎でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、公有地売却に伴う高裁判断について市長の対応を問う。

日本の政治の枠組みは、権力の乱用を防止し、国民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政それぞれに分散させた三権分立の体制であります。申し上げるまでもございませんが、立法権とは、法律を国会で議決して成立させることですが、しかし、それを実行する権利はありません。行政権とは、成立させた法律を執行することができる権利を要しています。また、司法権とは、執行された法律に基づき裁定し、法律に違反していると判断されれば罰せられます。それぞれが独立した機関で、互いにチェックし合う関係にあります。

ところで、昨年3月9日広島高裁判決は、平成23年12月の大願寺造成地の売却議決は地方自治法に違反、議会の議決は無効との判断でありました。適正な対価については、平成23年鑑定評価額の7億1,300万円を基準として、30%を超えて修正することは許されないと、入山市長に1億4,910万円を支払えとの判決でありました。私たち議員や議会はもちろん、政治にかかわる政治家も行政にかかわる公務員も市民も法律を守る、法令遵守は日本国民として当然のこと、当たり前のことであると認識をしております。もちろん、司法による判断もしっかりと受けとめ、従わなければならないと考えております。

先ほども申し上げましたが、我が国は法治国家であり、三権分立の国家であります。三権分立の一方である司法権・裁判権は、争いごとや犯罪が起きたときに憲法や法律に基づき判断するとともに、立法権や行政権を監視、チェックする機能も要しています。すなわち、三権分立の一方である司法権・裁判権は、争いごとや犯罪が起きたときに、憲法や法律に基づき判断し、解決を図る機関です。大竹市の全面的な敗訴を示した広島高裁判決に対して、大竹市は昨年3月23日、最高裁判所に上告及び上告受理申し立てをされました。

おおむね1年が経過します。そういった中で昨年12月議会では、「平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」との陳情が議会に出され、賛成9、反対4、欠席1で採択されました。最高裁が上告申し立てを受理されるのか、上告を棄却されるのか、いまだわかりませんが、どのような裁定が下されようとも、最高裁判所の裁定には従わなければならないと思うわけです。入山市長におかれましては、司法の判断、法令遵守という立場をどのように捉えておられるのか。どのように判断されるのかについて問います。

また、議会で議決されたとはいえ、高裁の判断は地方自治法に違反し、議会の議決は無効とあります。そのような判決の中で今回の陳情は、土地売却処分は適正適切であった旨の考えに賛同を求めるとの陳情であります。このことについても入山市長はどのようにお考えなのかを伺います。

次に、米海軍の低空飛行と攻撃調整・偵察訓練について問います。

ことし1月25日に廿日市市沖の海上で、米海軍の海上攻撃飛行体と海上戦闘飛行体のヘリコプターが低空飛行したと思われる写真が米海軍の公式ホームページに掲載されたことで、廿日市市の眞野勝弘市長や市民団体が抗議の申し入れをした問題がマスコミ各社で報じられました。お手元に資料を配付させていただいております。資料1の1枚目が米海軍の公式ホームページであります。写真の右に英文で記載があります。この英文の翻訳を2枚目に記載しております。なお、この翻訳については、私が友人にお願いして、していただいたものであります。3枚目は廿日市市のホームページから引用させていただきました。2枚目の翻訳ページをお開きください。広島日本2018年1月25日、第51海上攻撃ヘリコプター飛行体に所属するシーホークヘリコプターMH60RとMH60Sは、第25海上戦闘ヘリコプター飛行体と広島の海岸沖で集結し、海兵隊岩国航空基地からの任務である攻撃調整と偵察訓練を行った。米海軍写真撮影、クリス・キンプロウ大尉となっています。写真はヘリ前方が廿日市市の木材港南地区であります。

瀬戸内海は米軍や自衛隊の訓練区域ではありません。瀬戸内海には無数の島々が点在しており、多くの住民が生活を営んでおります。攻撃調整・偵察訓練などもつてのほかと考えます。なお、日米両政府は、米軍機が低空飛行訓練をする際、日本の航空法と同じ高度規制、市街地300メートル、その他150メートルを適用することで合意をしております。岩国基地への艦載機移駐後は、このような訓練が繰り返される可能性があります。また、本市の沖には世界遺産の宮島があり、世界中から訪れる観光客にも影響を与えます。瀬戸内海に面し、阿多田島を擁する本市としましても、瀬戸内海でこのような訓練がなされることは住民の安心安全に逆行するもので、看過できない事態だと思います。米軍ヘリやオスプレイなど軍用ヘリの事故が相次いでおり、沖縄では墜落や緊急着陸、あるいは部品の落下など事故が多発しています。このような訓練や集結が実施されたことが事実であれば、風光明媚な瀬戸内の安らぎも打ち砕かれます。

以下の事実確認と情報の提供、防衛もしくは米軍側に求めていただくようお願いをいたしました。飛行目的を明らかにしてください。瀬戸内海を含む宮島近郊は、米軍訓練区域ではないと考えるがいかがですか。今後もこのような訓練が行われると想定されています

か。

次に、子供の貧困対策について問います。

私は昨年3月議会で、子供の貧困が全国的に深刻化していること、広島県の子供の貧困率が47都道府県中17番目で、貧困率は14.9%であること。大学教授や日本財団などの調査では、子育て世代の14%が生活保護基準以下と指摘し、生活保護基準以下での収入で暮らす全世帯のうち、15.5%しか生活保護を受給していないこと。このまま子供の貧困を放置すれば地域経済が悪化し、消費が低迷、子供の生活環境や学習環境に影響を与え、親から子へ、子から孫へと貧困の連鎖が生み出されることから、本市においても子供の生活の実態調査を行い、対策を講じることが必要である旨お願いをいたしました。

折しも昨年7月、広島県は初めて、子どもの生活に関する実態調査を実施されました。県内23市町のうち、15市町に配布、広島市や福山市など残りの8市町は独自の質問を加え、経済状況と学力の関係などを調べ、地域の実情に合わせたきめ細やかな効果的な支援策につなげることを目標に調査をしてました。広島県全域の調査対象は約3万4,000世帯、学校を通じて配布されました。また、経済的な困窮が子供の生活や学力に影響を与え、成長後の人生にも影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を防ぐために子供の生活や学習環境の実態を調査し、18年度の予算に反映することを公表していました。3月議会の入山市長の御答弁では、実態把握については広島県が実施する予定で、本市もその対象に含まれており、アンケートの集計の結果と分析は広島県が行い、県としても施策や事業が検討される。その動向を踏まえながら、本市で取り組むべき施策を検討していきたいとの御答弁をいただいております。

広島県は昨年12月6日に、子どもの生活に関する実態調査の暫定結果を県議会生活福祉保健委員会で公表いたしました。それによりますと、生活困難層の家庭が25%、約4分の1を占める。経済的に厳しい家庭や子供の支援策の強化を求める意見が相次いだとしています。小学5年の児童がいる家庭と中学2年の生徒がいる家庭の2万5,000世帯のうち65%の回答で、児童生徒に学びや生活に関する42項目。保護者には、家庭環境や仕事に関する48項目を質問しております。回答からは各家庭を、所得が低い、公共料金や家賃が払えない、子供の体験や持ち物が欠如しているの3要素で分類し、2つ以上に当てはまれば生活困窮層、いずれか1つで周辺層と分類し、2層を含めて生活困難層と定義。いずれも該当しない世帯を非生活困難層としました。生活困窮層は小学校5年生が9.3%、中学校2年生が9.6%で、生活困難層は小学校5年生が25.6%、中学校2年生が27.8%で、生活困難層の子供は非生活困難層の子供に比べて、学校の授業がわからないと感じる割合が高かった。生活面でも食事をとらなかつたり、1人で食事を食べたりする割合も高かった。自己肯定感が低く、将来の夢についても悲観的な傾向も見られたとしています。

県議会では、家賃や電気・ガス代が払えないなどの状態は緊急性が高い。市町と連携して対策をとるか、結果を踏まえて行政施策を総括して課題を認識し、新年度の施策に生かすべきなど早期の対策強化を求める意見が相次いだと報じています。広島県子ども家庭課は、結果を重く受けとめる。保護者と子供の回答を照らし合わせ、どのような施策が必要か検討したい。今年度末に最終まとめを公表の予定としています。

これを受けて湯崎広島県知事は新春インタビューで、家庭の経済的な事情などで子供の力を最大限に伸ばせないのは社会的な損失につながると、2018年度予算は子供の貧困対策を重点的に進めると考えを強調されました。また、県内の子供がいる家庭の4分の1が生活困難層の結果は非常に厳しい家庭環境であり、学びや健康、生活面に影響を与えている深刻な状況が、世代をまたぐ貧困の連鎖が社会の活力低下や不安定化を招いている。子供一人一人の力を伸ばすことが貧困の連鎖を断ち切ることにつながると語り、早速、広島県の18年度予算は子供の貧困対策の強化を打ち出しました。子供が朝食を食べない割合が高いことから、県内3カ所で子供の朝食の提供や広島版ネウボラを新たに3市町に拡大し6市町に、貧困の世代間連鎖を断ち切る施策として学びのセーフティーネットを強化。非課税世帯の高校生が進学するとき、60万円を給付する制度の創設。学力に課題のある子供への対応策強化のために、学力フォローアップ校の指定や中学校に教員を増配している事業の拡大。放課後子ども教室への支援では、県が派遣するボランティアの増員。待機児童の解消に保育士雇用の人件費補助。幼児教育の充実策として、幼児教育センター仮称を設置。子供の貧困対策を推進するために、市町や経済、労働、医療、福祉、教育など、各分野の関係団体と子供の未来応援推進会議仮称を設置するなど、子供の貧困対策に真剣に向き合う姿勢が見えてきております。

また、独自に調査された福山市も、2月19日に市議会民生福祉委員会などで調査結果を報告。呉市は2月26日に調査結果を発表しました。福山市の場合は、生活困難層は小学5年生で28.1%、中学2年で32.7%と、広島県の場合より福山市の場合が小学5年で2.5ポイント、中学2年で4.9ポイント高いことが判明し、呉市の場合を含めて自治体により格差があることがわかりました。このような広島県や福山市、呉市の子どもの生活に関する実態調査から、子供の貧困についてどのように認識されましたか。また、本市の子供の貧困の状況はどのように判断されていますか。地域間格差があることから、大竹市も実態調査の必要があると思いますが、いかがですか。新年度予算では、子供の貧困対策の取り組みはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

続いて、奨学金制度について問います。

大学の学費が高くなる一方で、保護者の収入が減少している。今や大学生の2人に1人以上が奨学金を利用しているとされています。しかし、その大半は国の予算などで運営されている日本学生支援機構や自治体の貸与型の奨学金で、卒業後には返済が始まります。しかも、以前は奨学金といえば無利子であったものが、財政難を理由として利息のついた有利子の奨学金が拡大され、現状は無利子の2倍に達しており、現在では奨学金の借り入れによる進学は当たり前になっております。卒業し就労しても奨学金の返済に追われ、生活を圧迫されている若者が増加しています。その額も月額3万円程度と思いきや、5万円、8万円、中には十五、六万にも及ぶ学生がいらっしゃるということでもあります。多額の奨学金の返済を抱えて卒業しても給料は思うようにもらえず、奨学金の滞納におびえながらの生活が始まります。一方で、滞納すれば親や保証人に差し押さえが行く現実に悩まされます。家計が苦しいために借りた奨学金が、結果的に親子の共倒れを招く。2月12日の朝

日新聞は、奨学金破産、延べ1万5,000人という衝撃的な見出しで、奨学金による自己破産の実態を報じていました。本市においては奨学金の免除規定を設けるなど、奨学生に各段の理解を示されており。

近年の奨学生の保護者、認定者の状況はどのように推移していますか。また、奨学生の確保のための広報活動などはどのようにされていますか。本市の奨学金の滞納状況についても伺います。

以上、壇上での質問を終わります。どうかよろしく御答弁のほど、お願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 正確な言葉ではございませんが、憲法93条1項、議事機関として議会設置規定をしており、地方自治法で普通地方公共団体は議会設置をしなければならないと。議事機関とは、議会が属する地方公共団体の意思を決定する機関としての地位を表している。改めて議会の重さを感じさせていただいております。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。なお、奨学金制度につきましては、後ほど教育長が答弁します。

初めに、公有地売却に伴う高裁判決についてお答えいたします。

大願寺地区造成地土地売却事業に係る高裁判決につきましては、これを不服として、昨年3月23日に最高裁判所に対し、上告及び上告受理申し立てを行っているところでございます。大竹港東栄地区整備事業から始まった長年の懸案事項を解決するために、当時の議員の皆様方が市の将来を見据え、真剣に議論を行った上、私どもの提案に御賛同いただいた結果、土地の売却が決まり、今では小方ヶ丘と呼ばれるすばらしい土地に生まれ変わっております。昨年12月に市民の皆様が提出された陳情につきましては、私ども執行部を初め、議案に御賛同いただきました議員の皆様への理解と応援のメッセージであると受けとめさせていただいております。また、議会におかれましても私と同様に受けとめられ、採択されたと感じております。

2点目の米軍ホームページに記載された写真の中に、岩国基地所属と思われるヘリコプター3機が廿日市市沖合に集結し、編隊飛行訓練を行ったとされていることに対する御質問にお答えいたします。

まず、岩国基地を中心とした瀬戸内海は、米軍や自衛隊の訓練空域がどうかについてですが、中国四国防衛局に確認している限りでは、訓練空域は設定されていないとのことでございます。

次に、岩国基地を中心とした瀬戸内海やその周辺における飛行空域の設定などの情報提供についてです。

中国四国防衛局に確認している内容では、岩国空港に航空機を進入するための管制空域があり、その空域については岩国飛行場において管制業務を行っているとのことで、その詳細は国土交通省が発行する「航空路誌」に掲載されています。また、米軍ホームページに掲載された廿日市市沖でヘリコプターの編隊飛行訓練の実施は事実がどうかについてですが、現在、中国四国防衛局において、米側に事実関係の確認をされているとのこととご

ざいます。ただし、一般的に日米地位協定では、実弾射撃を伴わない通常飛行による訓練は、米軍施設外の空域において行うことが認められているとのことをございます。

3点目の子供の貧困対策についてお答えします。

まず、広島県が実施した子どもの生活に関する実態調査は、県が今後の子供の貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するために、昨年7月に県内全ての市町において実施されました。小学校5年生とその保護者、それぞれ約8,500人、中学校2年生とその保護者、それぞれ約7,700人からのアンケートの回答結果が、昨年12月に速報値として発表されております。この調査は、子供の貧困率を算出するために行われたものではありませんが、生活に困窮する世帯の子供ほど学校の授業の理解度が低い、健康状態がよくないと感じる子が多い、自己肯定感が低く、将来についても悲観的な考えの子が多いといった状況が改めて浮き彫りになりました。いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることのないよう、国を挙げたきめ細やかな支援の必要性を改めて感じているところでございます。

本市の子供の貧困状況につきましては、県から本市分の調査結果のデータが届き次第、その結果を踏まえながら、本市独自の実態調査の必要性を検討してまいりたいと考えています。

最後に、本市の平成30年度の子供の貧困対策についてです。

新規事業はございませんが、今年度から入学前支給としました就学援助制度を引き続き実施します。また、貧困により学習機会が損失されないように、一般財団法人広島県ひとり親家庭福祉連合会の事業であるひとり親家庭への学習支援の周知などを継続してまいります。現在、県では調査結果を詳しく分析した上で、教育委員会による学びのセーフティネットの構築、健康福祉局による確かな学力等を身につけるための生活の基盤づくりといった、それぞれの視点での子供を支える仕組みづくりに向けた制度設計を進めておられます。こうした県の動向も注視しながら、本市が取り組むべき施策の判断をしてまいりたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の奨学金制度についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学金制度は、学業などが優良であって、経済的な理由により就学が困難な生徒に無利子で貸し付け、有用な人材の育成を図ることを目的に昭和42年度から実施しております。平成24年度には、定住促進のため2年以上本市に居住すれば返還を免除するという制度を導入し、本市奨学金制度の大きな特徴として位置づけております。

まず、申請者及び認定者の推移についてです。

昭和50年代後半から約20年間の貸付者は、毎年20名から30名程度でございましたが、徐々に減少の傾向にあり、平成27年度は申請者及び認定者とも9名。平成28年度は申請者6名、認定者5名。平成29年度は申請者4名、認定者3名という状況でございます。

次に、広報活動についてですが、これまで市広報やホームページ、また、大学受験雑誌に募集案内を掲載するなど周知に努めてまいりました。さらに、近年の申請者数の減少傾向を鑑み、平成28年度募集以降は、市内の中学3年生及び大竹市出身者が通学する高等学校への募集案内の配布、また、フェイスブックへの掲載など周知に向けて新たな取り組みを行っているところでございます。また、滞納状況につきましては、近年収納率はおおよそ85%で推移してまいりましたが、昨年度はやや低下いたしました。毎月の督促や長期滞納者への催告などを行っておりますが、なかなか改善には至っていないという現状であります。今後も積極的な広報活動を展開し、有用な人材の育成の道を開くという本制度の目的達成に向けて努力してまいります。

以上で、山崎議員の答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 米軍の問題からお願いをしたいと思うんでありますが、瀬戸内海は提供空域じゃないと思うんでありますね。先ほどおっしゃいました、岩国空港に入ってくる空路として、あるいは出ていく空路として利用するという点については、それは当然のことですから当たり前だと思うんでありますが、提供空域として瀬戸内海を提供しとることではないわけでありまして、その地域で、この文書でいきますと攻撃調整ですか、偵察訓練を行った。発砲はしないけれども、戦争状態を想定して訓練をしたわけでありまして、そういった意味においては、そういうことを瀬戸内海で堂々とやられるということについては、非常に地元住民としては納得ができない。日本には、ブラウンルートとかイエロールートとか、いわゆるエリア567とか、米軍が行って訓練をする地域というのは設けとるわけですよ。ですから、そこへ行って訓練をされるんなら仕方がないと言いましょうか、容認せざるを得んと思うんでありますが、瀬戸内海みたいところで、そういう訓練をされるということについては、地元自治体としていいですよというわけにはいかんと思うんでありますが、その辺の考え方はどうでありますか。提供してないところで訓練をされることについての考え方。ちょっとここの考え方、聞かせてみてください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 廿日市沖で訓練を実施したということでございます。

国のほうでは、先ほども答弁の中にございました日米地位協定の中で、通常飛行における訓練は認めているということでございます。この通常飛行とは何かということになりますが、一般的に実弾射撃や急上昇、急旋回等の訓練以外の通常飛行の中で行う計器訓練やシミュレーション訓練のようなものと聞いております。こういったことについては、地上から見た段階では通常に飛行しているという状況でございますので、その部分について、航空機の中で人員の訓練をしているということでございますので、その詳細については米軍の運用事項にもなりますので、承知をしてない状況ではございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） このホームページに載っとるのが、攻撃調整と偵察訓練を行ったと。これはあくまでも戦闘の訓練じゃないですか。通常飛行じゃないですよ、これは。通常飛

行の場合は、攻撃調整とか偵察訓練とか言わんでしょ。このホームページの記述はそうなるわけですね。これは公式ホームページですから、決して米兵が1人や2人で書いたとかいうようなもんじゃないわけですし、そういった意味では、地域自治体として、しっかりと抗議を申し上げていただく必要があろうかと思うんであります。

次をちょっと急ぎますので、もう1つ、資料2をあけてみてください。

今度は海兵隊のホームページであります。さっきのは海軍のホームページでありました。1枚目、2枚目がホームページであります。これは米軍の許可をとりましたので。それから、3枚目、4枚目は、私が友人にお願いして翻訳をしていただきました。その中の4ページ目ですが、太字に黒い文字になつてるところがあると思います。これは去年の12月の記述であります。ここの飛行制限は沖縄よりも厳格ではないとリーガンは言う。そのことが私たちに沖縄ではできない訓練を行うことを可能としている。たった今、我々は戦術的な低空飛行訓練を実施している。我々は敵の探知や天候を避けるため、通常よりも非常に地面に近く飛行している。こういう記述をしとるわけですね。これは公式ホームページでありますから、要するに低空飛行訓練をしとるよと。しかも、沖縄ではできんような訓練が岩国ではできるんだと、こういうことを実際に書いとるわけですよ。こんなことが岩国基地周辺で行われとるといことになる大変なことだと私は思うんです。この認識について防衛のほうに事実確認をお願いしましたから、このことについての事実確認はいかがでしたか。そここのところを教えてください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） ホームページに載ったオスプレイの作戦準備のため、岩国基地で訓練を実施したと記載されたことについての御質問でございます。

国は一般論としまして、日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東平和の維持に寄与しているとしておりまして、米軍の日本駐留を認めております。米軍に係る目的達成のために、訓練を含めた軍の諸活動を行うことは前提であると考えているとしています。

今回のオスプレイに関する米海兵隊のホームページ上のコメントにつきましては、国は米軍が全く自由に訓練等を行うことを認めているものではなく、また、米軍もこの点には十分留意し、安全面の配慮、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めていると承知しているとしています。さらには、オスプレイの岩国飛行場周辺での飛行に当たっては、日米合同委員会合意や岩国飛行場に係る取り決めを遵守して飛行しているものと承知しているとのことです。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） そうしますと何ですか、岩国基地周辺でこういう低空飛行訓練をしてもいいと、こういう解釈なんですか。これは大変なことですよ。そんなことを大竹の市議会で言うていいの。ちょっとびっくりするようなことでありますが、低空飛行訓練ですよ、ここで言うてるのは。低空飛行訓練をしてもええんだという解釈を持とられるんですか、防衛も大竹執行部も。そここのところをちょっとはっきりしてくださいよ。これ、大切な問題でありますから、地域住民の安心安全の問題であります。あれだけオスプレイが、沖縄

ではたくさん物を落としたり、墜落したり事故を起こしとるわけですから、ぜひ、そのところをもう一度しっかり答弁してください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 議員のほうから状況について聞いておくようにという、こういうお声をいただきましたので、中国四国防衛局のほうにお聞きをしております。

今回、この記事に載っているこのことにつきましては、防衛に対して事実関係を聞き、米側に事実関係を問いただしているということで、これについての評価についてのお答えはいただいております。

危機管理監が申し上げましたのは一般論としてということで、先ほどの実弾射撃等を伴わない通常飛行における訓練についてはできると、お聞きしたことをそのまま説明したことでございます。大竹市が瀬戸内海におきまして低空飛行訓練を認めたとか、こういう趣旨での発言ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 運用ルールというのは、在日米軍とその構成員の法的な地位や基地の管理、運用を定めた日米地位協定というのがあるわけですよ。その中で日米間の協議機関である日米合同委員会で決めておるということでありまして、決して、さっきから言われているようなことじゃないような気がするんです。今のホームページに掲載されておることについては、引き続き調査をしていただけるということだと思いますので、ぜひ、このことについては、また引き続きわかり次第、お話をいただきたいということをお願いして、次の問題に移ります。

子供の貧困対策であります。広島県の実態調査では、子供の学習面で注目すべき問題点が浮き彫りになったと思うわけですが、生活困窮層とその周辺層を含めた生活困難層というのは、小学校5年生の家庭で25.6%、中学校2年生で27.8%でありますから、4人に1人が生活困難層ということになります。この生活困難層の子供は非生活困難層の子供に比べて、学校の授業がわからないと感じる割合が高く、また、自分自身の成績評価が低いと。学校でのつまずきは全体的に小学校低学年の段階から発生しておる。生活困難層の場合は特にその時期が早く、1割以上が小学校1年生からわからなくなったと回答しており、学校の授業がわからないと感じる子供は生活困難層に多く、授業がわからなくなってきた時期は小学校3年生までが生活困難層においては3割を超えている。中学校生徒の回答では小学校段階が3割となっている。また、子供自身によるクラスの中での成績評価では、自分自身の評価が低いと感じている子供は非生活困難層に比べて生活困難層に多いと。中学校では、生活困難層の4割以上が自分をやや下のほう以下と、こう評価しておるといふことでもあります。

生活困難層の家庭の子供は、小学校低学年から授業がわからなくなったという回答が多いわけですね。こういった中で、家庭の貧困と学力の関係が非常に微妙につながっておるんじゃないかと思うわけですが、要するに小学校の低学年の段階から勉強がわからなくなってきた。こういうことについてはぜひ対策が必要だと思っておりますが、この調査結果を見られて、どういうふうに感じてらっしゃいますでしょうか。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今の山崎議員の御質問に対してお答えをします。

低学年から学力をつけなければならないということなんですけれども、調査結果を踏まえてということでございます。基本的には、学校としては家庭の経済的状况等にかかわらず、全ての子供の能力、可能性、最大限に高められるようにすることが基本姿勢なんですけれども、そういった調査結果が出ております。ということは、そういったことを視点に、これから学校のほうでまず授業で力をつけなければいけない。低学年で非常に学力が心配になってきているという要因はさまざまあると思うんですけれども、1つは授業において、とにかく知識、思考、判断、表現、これから頑張ろうと、あるいは頑張ったってという態度、そういったところが十分に身につけられていない。特に基礎的、基本的な繰り返し学習が不十分であるとかいうようなことも推測として考えられます。もう1つは家庭学習、このことが特に貧困ということにかかわると。特に家庭で基本的な生活習慣、あるいは学習環境等が非常に難しい状況になっているということも考えられますので、そのあたり、家庭との連携をしっかりとしながら、学習習慣についても啓発していくと。例えば、学校のほうで宿題を途中までやらせて帰って、また励まして、家庭のほうへ連絡をして、どうですかというような、そういった地をほうような地道な取り組みが必要かなというふうに考えております。

大ざっぱな答えかもしれませんが、以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

なかなか貧困の家庭では、親が仕事に追われて子供の勉強を見るということが非常に厳しい部分があるかと思っておりますので、ぜひ、そういったサポート、先ほど総務学事課長がおっしゃったようなサポートをしていただければ、子供も安心して勉強ができて成績も上がっていくことがあろうと思っておりますので、ぜひ、その辺の研究をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、もう1つ、この調査の中で言いたいことは、子供の生活についての調査では、生活困難層の子供というのは、非生活困難層、いわゆる普通の子供たちに比べて生活習慣が整っていないという子供が多いと。例えば朝食を食べない子供とか、個食の状態にある子供、平日の放課後を1人でいる子供、歯磨きをしない子供、こういった子供が多いという結果が出ているようであります。親の収入が少ないと教育費や食費の捻出ができなかったり、保護者が仕事に追われて忙しくて、子供にかかわる時間もなかったりします。そうすると、子供も勉強に対する取り組みや意欲が失われるようになり、将来への夢や希望が薄れてくるということも否めないと思っております。そういった将来の展望が失われてくる、刹那的になり、進学や就職への夢や希望がなくなっていく。将来的に低所得や収入が安定しないということになり、影響が次世代に受け継がれていく。いわゆる貧困の連鎖と言われる状況であります。この貧困の連鎖ということについては、多方面でいろいろ言われております。

この貧困の連鎖につきまして、本市の状況についてはどのように判断されてますか。い

ろいろあろうかと思うんでありますが、具体的なところであるようでしたらお示してください。貧困の連鎖という状況であります。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） さまざまな中で貧困の連鎖が行われているということは、このたびの実態調査の中でも非常に重大なことであり、県もまた私どもも認識しているところでございます。ただ、先ほど答弁させていただきましたように、現在、県が出されております速報値は、この連鎖に関しての実証の結果はまだ出ておりません。ということで、その結果につきましては、いま少しお時間をいただきまして、県の結果が出次第、また大竹市に合わせてみて考えていきたいところではございますが、この連鎖は何としても断ち切り、子供が自力で自分の学力を身につけ、自分の人生をみずから選択して歩いていけるよう、その一助となることを行政としても考えていかなければならないということは切に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

確かに現在、県の速報値でありますから、まとまったものはこの年度末には出されるんだろうと思うわけですが、12月の早い段階で出されたものでありますから、このことを取り上げさせていただきました。いずれにしても、非常に生活困難層の割合が高いということで、広島県の場合で4人に1人ということですが、市の段階に入ってくると、もっと高い比率を示しているようであります。こういった中で広島県の実態調査が示された。まだ確定値でないんで、はっきりしたことは言えないということだろうと思うんでありますが、ぜひ、今の段階でかなり明らかにされておると思うんでありますね。県知事もこの結果を見て、新年度の予算をつくられたということで、かなり子育ての支援に力を入れてらっしゃるということでございますので、本市でもぜひ、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

現在、貧困ラインが122万円ということではございますが、貧困ラインが若干改善されたという話もあります。2012年には16.1%だったのが、16年には15.6%で若干改善されたということですが、見方によっては貧困ラインの全体層が下がったんだと。だから貧困とみなされない世帯がふえただけだと、こういう評論もあります。そういった意味では、この貧困ラインがきちっとここだということはなかなか難しいかなと思うんでありますが、ただ、全体的に子供がそういう形で、貧困の中で日常の生活を送りながら過ごしているということは間違いない事実でだと思っております。

そこで、もう1つ、子供の貧困問題調査を紹介いたしたいと思っております。

経済的に苦しい家庭の保護者の約7割が子供の塾や習い事を諦めたことがあるという実態が、子どもの貧困対策センター公益財団法人あすのばの調査で明らかになりました。この調査については、2月中旬にマスコミ各紙も報道しました。調査は昨年10月から12月にかけて実施され、ことしの2月13日に発表されたものですが、低所得世帯を対象にしたアンケート調査では、経済的な理由で諦めた経験、複数回答では、子供が洋服や靴などが約

5割、親は塾や習い事が約7割で最も多く、貧困が子供の日常や将来に及ぼす影響の一端が浮かび上がったと報告をしております。支援や制度では、給付型奨学金の授業料免除など教育や進学のコスト負担を減らしてほしい、76.2%、安心して暮らせる経済的な福祉制度がふえてほしい、46.3%、無料の学習支援などがふえてほしい、29.2%などです。結果を受けてあすのばは、1、子供の貧困を社会全体の課題とする、2、貧困率の削減目標を示す、3、義務教育の完全無償化や高校のコスト負担の軽減などを提言しています。ひとり親家庭の貧困率は50.8%と極めて高く、貧困の連鎖を生み出しています。

広島県の実態調査は、現在14市町だけでなく、8市町も独自に調査をされました。この8市町は、地域の実態に合わせたきめ細やかな施策を実施したいと独自の調査をされたものと思います。子供の貧困という非常に大切な問題であります。改めてお伺いをいたします。

本市においても市独自の調査をされ、本市の実態に即応したきめ細やかな施策を展開されるために、独自の貧困実態調査をやられる気持ちはありませんか。そここのところ、もう一度、しつこいようではありますがお伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） このたびの県が行いました実態調査におきましては、従来貧困という認識は世帯収入で判断していたところが、このたびの実態調査からは、そればかりではない、収入はあれどもなかなか子供にとっては生きづらい思いがあるなど、今後施策に方向を考えると時に注視すべき結果が多く出ているのではないかと考えております。先ほど来申し上げておりますように、3月末の県が出される結果に伴いまして、大竹市分のデータも返していただけるようになっておりますので、それをいただきました後に、大竹市としてどのような施策に向かっていくのか。その際に何を一番の目的として実態調査をするのか。どういった方法で、何が一番リアルな情報が得たいのか。その辺の工夫を十分しながら、議員おっしゃいましたように、大竹市にとって一番有効な施策というのは考えていかなければならないと考えております。

一方で、県が平成30年度の施策の中に入れられておりますように、貧困対策というものなかなか行政で行えるものでもなく、虐待、困窮問題も含めてですが、今後、地域住民、学校、保育所を含め、多くの人の支え合いと向上支援が連携しなければ、なかなかこの貧困対策には難しい側面も見えてまいりました。この辺のことも含めまして、市におきましては平成30年度におきまして、今、子供の貧困がどういうものかというものを広く周知する方向にも力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、奨学金問題についてお伺いをいたします。

せっかくの奨学金制度でありますから、学生たちに上手に利用されるということを願うわけでございます。一方で、本市の場合は、大手企業に従事されたり、あるいは比較的家庭の財政が恵まれていらっしゃる方が多いということもあろうかと思いますが、また、一

方で、自宅からの通学により経費が比較的少額で済ませられるという部分があるかもしれませんが、苦学生を援助し、将来有望な若者を育てるということは、この制度を活用してもらうということが一番だと思うわけであります。申請の裾野を広げることが重要だと思うわけであります。申請対象者で、3、学業が優良で操行の善良な方とあります。これは当然のことだと思うわけですが、評定平均値3.6以上という項目があります。普通3.6といいますと、平均して中の上というふうに伺っております。先ほどの議論でもありました。また、申請される数のうち、不採用に該当されるという方がどれぐらいいらっしゃるのか。学業成績が3.6点未満のときや生活指数が200を超えるときなどに該当する申請者がどれぐらいあるのでしょうか。この辺のところについて、ちょっとお伺いできたらと思います。

通常、申請基準に適合した申請者が申請書を提出されるものと思うわけであります。要するに、申請基準に適合していると自分で判断しないと申請者は出さないと私はこう思うんでありますが、申請基準に適合していなければ、ほかの団体の奨学金制度を当たっていくということだと思うんであります。そういった意味では、申請を出された申請者が不合格となる例というのはごく少ないんだろうと思うんであります。そういった意味で、ぜひ、その辺のところはどういうふうになっておるのか、ちょっとお伺いをします。

貧困家庭の児童生徒の学力が厳しいという状況の中で、ハードルを下げるということを検討されていただけないでしょうか。3.6を下げても3ぐらいにさせていただいて、勉強したい、大学に行きたいという意欲のある人はどんどんつり上げてあげる。こういったことでの考え方がないかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、近年、平成28年度及び平成29年度申請された計2名の方、この方々が基準に当てはまらなかったということなんですけれども、それぞれ28年度、29年度1名ずつでございます。採用基準に当てはまらないところがあったためということで、2名という人数ですので、そういうふうな回答にさせていただけたらと思います。

採用の基準3.6以上ということについてですが、まず、大竹市奨学金貸付条例について、奨学生の資格の1つに、先ほど議員さんおっしゃられたように、学業が優良で操行が善良であることというふうに定めております。大竹市では、学業が優良の基準を教科の評点平均値3.6以上としております。ちなみに日本学生支援機構による無利子貸与奨学金の基準は3.5以上ということでございます。また、所得の基準額も日本学生支援機構無利子貸与奨学金と本市はほぼ同じというふうになっております。ある程度、そこと比べると標準的と言えるかもわかりません。

学業が優良の基準を緩和していくということで、もちろんより多くの学資の支弁が困難というか、経済的に苦しい生徒の就学をサポートできるというふうに考えられます。また、申請者数、採用者数、それから返還免除者数もふえて、卒業後、大竹市に若い世代がふえるということも考えられます。その一方で、現在の滞納状況から考えますと、やはり滞納額がふえるということで、市の財政を圧迫していくというような可能性もございます。学業が優良の基準をどうするかということなんですけど、他の要件もありますので、そういったことと関連づけて、大幅に3.6をどうこうできるか、あるいは目安をするとか、そうい

ったこともあわせて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

実はちょっと聞いたところによりますと、なかなか3.6値というのは、表現が悪くて申しわけないんですが、そこらの高校じゃ難しいよということを話される先生もいらっしやいますので、そういった意味では少しハードルを下げ、多数の方が勉強したい、大学行きたいという方は、もうほとんど大学進学されるわけですから、そういった意味ではそういう方向で考えられたらどうかと思ったもんで取り上げてみました。

それで、もう1つの問題が、奨学金の貸付額の問題が1つあると思います。大竹市は今、国公立で2万8,000円、私立で4万円ということですが、先ほどの奨学生の借入額を見てもらっても月額5万円から8万円というのが普通でありまして、実際には十数万円借りているという方もいらっしやいます。そうしますと、大竹市のこの奨学金制度を利用しようとするれば、どうしても2社から借り入れにゃならん。そうすると、2社から借り入れようとする、返済も2社になってくると面倒くさいよねと。それよりは1カ所で借りたほうがスムーズに事が運ぶよねと。申請も学生支援機構なら学校がみなしてくれるよねというような部分で、非常に大竹市の奨学金制度に一步足が踏み出せないという懸念があるんじゃないかなということを感じております。

次に、奨学金の財源であります、これは先ほどおっしゃいましたように、確かに市民の皆様の貴重な税金であります。滞納が続きますと返済が滞って市民の皆様迷惑をかけるということも当然であります。そういった意味においては、例えばこの奨学金の枠を上げることによって、機関保証ということについては考えられたのかどうか。機関保証をすれば当然手数料がかかりますし、そちらの保証金額もかかるわけですが、ただ、その部分については市民の皆さんの税金が減るということはなくなるわけですね。その辺がどっちがいいのかということは私も自信が持てるのでありますが、ただ、金額を上げようとするれば、そういうリスクに対する対応も必要じゃないかなという気がしましたんで、その辺の機関保証ということについては検討されたことがあるんかどう、ちょっとお聞かせください。

それから、財政的に厳しい家庭というのは、奨学金は免除規定が大竹市の場合ありますから、非常に有利な部分があります。ただ、残念なのは、大竹市の奨学金をいただけますと、この結果が出るのが5月なんです。大学に行く人はもう5月には入学しとるわけですよ。それから奨学金を出すと言われても、借りる側としては非常に利便性がない。表現が悪いんですけども、通常奨学金というのは前年の9月か10月には手続全部してしまうわけですよ、普通。そうすると、手続を全部してしまつて、自分が大学に入っても奨学金はこれから借りられるから学費を払っていけるよねということが前提でないと、大学進学は決められんと私は思うんであります。ところが、貸してもらえんかどうわらんよねという奨学金を当てにしなから、学校に入ったら貸してもらえんかったら大変なことになるという部分が出てくると思いますんで、こういった意味において、選考結果を繰り上げられ

るという方法というのは考えられのでしょうか。そういったことについて、ちょっと御意見があれば伺います。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） まず、貸付額の増額ということと、あと保証ということと、それから、支給決定の時期ということ3点だったかと思います。

まず、1つ目の貸付額の増額についてなんですけれども、これについても増額することによって、当然在学中に必要な資金の調達、手助けができるということが考えられます。また、申請者数等ふえます。卒業後、大竹市に住む若い世代もふえるという可能性が考えられるということです。ただ、その一方というのが考えられまして、当然卒業後返還すべき金額がふえるということです。現在、私立大学の貸付額は月4万円ですけれども、4年間貸し付けをした場合に返還総額は192万円となります。これを毎月1万6,000円ずつ、10年かけて返還いただいている、そういった状況でございます。貸付額を増額すると卒業後の返済額も増額するというので、今以上に本人にとって非常に返還が負担になってくると、言われるとおりでございます。ただ、近隣市町の奨学金貸付額と比較して、大竹市の貸付額が低い水準であるとは言いがたいというふうに考えております。また、他の奨学金制度が多様化している中で、在学中に必要な資金を賄えるような高額な貸付金を、例えば大竹市、1つの市が制度として設けることについては、緊急性という部分では今考えにくいかなというふうに考えております。また、今以上に、先ほど言われました滞納額がふえる可能性があるということで、このあたり、先ほどの採用の基準緩和とあわせて慎重に検討したいと考えます。

2点目の保証という部分なんですけれども、基本的には取り組みの導入について、県あるいは他市の状況を注視しながら慎重に検討したいと考えております。まず、広島県のほうに聞いたところ、これは未納金回収業務委託ということを広島県は行っていると。他市町はありません。広島県のみ委託されているということで、これは文書による督促、催告業務を委託ということで、当然委託料、あるいは手数料というのがかかってくるということです。そこで、委託料とか手数料をかけて未収金を回収及び保証をしていくということについて、やはり貸したほうがさらにお金を使って回収するというのはどうかということところが1つ考えられるところではないかと思います。また、業務委託内容によって、どうも委託料が高額になってくると。文書による督促、催告では定額と、滞納者宅へ訪問してもらう、あるいは裁判手続代行まで委託すると非常に高額になってくるとということで、今のところ、本市のほうでも文書による対応は現状で十分やっているつもりではあります。ただ、結果、なかなか返ってこないという現実がございます。

もう1つ、保証機関による保証債務の履行、代理返済というのがあるんですけども、ちょっと調べてみますと、地方公共団体は適用外ということでございましたので、1点目、未納金回収業務委託というところだけ、今、広島県がやっている、そういったことでございます。

最後の支給決定の時期等、それも含めまして、今後奨学金制度をどうしていくかということですが、現在、高校生に対しては高等学校就学支援金制度が導入されております。

す。授業料の負担が軽減されていると。それから、非課税世代については、国による高校生就学給付金制度、それから、日本学生支援機構による給付型就学金制度の導入や無利子貸与型奨学金における成績要件の撤廃、そういった奨学金制度が大変充実したものになっているということです。現状としては、大竹市の奨学金制度はその奨学金制度の1つとして利用される方に選択されているということだろうと思います。

本市の場合、特に特徴的なところで、教育長の答弁にありましたように、定住促進の面ということが付随しております。返還免除制度を導入しているために、制度のあり方については総務学事課のみではなく、庁内全体での検討が必要となってきます。認定の条件、金額、それから、先ほど言われました支給決定の時期、これについては次年度の予算にも直結してくると、仮予約ということになってくるんだらうと思います。実際には3月に合格が決定するとかいうことになると思うんですけども、大学に入学することが未決定であるのに、次年度の予算を組むということが非常に難しいかなというような思いを持っております。ただ、県内の他市町の状況もこのあたり注視しながら、御指摘いただいたことについて、本市の要は奨学金制度の目的を達成するように総合的に判断、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

ぜひ、学生さんに役立つ奨学金にさせていただくということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広です。早速質問に入らせていただきます。通告書にてお知らせしましたとおり、3件の質問をさせていただきます。

1つ目として、入山市政3期12年の実績を踏まえ20年後・30年後を見通した中で、平成30年度予算に対して込める思いをお聞きします。

2つ目として、前12月議会定例会にて、新公会計を活用して生かす考え方やその必要性についてお答えいただきましたけども、今現在、作成中の財務資料の作成経過と次年度への見通しを伺います。

3つ目として、固定資産台帳の公表についてのお考えについてでございます。

1つ目の質問の詳細に入らせていただきます。

平成18年6月、大竹市長選挙以来12年間、行政リーダーとしてお取り組みになられました経験と実績を生かされ、昨年12月議会で御自身4期目の挑戦をされる熱い決意を伺いました。振り返れば御就任以降、経済的にはリーマンショック、政治的には政府の政権交代、また、自然災害では東日本大震災と、この時期、地方自治にとっても大変大きな影響のある事柄が続きました。そのような中でも、初回こそ56.9%の得票率でしたが、震災の時期の市長選57.7%、支持を伸ばされ、困難時期においてこそその大きな期待が感じられます。続いて3期目には、実に投票者総数1万2,393のうち、63%を超える市民の信任を受けとめ

ておられます。

この間を財政指数の面から振り返ってみます。お手元に配付させていただきました資料をごらんください。A4縦判のグラフが2つございます。いろいろな財政的指標の中で、代表的なものとして各年度の当初予算の推移と市債残高の推移表を見やすくしたものです。私も経営者ですので、一般企業にとって売り上げにつなげるためには営業努力が欠かせません。地方自治にとって予算を勝ち取ることは、自主財源に加えて県や国への働きかけなどの努力と、何よりトップの信頼が必要条件と思われまます。当初予算の推移を見ていただければ、平成に入りましてついに30年、市内人口減少に伴い、当初20年来下降気味です。先ほど申し上げた、世界や日本全体にとって逆風時期でありながら、就任3年目から一気に上昇に転じておられます。

正反対の視点の代表格、市債の発行残高の推移をごらんください。下のグラフです。御就任以来、一貫して減少しております。言えば、不景気にも売り上げを伸ばし、借金を大きく返済した企業です。では、この10年間、大型投資をせず、春を待つ桜のつぼみのようにかたく殻を閉じて過ごされたのでしょうか。実際はその逆です。代表的には小方ヶ丘団地整備、老人福祉施設の誘致、子供たちの教育の場である大竹、小方、玖波の沿岸3小学校を全て新設され、一貫校も実現しました。給食センターにより全中学校も給食化、市内各所の商業施設の誘致、運動公園の整備、公共交通の導入、大竹岩国道路や大竹駅整備事業等に着手をされ、長年のテーマにも道筋をつけておられます。国の事業を活用することで御園6号棟も既に入居がスタートしました。シルバー人材センターの拠点としての地域福祉会館もオープンします。それら多くの事業を推進しつつ、100億円以上の借金を返済してこられております。その間、10年以上一般企業の運転資金や預金に当たる、基金も減少することなく維持されております。すばらしい経営力と手腕は評価されても批判には当たらないと思います。前置きが長くなりましたが、質問をさせていただきます。

これからも残された大型事業や進行中の事業、市民の要望に応え切れていない事業がさまざま予定されている中で、厳しさや難しさや希望を含めて中長期を見通していただき、我が大竹市が迎える未来を表現いただく中で、来年度予算にかけるお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2問目です。3月末の作成期限を目指し、複式簿記での平成28年度財務資料を作成されていると思ひます。このたびは期末一括方式でと伺っております。初めてのことで大変な御苦勞をされているかと思ひますが、この経験を踏まえ、現平成29年度会計の決算時期を想定し、翌年度予算検討に活用可能な時期までに仕上げるために、財務資料作成期間の短縮の見通しを伺ひます。

3件目です。かつてこの場で何度もテーマにしました、昨年3月に整備が完了した固定資産台帳についてです。固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待されています。精度向上の必要性はもちろんでしょうが、何分古い時代の資産情報であり、一定レベル以上は修正は後回しにして、精度を犠牲にしても活用の視点に切りかえる時期が来ているとも言えます。情報の開示による内部的・外部的な活用のマネジメント、また、そのメリットやデメリットの考察を踏まえ、公表に

についてのお考えを伺います。当然ですが全ての情報ではなく、開示内容や方法についての考察も前提としてでも結構です。

以上、3件について、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まちづくりを進めていく上で、財政運営はその根幹となる大切なものだというふうに考えております。多くの市債を抱える現実がある中で、均衡がとれるまで利息を払い、着実に元金を減らしていくことが必要なこととございますが、まちづくりのためには的確な時期に必要な事業への投資も欠くことができないものでございます。将来のまちの姿を描きながら取り組んでいくために、中長期の視点で行政運営の御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。1点目の平成30年度当初予算に込める私の思いでございます。

9月23日の議員全員協議会でも申し上げましたが、平成30年度当初予算は、大竹駅周辺整備事業の継続費計上に代表されますように、長年の課題の解決に向け、本格的に動き出す前進が見える予算であると考えています。行政が実施する事業には規模の大きなもの、課題解決に時間を要するものなど、完成までに長い年月を必要とするものが多くございます。時間がかかるということは、年度単位で見ると進捗が見えづらくなることもございます。だからこそ目的を踏まえ、ゴールの形が変わっていないか、今は何が問題になっているのかを考えること、そして30年、50年かけてもやり遂げるとの強い意志を持ち、先延ばしにせず、30分の1、50分の1でも前進を重ねていくことの大切さを具現化した予算となっていると思います。

中長期的な財政の見通しとしましては、この国を支える働く世代の人口が減少する日本経済環境が急に改善することではなく、今後も厳しい財政状況が続くと思います。議員がおっしゃられるように、これからも幾つかの大型事業が予定されております。これまでも縮小均衡ではなく、よいまちに向けての事業は、手法の検討や財源の確保、そして持続可能な行財政運営に意を払いながら実施してまいりました。約500億円と言われた借入金総額は400億円を切るところまで減少しましたが、これから短期的には、これまでのようなスピードで借入金残高を減らしていくことは難しくなると考えています。しかし、安定した財政運営のために借入金残高を抑制することは必要です。持続可能という観点から中長期的には借入金残高を増加しないようにしながら、大竹市をさらによいまちにしたいと考えています。議員の皆様、そして市民の皆様と一緒にわがまちプラン、10年間の基本構想でまちづくりのテーマとして掲げている、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向け、これからも一步一步確実に進んでまいります。

次に、統一的な基準による財務書類の作成の今後の見通しについてでございます。

さきの12月定例会でお答えしましたとおり、平成28年度決算の財務書類は、3月末の完成を目指して取り組んでいるところです。平成29年度決算におきましては、今年度の経験を踏まえ、作成期間を短縮したいと考えています。より早い時期に完成させることで、予

算編成などで作成した財務書類が活用できるようになるのではないかと考えています。

最後に、固定資産台帳の公表についてでございます。

固定資産台帳は昨年度作成し、これを活用し、大竹市公共施設等総合管理計画を策定しております。国では内部利用のみならず、固定資産台帳を公表することで民間事業者による積極的な事業提案や公有資産の有効利用が図れるものとしています。確かに公表することによるメリットはあると思いますが、固定資産台帳には相当前の資産も含まれており、修正が必要な箇所があると考えています。ある程度修正ができましたら、本市はどのようなことを期待して公表するのか、意図を明確にした上で臨みたいと考えています。

以上で、末広議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 来季以降にかける思いを伺いました。1問目に付随するんですけども、行政を経験され、3期の御経験をもとに、今お伺いした市政の道筋に対して、将来を支える職員の皆さんや、今現在、変化しつつある市議会に対しての思い、また、協力や理解を伝えるべき市民の皆様への願いも特にございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 私が就任させていただいて以来、皆さんが思い描くよいまちの実現、そして、1人でも多くの市民の皆様が、この大竹を誇りに思う品格のあるまちをつくりたいという思いで市政運営を続けてまいりました。先人がこれまで私どもに残してくださった資産、大竹がすばらしいまちだということ、感謝を忘れずに、市民の皆様との信頼を基本といたしまして、議員の皆様、そして職員とともにこれまでも取り組んでまいりましたが、この思いは今も変わらないところでございます。信頼だけでなく、共感が持てる政治をしてまいりたいというふうに考えております。これからも総合計画を大切にしながら、笑顔にあふれ活気のある、住みたい、住んでよかったと感じるまち、皆さんと一緒にやってまいりたいというふうに考えております。

日ごろから私、大竹市内を回らせていただきまして、大竹にはすばらしい方々が多くいらっしゃる。いろんな場所・場面で、大竹市民の皆様がみずから働いて、すばらしい大竹のまちづくりのために動いてくださっていらっしゃる。このすばらしい市民の皆様方、まさに誇るべき大竹の財産だというふうに考えております。これからもこの市民の皆様がいらっしゃる住みやすいまちを具現化して、そして、市民の皆様方がまさに誇りに思う大竹、誇りの思う人たちをつくり上げていく、そういうものをつくっていく、そのことは確信をいたしております。先ほども申し上げましたが、ただただ信頼ではなくて、お互いが共感をし、お互いが同じ目的を持っていいまちをつくり上げよう、大竹のまちで健康で生きがいのあるすばらしい人生を過ごしていただける、そういうまちづくりのために働いてまいりたいというふうに思います。その一番もとなる協力関係をお願いするのは、市民の皆様方を代表して決断してくださる議会、議員の皆様方でございます。その皆様方の間できちっと共感を持ちながら、いいまちのために働かせていただきたいというふうに思います。今後とも力を尽くしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。強い思いを受けとめさせていただきます。

1件目については以上で終わり、2件目に入らせていただきますが、今、スローガンの話があった、信頼のみならず共感もというお言葉がありましたが、2問目以降は共感をいただくのは難しいテーマかもしれません。失礼かもしれませんが質問をさせていただきます。

一部の自治体では、先ほどの固定資産台帳とのリンクをイメージした日々仕訳方式を当初から採用されていると聞いています。1,800弱の中央自治体のうち、今、200に至る前ぐらいですかね、百数十の自治体では日々仕訳を採用されていると聞いておりますが、現行では担当部署単独での処理であり、中長期のマネジメント能力の醸成を意とした幅広い人材の育成を目的とすれば、できるだけ早期に方式を一步進めていただくべきと考えますが、お考えを伺います。期末一括方式から日々仕訳方式への方向性についてお聞きします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 末広議員が言われるとおり、ここ、ちょっと共感というところは難しいと私も思っております。期末一括から日々仕訳、ここに今行けないというか、行こうとしていない理由だけを申し述べさせていただきます。

1番は、新公会計が導入されても現行の決算制度が変わらない、2つやらなければならない、ここが1つです。一番大きいと思っております。あと、日々仕訳による全庁職員の事務負担、システムも改修しなければならない、ここが2点目。今、幅広い人材の育成のためにというふうに言われましたが、この会計を入れるに当たって、多くの方、会計士とか、そういった人でなくてもわかりやすいものを目指してというふうに書かれているものをよく見るんですけど、実際そうなのかと思ったときに、なれ親しんできた今までの会計から大きく変わるわけですので、すぐどうぞと言われても理解ができない、難しいというのが実際でございます。まずは財政部門でしっかりとどういったものかというのを検証してから、できるところからというか、こうすればいい、まずはやってみて、このシステムを使いこなしてみ、それから必要かどうかというのを考えていきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） スタートから拒絶されましたが、確かに100年来続いている会計制度ですから、1年や2年でいきなりというのは難しいと思います。特に大竹市、小規模の自治体ですんで、人数当たりの決算データ件数、業務の量、質、考えますと、20万都市であれば成果メリットも大きいので、特別部門つくってでもやるメリットが想定できるかもしれませんが、小さなまちでは成果の度合いが低いので、取り組みにくい案件だということは重々承知しております。

しかしながら、私、そこで引き下がったんでは私の性分に合わないので、今回、3つの質問させていただきましたが、今まで約2年で19案件の質問させていただきました。そのうち、人材育成について3回、地方公会計に関して6回、そのツールである業務ネットワークシステムなどICT関連などで4回です。それぞれ地方自治体に対して、総務省の推進してきた統一的な基準による新地方公会計に関連したテーマです。それを継続させていた

だいております。これからも懲りずに続けてまいりますので、心しておいていただければと思いますが、大竹市では第五次総合計画、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、新しい策定が予定されております平成12年度策定の都市計画マスタープランなどの中長期計画に基づいて、各年度ごとの予算編成がされております。それらの策定や予算化に当たっての取り組みを、議員の立場から側面的にこの2年半拝見してまいりました。個人的な感想で恐縮ですが、経営マネジメントの視点と将来の担い手である職員さんの育成、また、マネジメントスキルの学び、これらが並行に伴っていない感じがいたします。確かに予算執行制度が高く、きちんと行う業務、大変な時代ですし、それだけでも御苦労されているということは重々承知をしとるんですけども、忙しいときこそ学びを並行にすれば効果は逆に大きいという意味で言いますと、これをいま一步を進める手段としての日々仕訳、いきなりの取り組みは確かに難しいのは承知しておりますが、準備は始めれるんじゃないかと。準備期間が相当要ります、確かに。でも、準備をしている間も学びやマネジメントの何たるかを、先ほどの共感につながるだけの情報の収集や学びだけは経費かかりません。少しばかりの御努力が必要になります。ぜひとも、今のような時世、厳しい財政下にありますが、幾分早い発展をしたまちだと認識しております。施設やインフラの維持管理に係るコストが負担になってまいります。今後は施設や工事を所管する場所が主体となって施設マネジメントを進める必要が出てくると思います。従来は財政部門が一手に役割を担っておられたような気がします。総務省が無償提供した地方公会計標準ソフトウェアの機能一覧によれば、日々仕訳方式も期末一括方式のどちらでも対応できます。将来的に日々仕訳への移行が容易にできるとあります。それから、今の方式を営みながら将来方式を転換するときには、事業単位コードや部署単位コードや固定資産台帳をベースにした資産のコードとか、部門のコードとか、そういうものを今のうちからそのデータに一件一件ついていく、将来はそれを日々仕訳に変えていくということを事前にやり始めないと、今回の固定資産台帳の整備のように過去のことはわからんということになってしまいます。ある意味では人材評価の制度が変わりました。セキュリティの強化が進みました。県クラウドの活用ができる体制も整いました。固定資産台帳の整備も曲がりなりにも整いました。そういう意味では仕組みの準備は整っているように思うんです。これからは所管課が専門の立場で計画の妥当性を市民の方々に説明する必要があると思います。市長や副市長や総務部長が地域へ出て説明するだけではなくて、その事業を営む所管課の方が自信を持って自分の数字として説明できるような職員さんに育てていただくためには、直接自分で数字の伝票入力を考察する。もし将来やるとしたら仕訳相手は何になるんだろうということを考えながら、今の会計制度を動かしていただきたいんですね。そういう意味で言えば、準備期間は熱意だけで経費はかかりません。ぜひとも、リーダーシップを上層の皆さんにとっていただいて、そういうことに向けての御理解を市民の皆さんにこれこそ共感いただいて、全職員レベルでコスト意識やマネジメントスキルを身につけていただく方策の1つとして将来を見通して、日々仕訳に向けて業務の共有を始めていただければありがたいと思います。これができれば出納期間閉鎖後に決算処理の早期化可能です。今では期末一括ですし、今までの会計制度では出納期間が終わってから決算ですけども、複式簿記会計では

3カ月に1回、最終的には1カ月に1回の決算資料がすぐにできます。そういう意味で、でき上がれば大きな効能が続いてできる仕組みですので、取り組みに向けては後ろに下がることはありませんけども、ぜひとも、市長の先ほどのお話にありましたように、30年かかって今一歩ずつ進めると、その一歩についての内容を共有していただければ、必ずこの組織であれば成果を上げていただけるんだと思います。

最後の固定資産台帳の公開については、まだまだ整備が完全ではありませんし、けども将来的には、せっかく大竹市の資産の内容が判明してきたわけですから、自主財源や国や県に頼るだけではなくて、大竹が保有している、ある意味じゃ宝物を探し出して、民力を引き出して活用いただいて、資金につなげていくというような考え方も必要な時代が来てるんだと思います。ぜひとも、そういう取り組みに向けての公開の方策についても御検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は3時15分を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時00分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、7番、大井 渉議員。

〔7番 大井 渉 登壇〕

○7番（大井 渉） 市民の味方の大井 渉でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、山間地域の小さな集落を巻き込んだ、とてつもない大きな事業を進められている問題を取り上げて一般質問をさせていただきます。

この地域は、栗谷町谷和地区での再生可能エネルギーの事業でございます。太陽光事業でございます。

事業者や、そのコンサルタント会社から示された事業規模は約100億円。売電売上総額は200億円ということでございますが、一部地域の方から聞きますと、事業規模は130億とも140億とも聞いております。13世帯の小さな集落に130億、140億の大きな事業が進められようとしております。当然でございますが、原発や火力燃料発電から再生可能エネルギーへ移行したいと、こういうことは国策でもあります。国策には国民はできる限り協力していくことは当然なことかもしれません。しかし、今回のこの太陽光事業に対して、谷和地区住民の方から積極的に協力するという言動が見られません。どちらかという反対だと。できればつくってほしくないという意思表示を私も何回か聞きましたし、そういう考え方のほうが強いのではないかと、こう思っております。

この事業につきまして、大竹市は、民間事業なのでノータッチなんだと言うのでしたら

話は別でございますが、しかし国策であり、またこういう事業をすることによって税収等も上がり、そういうことを考えれば、この事業を進めようとされるのではないかと感じております。本市担当の部署の方は、地元自治会からの相談や事業者からの計画説明などに対応された中で、どういう課題が見えてきたのか。地元自治会との信頼関係の構築にどう努力されようとしているのか、お伺いをいたします。大竹市はもちろん、経済産業省、特に資源エネルギー庁が所管でございますが、それから県などの法律や条例、これに対して事業者、あるいは今申しあげました県・市・国はどのような責任があるのか。事業内容と進捗内容をわかりやすく御説明をいただきたいと思っております。本来、市役所は地元住民によりそう姿勢が大切だと思っておりますが、今日までの対応に話を複雑にした何かがあったのか、不審感や意思の疎通がうまくいってなかったのではないかと思う節があります。今後どういう形で対応されていくのか、どういうふうに進むのか。きょう、地元の自治会の皆さんの多くの方がテレビをごらんだと思いますので、できるだけわかりやすい御答弁のほどよろしく申しあげまして、登壇しての質問は終わりといたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御出身の栗谷地区のことを危惧されての御質問かと思っております。

それでは、大井議員の栗谷町谷和地区の太陽光事業の進捗状況と市の対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、FIT法の具体的な内容についてでございます。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が平成24年7月1日に施行されたことにより、電気の固定価格買い取り制度がスタートしました。この制度は地球温暖化対策や省エネの推進等の観点から、再生可能エネルギー源から発生した電気の調達に関して、買い取りにおける期間及び固定価格を電気事業者に義務づけるものでございます。これによりエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保、エネルギーの供給に係る環境負荷の低減、産業の振興、地域の活性化などを図ろうとするもので、許認可権は経済産業省にございます。この制度のうち、太陽光発電事業において認可されているにもかかわらず、未稼働の事業や土地利用等に関する地元住民とのトラブルが全国的に発生していることなどから、平成29年4月1日にFIT法の一部が、また、平成29年8月31日にはFIT法施行規則の一部がそれぞれ改正されたところでございます。これらの改正により再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制を両立して推進するとともに、事業実施地域との共生を図る観点から、申請方法は設備認定方式から事業計画認定方式へ変更され、申請時における土地利用や安全性に関する他の法令の遵守が規定されたところです。そのほかにも太陽光発電の合計出力を変更する際の手続の届け出方式から認定方式への変更、国による事業者の認定情報の公表、関係法令に違反した場合の改善命令や認定取り消し措置の新設など、事業認定の厳格化や適切な事業実施の確保のための改正がされております。また、事業内容によって許可申請や届け出等が必要となります。例えば、事業による開発面積や開発行為の状況等に応じて、森林法に基づく林地開発に係る許可申請や土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届などがございます。

次に、本事業の経緯と計画の概要についてでございます。

事業者が許認可に必要な基礎的な調査を終え、河川協議や林地開発に関する相談を行っており、地元に対しましても事業説明会の開催や同意を得るよう取り組まれておりますが、実施には至っていないとのことでございます。

また、太陽光発電事業の計画概要ですが、現時点で市が把握しているのは、発電容量が約29.7メガワット、開発面積が約80ヘクタールで、運営は日本美しい国環境発電合同会社が行う計画ということでございます。

次に事業者の責務と県や市のかかわり、今後の見通しについてでございます。

太陽光発電事業の実施に当たっては、さまざまな手続が必要となります。今回の計画区域は大竹地籍の山林で、開発予定規模も1ヘクタールを超えていますので、森林法に基づく林地開発の許可や広島県の普通河川保全条例に基づく許可等が必要です。事業者は今後、許可権限を持つ広島県に申請を行うと思われま。申請に必要な書類には、防災や環境保全に関する資料等を添付することになっており、許可権者である広島県が審査した上で本市に意見を照会する流れになります。照会を受けた場合は、防災や環境の保全、安全な水の確保に問題がないかなどの観点から回答するとともに、必要となる対応を広島県に要請することになります。

最後に、市は地域住民に具体的にどう寄り添うかについてでございます。

大井議員の御心配のとおり、地域の皆さんは情報が少ない中で、事業が一方的に進むのではないかなど不安をお持ちのようでございます。そのため、地域住民の皆さんから問い合わせ等もあり、市では把握している情報をお伝えするように努めております。大規模な事業ですので、市としましても地域住民の皆様が安心していただけるよう、これまでどおりの対応を続けるとともに、広島県ともしっかりと連携して対応したいと考えております。

以上で、大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） ありがとうございます。

ヒアリングのときはかなり詳しく申しておりましたので、市長のほうから相当わかりやすく御答弁いただきましてありがとうございました。

今、市長のほうも認識をされておりますけど、谷和地区の皆さんが拒否反応といいますか、非常にこの事業に対して積極的でないと。私のところにも自治会から3～4回、4～5名とか5～6名の方が来られましたし、私もその地域に出向いてきました。一番最初は、平成28年の7月9日が地域にとってはスタートでございました。平成28年の7月9日ですから、まだそんなにたつてはおりません、1年半ぐらいですか。

今から少し詳しく聞いていこうと思います。今も市長のほうで御答弁いただいたんですが、平成28年の7月9日に、このエジソンパワーっていう会社がこういうものを持ってこられたわけですね。これは大竹市さんにもあると思います。速達で地権者の方に持ってこられたと。これに概要が書いてあります。今、市長が述べられましたような規模のことが書いてあります。私もこれでいろいろ考えますのに、話があっち行ったり、こっち行ったり申しわけないんですが、昨日が3.11の7年目ということでありましたんで、メガソーラ

一、あるいはそのこういう事業に、再生可能エネルギーに切りかえるということも、これはやっていかなきゃならないことなんです。いつまでも原発に頼るわけにいかないと。それから、谷和地区の皆さんが心配されとるのは、ひょっとしたらそこに産業廃棄物処分場ができるんじゃないだろうかと、こういう懸念もされとるわけです。私が40ぐらいのとき、二十数年ぐらい前ですけど、自治会長のときに産業廃棄物処分場をつくるということで、地域をまとめて同意の判を押しました。相当批判もありました。だけど、よく考えてみてもらいたいのは、確かに私もそういう判を押したということで批判もされましたけど、今から大竹市も学校の解体とか大竹会館の解体とかいろいろな事業をする中で、この産業廃棄物はどこに捨てるんですかと。どっかが協力しないと、そりゃ皆さんからあんまり賛成はしてもらえないでしょうけど、これと一緒にしたらいけないのかもわかりませんが、広島県においても、国においても、市においても、原発からそういうものにかえていくと。あるいは何かそういうものを解体すれば、どっかに産業廃棄物の処分場もつくらなきゃいけない。でも、皆さんは嫌だと言っているのが現状ですよ。なぜそうなったんだろうかと私いろいろ考えた中で、これは市長さんと副市長さんにちょっとお聞きしたいと思うんですが、一番最初はエジソンパワーというところが、これはコンサル会社なんです。事業主体は日本美しい国環境発電合同会社、わずか資本金11万円なんですよ。ひょっとしたらペーパーカンパニーじゃないかと、11万円で作れるんだろかと思うんですが、その会社が中国電力と今契約しています。売電契約はキロワット36円です。いろいろ専門の方にお聞きしますと、この事業は120%もうかると、絶対赤字になりませんということは聞きました。じゃあ、何でその地域の人々がこれに懸念があったり、積極的な話し合い等に応じないのかということ、この一番最初に来られた日本美しい国という合同会社は中国電力と売電契約した会社です、もう既に36円でおられるわけです。その事業を進める上でコンサルタント会社が後ろについてるわけです。それがエジソンパワーだったり、今はNCDEという会社なんです。その一番最初に持ってきた御挨拶というこの中に、こういうことが書かれてあって、まずこれが地域として不安の一番になったんですが、確認の意味で市長さんと副市長さんにお聞きしますけど、大竹市のメリットっていうのが書いてあるんですが、「大竹市ではこうして増加する税収を福祉関係はもちろん、市の社会インフラ整備や行政サービスに充当することが可能となります。本事業については入山大竹市長はもちろんですが、とりわけ太田副市長が積極的に取りまとめや住民説明会などまで御尽力いただいております」と、こういうものをぼんと速達で来られたわけです。これは大竹市のナンバーワンとナンバーツーの皆さんが、積極的にこの事業を進めるんだと。我々地域のほうに全く向いていないじゃないかと、こういう不信感がまず出てきました。それから、次に今度は中国電力さんが来られたということです。先ほど申しましたNCDEという会社から、地元と合意されておるんでというのを中国電力に言ったようです。だから、鉄塔を建てるために場所を決めたいと思います。立ち会ってくださいと。地元と話し合いがついたと聞きました。そういうふうな書面が中国電力に出てきましたと言ったら、そんなまだ話し合いも何もしていないということで、そのまず2つのことから、こういう会社は当てにならないんじゃないかと、ひょっとしたらと。虚偽のことを平気で言われると。

我々はまだ何も話し合っていないのに、大竹市長や副市長が積極的に賛成されて、地元の住民説明会までやっていただくというようなことまでがこれに書いてあるわけです。そして、ある方がこちらに確認に来られたら、そうことは言っていないと言われたようなんですが、中国電力さんも地元との協議が進んでないからというんで鉄塔の位置は決めずに、地元は全く賛成してないわけですから、どうすることもできませんねって中国電力さんは帰られたということですが、中国電力のことは別にしまして、最初の市長さんや副市長さんがこの御挨拶という、エジソンパワーの会社の第5番目のところにそういうことが書いてあるんですが、こういうことがあったのかなかったのか、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 私のほうから、まず答弁させてください。

まず、その文書を私どもも持ってないんですよ。まことに申しわけない。私とその文書の今言われた、大竹市長と副市長がいう文面は、地権者の方が一度こういう話があるんですが御存じですかと言われたとき、私ともう1人職員が同席しましたが、このようなことについてはありませんよという、地権者の来られた方には御説明させていただいております。文面に先ほど大竹市が、こういうふうな太陽光ができればこのようにプラスなことがあるというようなことも、一切その文章を見てないので、そのとき持ってこられた方も書いてありますよと言われたのはわかったんですが、そのまま持って帰られたんで、何も内容がわかっておりません。申しわけないですが、以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 私もそんなことをされないとします。もし、これが当然そういう御発言もされてないというのでしたら虚偽の文書を出されたわけですから、市長、副市長は当然大竹市としてこの会社に対して、こういう虚偽の書面を地権者や地域に送ってもらったら困るという抗議は当然してもらわなきゃいけない。というのは、地域の皆さん、これを信じておりますので、こんなことはないよと、私ではないし、当然この会社にも抗議しましたよと。こんなものを書いて地域に配ってもらったら困るということは、まずお願いしたいと思います。

それから、少し中に入っていきますけど、先ほども申し上げました産業廃棄物をつくるということも、ある意味じゃどっかにつくらなきゃいけないんでしょうけど、今回はひょっとして同時につくるんじゃないかという不安まであるわけです。それがほんとにできるためには、どういうものをクリアしなきゃいけないのかということ。それから、谷和というのは、大竹市の中で多分一番高いところにある集落だと思うんですね。谷和には8つの川があると。分水嶺の形で東西南北にそれぞれ流れて、8つの川があちらこちらに流れて落ちとるんだと。例えば錦龍の滝のところとか、玖島川とか、それから弥栄ダムの上流とか、前飯谷のほうの赤い橋の下のほうとか、いろんなところに谷和地区の水は雨が降ったりすれば流れております。地域の方が心配しておられるのは、今、廿日市の大野嵐谷地区、議会のほうも管内視察で行きましたけど、ああいう形で地域にひょっとして全くの汚水といいますか、泥水が流れて、それを我々の生活用水として使うようになるんじゃないかと、この開発をオーケーしたらと、という不安がすごくあるということですね。そ

れから、今から工事を3年ぐらいかけてやるという計画だったと思いますけど、あの細い道路で、工事用の車両とかがどんどん来たら大変だと。ずっと今までも、市町村の財源は厳しいでしょうけど、少し道路をよくしてくださいということもまちづくり懇談会等いろいろ言われたらしいんですけど。この前、土木課長に御無理言うて、夕方でしたかね、大きな落石が奥谷尻から谷和に上がる4キロぐらいのところに夕方の6時か7時ころ落ちまして、すぐ土木課の課長さんや係員の人に行っていたいて、すぐ通行どめにしたんですが、そういう懸念をです、あるいは松くい虫で松が倒木して車が通れないことが多々ある。だからいつもチェーンソー積んでるんですよっていうふうな方も結構おる。そういう陸の孤島みたいなところで、ほんとに大竹市の税金がその地域に投入されていない、何十年も投入されていないという地域です。だから、自分らの地域は、どちらにしても利用はされるけど協力してもらえないんじゃないかという不信感っていいですか、そういうものはあるのかなと思って私は地域の人の声を聞きました。

今度は担当課のほうにお聞きするんですが、もし地域が、これだけの大開発ですよ、20万坪というぐらいの面積です。この20万坪でも、中国電力のほうにはどういう形で鉄塔も建てるという計画が出ると。もう売電契約のお金も払われとる、契約も交わされとるという中で、地域が反対したら、それでもできるものなのかできないものなのか。先ほど市長のほうからその答弁がありました。いろんな法律があります。あるいは県条例もあります。そういうものは地域に全く、かなり距離を置いて、説明しなくてもできるものなのか。いやいや、一般常識で言うと、これだけの大開発なら地域の了解がないとまずできないというのか。その辺の見解といいですか、話に聞きますと、最初のエジソンパワーというコンサル会社、その次のNCDEという会社、それぞれ土木課や産業振興課にも来られたようでございますので、その辺の計画も含めて、ほんとにこれが、地域が反対したときに、何とか、それでもその、法律とか条令を、少し離れた場所でやるのかというふうな工夫してから、このメガソーラー、太陽光事業ができるものなのかどうなのか、法的、条例的に、その辺をお聞きいたします。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 失礼します。林地開発をする上におきましては、さまざまな申請がございます。それから、議員さんおっしゃいましたように、防災上の問題とかいろんなこともございますので、林地開発に絡めて広島県の条例とか、さまざまなことをクリアしていく必要があると思います。地域の同意がなかったらできないかということでございます。率直に思いまして、これだけの大規模な開発です。それから、開発用地も谷和地区に隣接しておりますし、また、おっしゃいましたように水源も下流域の集落のほうにも影響があるということであれば、当然、その地域の理解というのは必ず必要だと私は思っております。

○議長（児玉朋也） 環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） 私のほうから産業廃棄物処理施設、これの許認可に関する手続について説明をさせていただきます。

産業廃棄物処理施設、これの申請につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、

これに基づきまして県のほうに許可申請、これをするようになります。その際、産業廃棄物という特異というか、特殊な物の処分になりますので、県のほうにおいても地元地域、こちらの紛争の予防、あるいは事前の調整、これに努める必要があるという観点から、独自に産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱、これを定めているところです。この要綱に基づき、施設設置者、これにつきましては、あらかじめ事前の協議書、これを県に提出します。県がそれを受領しますと、その写しを関係の市町、こちらのほうに送付します。関係市町におきましては、その事業計画、これにつきましては、その事業者に対して意見を求めたり、あるいは県に対して意見を提出することができることになっております。また、施設設置者につきましては、地元の地域に対しまして地元説明会、これを開催する必要があります。そして、開催後にその説明の内容、開催内容について県のほうに届け出をするということになっております。また、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づきまして、施設設置者は事前に環境影響調査、これを実施する必要があります、その実施結果、これを許可申請書、こちらのほうに添付をして県のほうに提出すると。県がそれを受領しますと告示をすることとなります。その告示内容、これについては1カ月間、市民等の縦覧に供し、あわせて県のほうにも意見を聞き、それと係る施設が適切な施設であるかどうかについて専門の知識を有する有識者、こちらに対して意見を聞くこととなっております。こういうことを踏まえて総合的に勘案し、許可をするということになります。また、その施設の利害関係を有する方についても、県に対して意見を提出することができるということになっております。非常に多方面からのチェック機能が働くということになりますので、産業廃棄物処理施設、これの許可については非常にハードルが高いというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 産廃はわかりました。今のメガソーラー、これはできるのかできないのか。例えば、土地の賃貸契約も25年ぐらいでとられるっていうふうに聞きましたんで、これが一部地権者がお貸ししないとか売却しないという形になって、その辺を避けてソーラーをやろうと思ったら、地域の同意なしにもできるっていう抜け道のようなものがあるのかないのか。それがまず1点です。それから、この計画には大竹市のメリットっていうのが書いてあるわけです。これができたら大竹市すばらしいですよと、お金が入りますよって書いてあるんですけど、もし計算しておられたら、概算で結構なんですけど、固定資産税、私、壇上で200円と言ったんかもわかりません。200億円ですから、売電収入は。固定資産税でいえば総事業費用100億円、おおむね90%程度が資産として認識され、固定資産税の対象となりますと。減価償却期間に応じて資産は減少していきますが、理論的には初年度は1億円を超え、償却期間の累計では5億円規模の固定資産税が発生し、そのうち地方税部分が大竹市の税収増加が要因となります。法人税等については、売電収入は20年間で200億円規模にも上る公算で、金利の支払いやメンテナンスなどを控除した経常利益も80%程度の高水準が想定されます。結果、法人税を含めた実効税率を30%仮定した場合、単年度で2億円、20年間では40から50億円規模の法人税等が発生し、そのうちの地方税部

分が大竹市の税収増加要因となりますと、こう書いてあるんですが、これは多分、今、市長、副市長は持っておられないということなんですが、担当部署のほうはお持ちだと思いますんで、これで計算されたときの実質の大竹市の税収というのは幾らぐらいになるのか。それと、先ほど申しあげました、地域が反対してもつくれる手段、方法というのがあるのかないのか。規模によるかもわかりませんが、地権者とか地域が反対した部分を外して、何とかつくりたいということになればつくれるのかどうなのか。その辺も教えていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 先ほど答弁したのと繰り返しになるんですけども、林地開発の申請をされて、これは県が許可権限を持っておりまして、防災上の観点から土砂の流出とか崩壊、その他災害の発生するおそれがないとか、あと、地域の水の確保に影響がないとか、あと、環境への影響がないとか、そういったものを含めて審査をします。これらについて今、谷和地区の方々もそういう不安も持っておられますので、そういうことがクリアされんということは、地域の理解が得られないということでございます。地域の理解が得られないと県が認めないというのは、そういう意味で申しあげました。そういうことをクリアされるために、しっかりと地域に説明をしていただく必要がある、理解を得ていただく必要があるというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 先ほど大竹市のメリットというお話ございまして、地権者のほうに届きましたお手紙なんですけど、これは地権者の方のみが持っておりまして、市役所にございませぬ。固定資産の買い取り価格であったり事業費、この辺が私たちのほうで今わからない状況でございまして、エジソンパワーは今は撤退しとるというふうに聞いておりますので、今の状況じゃそういうことはわからないというところでございませぬ。申しわけありません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員、最後です。

○7番（大井 渉） 最後でございませぬで、エジソンパワーというのが一番最初に出してきたコンサル会社です。なかなかエジソンパワーさんでうまいことと申しますか、前に進まなかったからNCDEという、孟繁榮さんという・・・の方が社長さんの会社が今コンサル会社としてやっておられるということです。中国電力さんとはもう既に契約を交わしておると。これはキロワット36円だと。地域の方が先ほども何回も申しあげて恐縮なんですけど、目の前って申しますか、後原地区で開発されて、非常に汚水と申しますか、汚れた水が出たというのを目の当たりにされているわけですよ、要するに。ひょっとしたらこういう状態が谷和地区でも起きるんじゃないかと。先ほども言いましたように、谷和地区というのは8つ、あちらこちらに分水嶺の形で流れていると、川が。大竹沿岸部の皆さんが、こんな汚れた水を、谷和が了解したために谷和から汚い水がどんどん流れてと。確かに地域には5億円出して道路をよくしますと、お金まで言われたらしいです。自治会にも当然協力金を払いますと。ただお金につられたらいけないということで、谷和の人

が大竹市民の皆さんが飲む飲料は、我々がちゃんと納得するまでは了解はしないと。ちゃんと話し合いがついて納得したときには話し合いもするでしょうし、またそういうこともしようと思っておるということは聞いております。

最後に、先ほど質問もしたんですけど、ボーリング調査とか環境調査というのもほぼされとるんじゃないかと思うんですが、あそこの道路を今から仮に地域がいろんな条件をつけて賛成したときに、あの道路では私できないだろうと思うんですよ。この道路計画、NCDEという会社が5億円、道路整備のために出すと言われたから、その5億円でやりやいいって言われりやそれまでなんですけど、そこを事前に整備する気が大竹市のほうであるのかどうなのかですね。仮にそれができなくても、先ほど言いましたように、冬場には松くい虫等で大きな倒木があると。28本ぐらいですかね、土木にお願いして切っていたり、ついこの前は夕方、1メートル四方ぐらいの大きな岩が落石して、急遽通行どめになったと、そういう非常に危険な道路でございますんで、まずそういうところを少しずつ地域のために、先ほどから安心安全の質問も出とりますけど、安心安全、市民の生活が第一、そういう考えから少しでもそういう生活道路をよくしていくと。そして地域との信頼関係といいますか、話し合いができる状況に持っていくと。そういうお考えはないのか、あるのか。

それから、もう1点、今後どういう形で進められていくのか。例えば、今、エジソンパワーからNCDEに来て、NCDEさんが県に出すと。県に出しても産業振興課の課長が言われましたように、地域同意がなかったらまず難しいでということは、県に提出されないというふうにもとれるんですが、そういう認識でよろしいのかどうなのか。何点か、最後でございますんで、ちゃんとお答えをいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 数件ございましたが、まず、工事のための道路の件でございます。それから、大竹市が今、この道路に関する整備でございます。

道路につきましては、平成16年、7年、圃場整備を谷和地区で行ってます。この際、大型ダンプが実際入ってまして、狭いながらも大型車が通れない状況じゃございません。ただし、今回聞く限りでは相当大きな重機、あるいは資材を運ぶということなので、今のままの道路では通常通るのは多分曲がりにくかったり、そういうことはあろうかと思えます。今、大竹市のほうで地元に対する道路整備なんですけど、用地の関係であいてない部分がございます。当面は地元のほうで危惧されています落石、倒木、これにつきましては、先週も対応させていただいたところなんですけど、大規模な事業まではできないんですが、できる範囲での対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 今後、どのように進めていくかということにつきましてなんですけども、今、林地開発の申請がされておられません。県のほうに聞きましても、なかなか進捗してないというような話も聞いております。そうした中で、我々としてもしっかりと得た情報を、まずは地域の皆さんに伝えていくということが第一

です。それから、地域の皆さんの状況ということ、逆に県のほうにもしっかりと伝えていく、こういったことをまずはやっていきたいと。申請につきましては、いつになるかわかりませんが、今の段階では、まずはそういうことをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番(大井 渉) よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(児玉朋也) この際、お諮りいたします。一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって一般質問及び総括質疑は、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

お諮りいたします。本日決定されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

明日、3月13日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会をいたします。

16時03分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月12日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大竹市議会議員 大 井 渉

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月13日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|---------|---|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 平成30年度大竹市一般会計予算 | 一般質問及び
総括質疑
(一 括)
予算特別委
設置・付託 |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算 | |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算 | |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第10 | 議案第 9 号 | 平成30年度大竹市水道事業会計予算 | |
| 第11 | 議案第10号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算 | |
| 第12 | 議案第11号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算 | |
| 第13 | 議案第13号 | 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド
設置及び管理条例の制定について | (原案可決) |
| 第14 | 議案第16号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第15 | 議案第17号 | 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第16 | 議案第18号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正
について | (原案可決) |
| 第17 | 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関
する条例の一部改正について | 総務文教
(原案可決) |
| 第18 | 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第19 | 議案第34号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | (原案可決) |
| 第20 | 議案第29号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者
の指定について | 総務文教
(原案可決) |
| 第21 | 議案第14号 | 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運
営に関する基準を定める条例の制定について | (原案可決) |
| 第22 | 議案第15号 | 大竹市税条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第23 | 議案第19号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部
改正について | (原案可決) |
| 第24 | 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
正について | (原案可決) |
| 第25 | 議案第21号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | (原案可決) |

| | | | |
|-----|--------|---|--------|
| 第26 | 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | (修正可決) |
| 第27 | 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一
部改正について | (原案可決) |
| 第28 | 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第29 | 議案第25号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内におけ
る建築物等の制限に関する条例の一部改正につ
いて | (原案可決) |
| 第30 | 議案第26号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ
いて | (原案可決) |
| 第31 | 議案第28号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ
いて | (原案可決) |
| 第32 | 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第33 | 議案第32号 | 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定につい
て | (原案可決) |
| 第34 | 議案第33号 | 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定につい
て | (原案可決) |
| 第35 | 議案第35号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予
算(第2号) | (原案可決) |
| 第36 | 議案第36号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算
(第2号) | (原案可決) |
| 第37 | 議案第37号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算
(第3号) | (原案可決) |
| 第38 | 議案第38号 | 損害賠償の額を定めることについて | (原案可決) |

—生活環境

○会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第13 議案第13号から日程第19 議案第34号(報告・表決)
- 日程第20 議案第29号(報告・表決)
- 日程第21 議案第14号から日程第38 議案第38号(報告・表決)

○出席議員(15人)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 児玉朋也 | 2番 | 末広和基 |
| 3番 | 賀屋幸治 | 4番 | 北地範久 |
| 5番 | 西村一啓 | 6番 | 和田芳弘 |
| 7番 | 大井渉 | 8番 | 網谷芳孝 |
| 9番 | 藤井馨 | 10番 | 山崎年一 |
| 11番 | 日域究 | 12番 | 細川雅子 |
| 13番 | 寺岡公章 | 15番 | 田中実穂 |

16番 山本孝三

○欠席議員（0人）

○説明のため出席した者

| | | | | |
|------------------|---|------|------|-----|
| 市 | 長 | 入山欣郎 | | |
| 副市 | 長 | 太田勲男 | | |
| 教 | 育 | 長 | 大石泰 | |
| 総務部 | 長 | 政岡修 | | |
| 市民生活部 | 長 | 香川晶則 | | |
| 健康福祉部長兼福祉事務所 | 長 | 米中和成 | | |
| 建設部 | 長 | 坪浦伸泰 | | |
| 上下水道局 | 長 | 吉岡和範 | | |
| 消 | 防 | 長 | 橋村哲也 | |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局 | 長 | 中村一誠 | | |
| 企画財政課 | 長 | 三原尚美 | | |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局 | 長 | 高津浩二 | | |
| 環境整備課 | 長 | 田中英徳 | | |
| 監 | 理 | 課 | 長 | 豊原学 |
| 土木課 | 長 | 山本茂広 | | |
| 都市計画課 | 長 | 中司和彦 | | |
| 上下水道局業務課 | 長 | 北林繁喜 | | |
| 上下水道局工務課 | 長 | 古賀正則 | | |
| 総務学事課 | 長 | 真鍋和聰 | | |

○出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 中 | 曾 | 一 | 夫 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 加 | 藤 | 豪 | | | |

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井馨議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案 第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案 第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案 第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案 第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案 第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案 第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案 第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案 第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案 第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案 第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案 第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月12日の議事を継続いたします。一般質問及び総括質疑を行います。

11番、日域究議員。

〔11番日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） 皆さんおはようございます。市民の味方の日域でございます。なぜか私だけひとりぼっちできょう一般質問するんですけども、最後までよろしくおつき合ください。

先日の協議会だったと思いますけれども少し発言したことです。そういう意味では若干重複しますが、といいますかきのうトップバッターだった賀屋議員もちょっと引用されました。1月に基地議連という集まりが岩国でありまして、そのときになぜか岩国の福田市長はかなりいろいろお話していただきまして、印象に強く残っております。それをちょっと引用させてほしいと思います。基地議連の会というよりかその後の酒の席ではありまし

た。だから口が滑らかだったのかもしれませんが、岩国駅の橋上化っていう岩国市にとって大きな事業だと思いますが、ほぼ完成してますよね。私もJR乗っていきまして、初めてだったんできれいになったなという意識がありました。それでこういうことになったんかもしれませんが、岩国駅の橋上駅化について福田市長はこうおっしゃいました。総事業費が81億円だった。しかし、岩国市の実質的な財政負担は9億円で済んだ。いたく御満悦でした。財源内訳もあれですね、全部そこでしゃべってくれましたけど、まず最初に彼がおっしゃったのは防衛のお金は一切使っていません。ただ、岩国市は何でもかんでも防衛って思われるのが嫌だという気は多分お持ちでしょうから、防衛のお金は使ってませんよというのをまず最初におっしゃいました。で、実は何かと言えば国交省の社会資本整備総合交付金、これが9割近く認められたって言ってました。私はその場では仕組みがよくわからなかったんで一生懸命記憶して帰りましたが、調べてみると申請額の9割近くが認められたということだったんだと思います。換算すると81億円をベースに考えたら40億円ぐらいはこの交付金だったのかなという気がいたします。で残りは合併特例債、岩国市が合併したのははるか昔ですけども、今もって合併特例債は延期延期とやっていますね、まだ生きてるんですね。それで合併特例債で残りを負担したと。御存じのように合併特例債というのは返済額、償還額の7割が交付税措置されますから実質負担は3割ですよ、そうすると私の概算でも大体10億円ぐらいになりますから9億円と10億円、若干違いますが岩国市の実質的な財政負担は非常に軽い、そのそういう軽い負担で岩国駅ができたということだと思います。大竹市は合併してませんから大竹市がそれをそっくりまねするっていうのはこれは無理です。無理ですけども、その前後に国交省のことであるとかいろいろなことを話してくれましたけど、ここまで考えてるんかっていう気がしました。すごくしたたかといいますが、このしたたかさについては大竹市もまねをしなくちゃいけない、そんな気がいたしました。

それでですね、改めて考えてみると地方自治体の財政運営というのは国が決めた制度の上に乗っかってるわけです。民間の事業で言えば、ある経費が税務上経費で落とせるかどうかっていうのは大きな判断材料ですよ、それで物事決まったりするじゃないですか。同じように財源と言ってもさまざまな財源がある。例えばきのうの、ちょっとここで引用していいかどうかわかりませんが、谷和のソーラーの話においても事業する人間が大竹市にこれだけ税金が入りますよって、そして福祉の増進がどうのこうのっていう話がきのう出てきましたけど、地方交付税というのがありますから税金がそれだけあっても一定割合というかなりの部分は消えてしまいますからね、交付税の減額で。だから民間の人が普通思ってるのとは違うわけですよ。そういうことをよく考えてやらないとこれも全部ルールですから。スポーツやゲームと同じです。ルールを知らないものが負けてしまうんです。その意味で大竹市には苦い経験があります。このことが私の頭から離れないんですけども、大願寺の宅地造成事業です。平成6年ごろからかなり議会の資料引っ張り出して読んでみましたけど、やはりあることが大きく欠落しています。宅地造成事業は国が決めた財政の仕組み、地方財政計画っていうんでしょうけどもその仕組みから外れてますからね。要するに皆さん地方自治体は税金を集めてそれで行政をするわけですけども、その税金を集め

て行政をするといっても、豊かな自治体もあれば、それこそ税収はほとんどないけどもそこに住民がいて自治体があるというところもあります。そのままじゃできませんから、じゃあその不公平を何とかしようっていうのが地方交付税です。大竹市も地方交付税は受けてますね。そうなってくると税収がふえれば、大竹市さんこれだけ税収がふえたんですから交付税は少し減らしますよ、いいですよっていう仕組みになってます。だから努力するって言っても努力をするスタイルによって努力してもそれが実を結ばないものもあれば、実を結ぶものもあるわけです。だから宅地造成事業っていうのは宅地造成事業で土地を売ったりしてそこでお金が入ってそこでペイすればそれでオーケーです。でも宅地造成で土地をつくりました、それが売れました、で、固定資産税がたくさん入ります、だからそれで借金返しましょうっていう場合に、固定資産税は入るんですよ、もちろん入りますけども、それに見合うといえますか、数字を言えば75%ですけども、その分は交付税が減ってしまうんです。だから、借金をして土地をふやして固定資産税をふやして、まちを運営していこうっていうそういう手法は通常の地方自治体においては取り入れないんです。だから大竹市も当然そうじゃない方法で大願寺宅地造成事業考えたんだと思います。当時は競艇収入もたくさんありましたから、たちまちは何とかなるというふうに考えたんだろうなという気はしますけれども、いざ事業始めようとした平成12年度から競艇収入はゼロになりました。そこでどうしたかですけども、もちろんいろんな紆余曲折があって岩国市に岩国の米軍の事業に土が売れるっていう話が起ったり消えたり、いろんなことがありましたけど、やはり最後は地方交付税のこと考えたら固定資産税が幾ら上がっても、もちろん工場ができれば法人関係の税金は入りますけども、何が入ろうとも税収がとにかくふえればそれに見合って地方交付税が減るわけですから、そういう議論をしたかっていうとどうも議会の記録からは交付税のこの字も出てきません。当時の市長が県とどういう交渉をしたかですけども、交渉っていうのは理屈のこね合いですから大声出したほうが勝ちっていう面もあるかもしれませんが、声が大きかったらいいっていうもんでもありませんよね。要するに土地が売れなかったら、これこれしかじかで大竹市はこんな大変なことになるんだと。しかも県が1期、2期だっているいろんなことを言ううちにどんどん経済情勢悪くなると、そこんとは何とかしてくれと、大竹市破綻するやないかって言うてですね、全額じゃなくても一定割合の県の支援は取りつけるべきだったんです。豊田市長は当時、不転の決意だったかな、政治生命をかけるだったか忘れましたが、そう言うてですね、この場で議会で話してるみたいです。そう言いながら何にもなしで消えたんですから。127億円の借金を全く大竹市が負担するんですよ。しかもそのための財源って東栄から入ってくる固定資産税は75%は交付税が消えるという形でなくなるわけですから。たった2億円、3億円のお金、利息じゃないですか、120億の借金があったら。今まだ33億円ぐらいいかな返済したのが。土地造成会計自体はいろいろな操作によっていろいろな物がわかりにくくはなってますけども、大願寺に関係してできた負債のうちまだ返済残ってるのが90億円以上あるはずですよ。これ延々返していくわけですから。そのことを考えたときにやはり岩国市と大竹市の彼我の差といえますかかなり大きなものがある。少なくとも今さら豊田市政のことを言ってもしょうがないんですけども、これからはそういうことがないよう

に気をつけていかなくちやいけない、すごく感じるんです。

福田さんの話を聞いてぼっと思い出したのが、非常にスケールの小っちゃい話ですけども、去年12月に新町3丁目の土地を買うっていう予算が補正予算がありましたね。私も賛成してしまいましたけど、よく考えたらあれは新町ポンプ場がらみの土地ですからこれも国の交付金か補助金もらえるだろうなと思います。で聞いてみたら対象にはなってます。でも今もらう気はないというもらえる状況にありませんと、そういう話でした。何ですかっていうと手順がそこまでいってないわけですね。都市計画決定はしてあるんかどうかが私詳しくは知りませんが、都市計画決定をして事業認可を得て、それで具体化させてそれから補助金をもらいながら工事を進めていくっていうのが公共事業の通常のパターンだろうと私は素人ですけどもそんなふうに思ってます。しかし、事業計画ないんですよ。じゃ何で土地買うんって。いかにも大竹市があそこの土地を買えば新町ポンプ場の事業をいよいよ前進させ始めたというふうなイメージを与えるかもしれませんけど、それ違いますからね。何で事業の絵をかく前に土地を買う行為に走ろうとしてるのか、そこを私は聞いてみたいんです。あそこの雨水か、あれを小瀬川に水を出すだけでも、小瀬川を管理しているのは国交省ですから国交省がいいよって言わないと水出してはいけませんよ。そんな話も今からって言うんです。そしたらそういう水面下の事務手続を進めてそれからでしょう。さっきの大願寺の話もそうですけど、やっぱり用地買収までには準備があるじゃないですか。何かつまみ食いのように1カ所だけ土地を買っても前に進むわけじゃない。ましてやあそこは40年ぐらい前に土地買ってますよね。7,000万円ぐらいの評価で、8,000万円ぐらいかな、評価で土地開発公社の試算の中に上がってますけども、あの昔に、それこそ無責任に買ってそれをずっと借金ですからね。利息だけ払っているんでしょうけども。あの反省があるんであれば今回だって土地だけを先につまみ食いするような買い方できなかったはずですよ。せっかく過去の失敗があって、その学習効果っていうのはどういうふうに活かされてるのかそれを聞いてみたいと思います。それが1問目でございます。公共事業は大事ですけども、手順を踏んでやっていただきたい。

2問目に移ります。市営アパートの御園2号棟、3号棟の話です。今皆さん引っ越しの最中でばたばたしてるようですけども、いろんな理由があるんでしょうけども岩国大竹道路が2号棟、3号棟の一部にかかるということで、2号棟、3号棟は解体することになりましたよね。それで今ちょうど引っ越し作業のさ中ですよ。立ち退きですからどっかに行ってもらわなくちやいけない。それで一般のところと言いますか、外部に出ていく人もいれば新しい6号棟に行く人もいれば違う市営住宅に転居する人もいます。その解釈ですけども、立ち退きですから最大限のサービスをしてくれるのかなと思いますが、もちろん立ち退き費用とかそういうものは出るんでしょうけども、改めて新規に市営住宅に入居するように全ての手続、特に厄介なのが連帯保証人らしいんですけども、所得要件があつて所得証明をつけた、しかも印鑑証明をつけた、連帯保証人届っていうものを要求してるというふうに聞いてます。もともと連帯保証人っていうもの自体そこまでの話かという話もありますが、何はともあれかなり苦勞して書類集めをしてるやに聞いています。水道料金の滞納がないとか税金をちゃんと払ってるかそんなものまで要求されてるみたいですけど

も、市営住宅から市営住宅に移るそしてその原因は行政の側にあるわけですから、そんなに四角四面な書類を要求しなくていいと思うんですけども、なぜそこまでのか尋ねてみたいと思います。何か丸太ん棒を飲み込んだっていう表現がありますけども、四角四面なんです。それだけのことじゃないですか。どうもルールを曲解してるというか誤解してるというか、もっと柔軟にできないものかという気がいたします。ただ、ヒアリングのときに私が書類がそろわなかったら転居できんのかって言ったら、課長はそんなことはありませんって言われたんですよ。この差異はどこにあるんです。そんなこと外部には言ってませんよね、言ってることとやってることとといいますか、全然難しいことじゃないんですけども、方針を決めてそれをきちんと公表して、このようにやってくださいねって言ったなら円滑に進むんですけど、みずから厄介なことを言ってあとの調整に窮しているというふうに思います。余りにも今の都市計画課のやり方は私は幼稚というかみじめというかそんな気がしますけども、改めてどういう方針でやってきてこれからどういうふうにするのかお尋ねしたいと思います。

3番目にいきます。これきのう大井議員が質問されましたけど、ちょっと趣旨をかえてますけど民間の仕事ですよ。民間の仕事に対して公がどのように関与していくかっていう角度からこう聞いてみたいと思いました。私、連立方程式っていう考え方が好きなんですけども、大竹市の市営住宅のガスの問題、LPガスですけども、これ大竹市が持ってる市営住宅という建物というかそこを舞台に、ガスを売る業者と買う入居者というものがそこにかかわってくるわけです。大竹市役所っていうのはその場所を提供している立場です。その場所を提供している立場がどのぐらいの責任とか権限とかがあるのかなっていう問題なんですけども、もう1つは谷和のソーラーです。これは民間の業者がやることですから大竹市とは直接関係ありませんよね。ただ、開発行為というものがありますから、林野開発については広島県が許認可権をもってると思います、大竹市においては。それが大竹市とどういう関係にあるのか知りませんが、谷和については大竹市の課長さんが何度か知りませんが、何名かもよくわかりませんが、説明にあそこまで赴いてるわけです。市営住宅のガスについては全然避けてますよね。当事者が話にいったらもちろん話ぐらいしてくるんですけども、自分たちは関係ないという感じで避けてるんですけども、民間の事業に対して公が関与する基本的な考えっていいですか、そういうものがやっぱり根っこにないと物事は一貫性がなくなりますよね。テレビがきょう森友学園ばかりやってますけども、基本的な理念が崩れるとあっちこっちにそごが出てきて収拾がつかなくなるというふうに思います。皆様、市職員の皆様が公務を遂行する上での基本理念というものがあるんであればそれを踏まえた上で御答弁をいただきたいと思います。

済みません、私原稿書いてきたんですけども読まずに勝手にしゃべってしまいましたんで、若干答弁とずれが生じるかもしれませんが御容赦ください。

以上壇上での質問を終わります。よろしく御答弁ください。お願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 過去の全てが現在になっております。過去のいろんないきさつ等について考察することは大変大切でございますが、私は過去の皆さん方が決断されたことに対してはそれを受け入れた上で、これから発展を目指してまいりたいというふうを考えております。

それでは日域議員の御質問にお答えいたします。1点目の新町雨水排水ポンプ場等の整備にかかる財源についてです。議員御指摘のとおり、本市が実施する公共下水道事業、道路事業はいずれも国の補助金、社会資本整備総合交付金を受けることが可能な事業であり、事業の実施に当たっては国の補助金等の財源を最大限に活用するよう努めているところでございます。しかし、国の補助金を受けるには具体的な計画の策定や予算要望などが必要ですので、補助金が交付されるまでには通常数年間を要することとなります。今回の案件に関しましては、新町3丁目地区において緊急車両や市民の皆様の避難路を確保するため、過去に道路事業を進めてまいりましたが、14年前に関係者との協議が整わず用地買収を断念した経緯がございます。このたび、この長年の懸案が解消できるとの情報をいただき、この機会を逃すべきではないと考え土地買収の可能性や財源状況を総合的に判断し、現時点で最も有効と考えられる手法で事業を実施する結論をしたところでございます。

続いて市営住宅御園2号棟、3号棟の解体に伴う転居者の連帯保証人の選定についてです。本市の市営住宅に入居する際には大竹市営住宅設置及び管理条例に基づき、連帯保証人2名の連署を求めています。ただし、特別の事情があると認められる方については連帯保証人の選定を要しない旨を規定しており、その要件を市営住宅連帯保証人免除事務取扱要領に定め、一定要件を満たす場合に限り連帯保証人を1名ないし2名免除できることとしております。市営住宅間での移転の場合、その理由にかかわらず手続上は一旦退去した上で新たに入居していただくこととなります。そのため、通常の入居手続と同様に連帯保証人2名の選定を求めることが原則的な取り扱いとなります。また、現在の市営住宅の入居時に提出された連帯保証人届の転用につきましては、新たな市営住宅への入居に伴って住宅使用料等が変更となり連帯保証人の補償対象も異なるものとなることから、改めて届け出をしていただく必要があると考えております。しかしながら、このたびの入居手続を進めていく中でさまざまな事情から、どうしても連帯保証人の選定が困難との相談がございました。入居者の皆様の生活の安定を第一に考える中で今回の移転が公共事業によるものであることから、道路事業や建てかえなどによる移転で連帯保証人の選定が困難かつ市営住宅への入居が適当と認められる場合には、連帯保証人の選定を免除できるよう取扱要領を改めたところでございます。

最後に、民間事業に対する職員の対応についてです。大井議員への答弁と重複いたしますが、谷和地区の太陽光発電事業計画は民間の事業者が独自に進められる事業でございます。市が今事業を推進する意図をもって住民の皆様働きかけるものではございません。しかしながら、明確な説明がないままに現地調査が進む中で不安に思われた地元から現状を把握したいとの相談を受け、住民の皆様の不安軽減に努める必要があると判断したため事業者から聞き取った情報をお伝えするために関係課が地元へ赴いた経緯がございます。また、事業者に対しては地元への丁寧な説明など誠実な対応に努めるよう伝えてい

ろであり、今後も行政として必要な対応を行う考えです。

市営アパートのLPガスは入居者個人がガス供給事業者と契約を結んでいるもので、事業者の変更等に伴うLPガス供給契約の解約については消費者の自由な意思に基づいて、自己責任で判断されるものでございます。しかしながら市営アパートの場合、入居者個々による契約とは言え、配管等の設備を団地内で共有しているため、契約変更などは入居者全員の統一された意志に基づいて協議していただく必要がございます。昨年一部の市営アパート入居者からガス供給事業者の選定や価格交渉を行いたいとの申し出があり、同様の回答をさせていただいております。民間事業と行政のかかわりについては行政が民間を指導、制限するものもあれば民間の力を借りて行政運営を推進するものであります。また、公が介入すべきでない案件もございます。これらを一くくりにして統一した行動原則を示すことは不可能ですが、市民の皆様の安心、安全、幸せ感といった観点から個々に必要性や優先度を判断しながら行政としての役割を適切に果たしていきたいと考えております。

以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。

最初の質問ですけど、もちろん国がいろんな面で補助金をたくさん、たくさんといいますか、いろんな場面で補助金の制度もってるともいますから。担当課の皆さんはそれをいかに上手に使おうかと思って日夜頑張っておられることは大原則としてはよくわかります。ただ、私思ったのは岩国の福田市長が私の真ん前で熱弁をふるってくれたっていうことが1つありますけども、前から思ってるのが新町の郵便局前交差点ちゅうかな、いわゆる青木線の入り口ですけども、狭いじゃないですか。皆さんあれ何とかしたいと思っておられるみたいですけども、平成22年まで課長した人がかなり詰めた段階まで話をしたんだっていうふうにおっしゃってましたけど、それから10年近く、8年かな7年かたちますけども進捗してませんよね。それはそれでしょうがないんですよ、相手がいることです。ただ、たまたま利害関係があるような人とこの最近会う機会があって、全然様子が違うんですよ。その辺から含めて言えば解決するじゃんっていう気がするんですけども、言い方かえたら、皆さん土地の買収ってそんな単細胞でいく話じゃありませんから、どういう手順を踏んでやってるんかなって。将を射ようと思えば馬を射よっていう話がありますよね。世の中ってそういうもんですから単に将のどこ行って土地売ってください、こんだけ売ってください、家の前をちょん切らせてくださいって、切らせてください、あとは知りませんってそんな交渉をやって成り立つわけがないですよ。成立しませんよね。それで土木課長は仕事したつもりになっとるんかって、そこはそれを絡めてみたときに今回の新町の話も今回買おうとした土地の中にポンプ場用地もあるけども、ポンプ場用地というよりかそれも含めた道路部分があってその道路部分をちょっとそれを確保できれば道路が、何て言うんですか、こうぐるぐるって回って通れるようになりそうだと、それで消防も入れるし救急も入れるしよくなるだろうってそれは私十分理解できます。十分理解できますけども、そのためにさっき市長が言われた何年かに交渉が決裂してそれで終わってしまったと。それが今回広めに買うことによってそこも手に入るかもしれないから買う決断に至ったん

だってというのが市長の答弁だと思います。それはそれでよく理解できます。理解できますけども、道路の部分だって何とか交渉できるんじゃないですか。そういうふうな行政にとってかなりのこう、何て言うか、本来の理想的なやり方から見たときに余分な経費がいたりあるいはもらえるべき交付金がもらえない状態での決断に至ったり、そういうマイナスのことを極力避けてほしいんですよ。さっき言った過去の話は今さらどうしろって私も言いませんよ。過去の話はいいことも悪いこともあります。それは次への経験としてあしたから先、生かしていきやいいんわけですから。過去のこと嘆いても喜んでも、それは愚かなことです。そう考えたときに何か足りないもんがあったんじゃないかなと思って、今どうこうしろとも言いません。言いませんけども、やはり交渉っていうのは大事なことですし、交渉っていうのは極端に言えば市役所がどんだけ信用されてるかっていうことでもあります。そういう意味でこれから大竹市も厳しい状況ですから、さっき言いましたけど。しばらくの時間、相当長い間において厳しい財政が続くと思いますけども、その中においてそれ以上の、それ以外のマイナス面を発生させないようによろしくお願ひしたいと思ひます。それで最初の質問を終わります。

今のやつ御答弁があったらお願いいたします。

次、市営アパートの件ですけども、今市長の御答弁ありがとうございます。公共事業で立ち退くなんてことは多分木造の平家の建物の場合は知りませんが、ああいう鉄筋コンクリートのいわゆる市営アパートといわれるものが公共事業のために立ち退きになったっていうケースは過去にないと思ひます、大竹市においては。だからルールがなかったのかもしれないけども、取扱要領か何かがあるんですか、さっきメモが追っつきませんでしたけど、保証人が2人いるっていう大原則があつてそれ以外の特別な事情がある場合にいろんな手続を簡素化する、書類を要らないようにするっていう取り扱ひのルールがあつて、その中でこういう場合はこうだとか2名あるのを1名でいいとか2名だけゼロでいいとかいろんなことを決めてるような、取り扱ひ要領とおっしゃったかどうか記憶にありませんが、それを改めたって言われましたよね。改めたのはいつであつてそれを改めたっていうことを公表してるかどうか教えてほしいんですけども。別にこれ個人、プライバシーにかかわる問題じゃありませんから取扱要領を改めたのであれば、それはいつの出来事なのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今お話がありました連帯保証人免除事務取扱要領でございます。これまでも要領に基づきまして、建てかえ等に伴ひ市営住宅に特定入居をされる場合については一定の条件のもと1名ないし2名連帯保証人が免除できるという規定を設けておりました。しかしながら、今回市営住宅の建てかえ等に伴ひ他の市営住宅に移転を余儀なくされたという入居者について連帯保証人を選定することがどうしても困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居することが適当であると判断される場合について連帯保証人を免除することができるというふうに改めております。これは平成30年2月26日付で改正をいたしております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 当事者は知りませんよね。ちょっとその書面を出してもらえませんか。2月26日にかえたっていう証拠書類出してください、お願いします。誰も知らないですから。何で今になって言うんですか。

○議長（児玉朋也） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時37分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

ただいま議員から資料請求がありました件について、議会からの資料請求としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 異議なしと認めます。よって議会からの資料請求といたします。

ただいまの資料について職員をして配付させます。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

補足説明ありますか。

都市計画課長

○都市計画課長（中司和彦） 済みません、時間がかかってしまいまして大変申しわけございません。先ほどの市営住宅連帯保証人免除事務取扱要領ですけれども、今お手元に配付しております新旧対照表のほうで説明させていただきます。これまでも3条2項のほうで公共事業等移転に伴って特定入居される場合について1名保証人を減にすると、あと病弱等で就業されていないというふうな要件に該当する場合について連帯保証人を2名減とするというふうにしておったわけですが、これに加えて、今回建てかえ等の事業に伴って市営住宅に特定入居しようとするものについてどうしても連帯保証人を選定することが困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居させることが適当であると認める場合について連帯保証人2名免除することができるというふうしております。この要領につきましては内部の事務等手続を定めるものでございまして、告示等を行っておりません。今後ホームページ等で公表する予定としております。それで今の状況でございますけれども、公表の状況ですが、今回そういった公共事業で移転を余儀なくされた方についてどうしても連帯保証人が見つからないんだという申し出があった方について、直接お話をしてこの要領に基づいて連帯保証人を免除するという扱いをしております。今そういった連帯保証人の免除について申請をされておる方、申請を手続中の方もいらっしゃいますし、その手続が終わった方、引き続き連帯保証人を探すんだと言われる方もいらっしゃいます。基本的には連帯保証人について、つけていただくという基本方針には変わらないんですけども、今回ような形でどうしても見つからないんだという方について、こ

の要領に基づいて連帯保証人を免除しておるというところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 3回目です。日域議員。

○11番（日域 究） こういうものがあつたんですね。今、都市計画課長から説明がありましたけど、ある意味では問題が連帯保証人の話ではなくなってるんです。もう連帯保証人の話は終わりです。例えばこれ、内部だから外部からはわからないわけですね。ここに第4条、市長は前項の規定による申請があつたときは誰が申請します。法治国家ですよ日本は。こういうことが公開してあるものに無ければ誰がこれ申請するんですか。皆さんとれとれって言うけどとれんで困るとるんですよ。誰が申請します。できるわけないじゃないですか。内規と公開してある法律とか条例とか違いますよ。それをわからん人間が課長やるとるんですか。

○議長（児玉朋也） 日域議員、もう少しトーン下げてください。

○11番（日域 究） 優しく言います。議長もわかってほしいですよ。どうやってこれ申請するんですか。わかりませんよね。内部にあるんですから。この内規っていうやつは変なものなんですよ。だから内規っていうのはあること自体も言わなくてもいいかもしれない。対外的に示す文書は対外的に示す。そのかわり外部の人間とやりとりするときには対外的に示した文書だけを根拠にやりとりしないと、内規がありますって言ったらわけわからんじゃないですか。若干時間を使って内規の問題1つ言います。公営住宅には市長とか知事とか町長とか権限でもって家賃を減免できるっていう規定が大体どっかにあるんです。広島県も持ってる、大竹市も持ってる。例えば私前どっかで1回言いましたけど、玖波に県営住宅と市営住宅が並んであります。県営も市営も基本的には公営住宅ですから公営住宅法ですから、同じような家賃です。もちろん応能負担ですよ。でも一定額から下に下がったときに別途設置者といいますか、市長とか知事が決めた減免規定があるんです。これは内規なんですよ。だから公表してありません。でも所得が下がったときに玖波で県営に住んでる人と市営に住んでる人で家賃が3倍も違うんです。調べてみたらその内規が違うんです。こういうこともね、例えば募集しますよね、市営住宅の玖波の何号こうですああです言うじゃないですか同時にね県営も玖波があいてますよって、住むのは大竹市民ですよ、大竹市民が選ぶときにどっちがええかねって選ぶときにうちん方は所得はこれぐらいよねって思ったときに内規がわかっていれば、そりゃ安いほう選びますよ。ほかが同じであればね。そういう選択できる、何とかな、選択できるその権限っていうか、そういうあれがないわけですよ。知らずに入って何で県営が安いってなるわけですよ。私が聞いた話じゃ母子家庭は安いよって聞きましたけど、調べてみたら母子家庭じゃありません。内規です、所得です。そういう何て言うのかな、行政から見たらそれでいいのかもしれません、一般市民から見たときに、わしら県営と市営と両方あってどっちでもよかったんじやけどねって、あつちたまたま頼んだんよ、そしたら家賃こんな違うんよってそう言われたら、どきっとせないけんのですよ。どきっとせんかったらもう公務員する資格ありませんよ。内規っていうのはそういうもんですから。これは都市計画課長が市長にお願いして変えましようって言って変えたんでしょ。市長が決めるんですから。それを公表しなかつ

たら外部わかりませんよね、申請できませんよね。これ公表しない、少なくとも関係ない人間にまで全部言うことはないかもしれないけれど、当該立ち退き該当の人たちに大変そうなので、ちょっと市役所の中で相談して、今度いいことになりましたと言ったらいいんですけど言ってませんよね。この申請ってどうするんですか、書式は。何か物すごく自己中心的過ぎませんか、余りにね。ちょっとその辺御答弁ください。お願いします。

○都市計画課長（中司和彦） 済みません、ちょっと説明が漏れておりました。この要領につきましては2月26日に改正をされておるんですが、ちょっと時間がなかったということでまだ公表はできておりませんが今後ホームページで公表していく予定です。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員、もう一回許します。手を挙げて言ってください。

○11番（日域 究） それ今の答弁は正直なところですよ。今からまだ公表してないから今後ホームページで公表したいっていうのはこれがうそだとは言いません。正直な内容だと思いますが、そしたらこれはいつから機能するんですか。もうある意味では何となしにこれ機能してるふうもあるわけですよ。最初は意地でも保証人出せて言ったのが、何か最近、いや変わったんやとかですよ、いろんな話があるんですけども、さっきの市営と県営の所得の低い方への家賃じゃありませんけども、きちんと決めてあることを公表しないから皆さんが断片的な情報をもとに推測するんですよ。あの人はいえって言ってもろたとか何かあちはこうらしいよとか、物すごく発展途上国的なんですよ。決めたのであれば少なくともストレートな対象者は2号棟、3号棟の人たちですから。最新情報ですとこうなりましたと、そしたらさっき苦労して集めて出した人が文句言うかもしれません、その周知の仕方が悪いことと、これ何でこの段階なんですか。これ県には県の県営住宅の担当課がありますよね、そこで聞いたら県は大きい組織ですから県営住宅は県内にたくさんありますよね、当然そういうケースもあるだろうという気がして県営住宅で聞いたら立ち退きで引っ越し場合にはそういう書類を求めませんと。本来は立ち退きであっても新規に市営住宅に入るんですから、新規入居として扱うけども、これはそういう場合は県が引っ越ししてくれってお願いをしてるんですから、それはもらえませんよっていつもそういうやり方でやっていますって言うんですよ。これ市が立ち退いてくれってお願いしてるわけですよ。だから最大限の便宜を払うなり何なりしていいと思うんですけども、ひっそりなぜこの時期にこんなもの決めたのか、その前の段階でこういうこと検討しないのかさういうとこ決めたら決めたで隠してたらわからないじゃないですか。黙ってホームページに載せてもホームページ見ないかもしれませんよ。高齢の方が多いですから。ルールって担当課の言いわけのためにあるわけじゃないですからね。皆さんにおふれを出して、大竹市はこういうやり方で行政を進めますからねって、知っておいてくださいねっていうのがこういうルールですから。何かのあらゆる段階で皆さん勘違いしてるんじゃないかと思いますが、過去の、なぜこの時期に決めたのか、こういう検討はしなかったんですか。

お願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今回のように公共事業に伴う移転であっても一旦は退去をし

た上で新たに入居していただくということになりますので、通常の手続として連帯保証人を求めておったわけです。しかしながら、その手続を進めていく中でどうしても連帯保証人が見つからないんだというお話、申し出がありましたので、今回そういった人を救っていくために要綱、要領を改正したものでございます。

○議長（児玉朋也） もう一回いいですよ。

日域議員。

○11番（日域 究） これ決めて、26日でしょ。3週間まだたってませんけど、相当たってますよね。その間ホームページに載せる時間、こともできたでしょうけども、何はともあれこういう該当者ってあそこに十数人ぐらいしかいないわけ、もっと30人かな、いないわけですから、ほんで例えば第一ビルは皆さんの命を受けて手続してるわけじゃないですか。第一ビルのほうに苦情が来るわけですよ。第一ビルだってかなわないと思いますよ。苦勞して集めた人たちに対してはそれはありがとうでおわりですか。やっぱり物事が始まる前に物事をちゃんと決めておかないと、そこで出した人、出さずに済んだ人っていう差ができてくるとまたそこでひと悶着ありますから。こういうことは想定してなかったわけですね。県に尋ねたりもしなかったんですね。何でもかんでもすぐ聞くじゃないですかよ。それに。私、昔に出初め式のときの市長の服装について廿日市市役所に聞いたことがあるんです。そしたら私が聞くより直前に、もう大竹市の消防から問い合わせがありましたって笑ってましたけど。私が消防にかけて、次すぐ廿日市かけたら、大竹市消防がすぐ廿日市に聞いているわけです。あのぐらい近隣のまちとか県とか、何かあったらすぐ問い合わせをする、あるいは、悪いとは言いませんよ、そういう習性とか行動様式をお持ちなんですけども、今回については県の対応と全然違いますよね、そこまで思いがめぐらなかつたということでもいいんですか。責任者としてですけども、責任者は市長なんか課長なんか私はわかりませんが、相当現場に混乱を生んでることは確かです。そのことについてどう思われるか。最後それで結構ですからお答えください。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今回のような公共事業に伴って移転を余儀なくされた方の連帯保証人の取り扱いについて、他の市町のほうにはちょっと確認はしておりません。しかしながら、今回そういった手続をしていく中でどうしても連帯保証人が難しいんだというお話がありましたので、今回のような措置をとらせていただいたところでございます。以上です。

○議長（児玉朋也） これは終わりました。

もう一問、次お願いします。

○11番（日域 究） さっきの件ですけど、フォローをよろしく願いいたします。

谷和の件とLPガスの件というか、市長の答弁は一口で言えばいろんなケースがあるんで統一的なこういう方針でやるんだという方針を、基本方針を一言で示すことは難しいって話だったと思います。まあ、それはそうかもしれませぬし、そこである意味言って言えないこともないような気もしますが、そういう御答弁でしたよね。谷和の件について言えば、それこそ市は関係ないですよ。1つには嵐谷の件があつて、ああいうふうにな

ったら困るよねっていうのがあったっていうけども、この話をもっと前から言ってますから、嵐谷の件とこの間というのはどのぐらいですか。ほとんど、スタートは違いますけども、物事が見えるようになったときにはもうこの話は進みますから、あちらがあんなふうになったのを知ってから、反対っちゃうことはないですわね、地元の人は今でもあんまりいいと思ってないみたいですけども、嵐谷のときのことを言えば廿日市が許認可権限持っている行政ですから。で、大竹市に同意が来ますよね、同意じゃない、意見を求めるんですね。そのとき、1回目のとき皆さん意見なしでしたよね。私は去年6月議会で言ってしまったわけですけども、そしたら8月かな、次の設計変更のときには皆さんからたくさんかどうかはそれは私見てません。見てませんけども。注文がついたっていうふうに聞いてます。やはりそこんところがあるわけですよ、大竹市でもしそういう林野開発が始まるというか、そういう申請が出たら相手は県ですよ、県が大竹市に意見求めてくる。そのときに皆さんがどういう立ち位置で物を見るかです。やっぱり大竹市として大竹市の山ですから、変なことされたら困るよねって変なこと起こらんように一生懸命こうしてほしい、ああしてほしいっていう注文をつけるならいいですけども、嵐谷の例でいくと何にも言わないですよ。もちろん前の持ち主のこともありますよ。皆さん御存じですよ、だから森友学園的な状況になったんかどうか知りませんが、それがあってもうまいぐあいいかないと前の持ち主だっておもしろいことはないですよ。私今一番心配しているのは前の持ち主さんだと思いますよ。自分が手放したもんが立派に完成したら、そらうれしいですよ。いらなかってうれしいはずがないですから。やはり責任を持つことはあることを企画したときにそれがちゃんと目的を達成していい結論で終わることが目的ですからね。いいがいいかんかもしれんけど、しょうがないけん黙っとこうというのは物すごく無責任な態度です。

それにはそういう態度をとっていながらLPガスのほうは何かそれこそこれは大竹市が持っている市営住宅の中の出来事ですから皆さん関係があるんですよ。普通は賃貸住宅的に考えれば業者決めるのは家主ですよ。でも大竹市の場合は違う違うって言われましたけど、さっきも供給受けるのは入居者です、入居してる方。ほんで供給するのはガス会社、ガス屋さん。大竹市はじゃあ、大竹市の権限っていうのは少ない、ほとんどない、ないことはないでしょうけども、アパートができて以来業者1回もかわってませんから、1回もかわってない中で価格が相当な差をもってるわけです。8割っていうか前回議会の資料の中で見たのが8割でした。その後変化しとると思いますが、大きくは変わってないです。ガス業者をかえる権限が市にあれば変えられたら困りますから、業者もあんまり高うはとれんよねってこう思うんですけど。自分たちがもう自分たちの島と思ってればそこで平気で、平気じゃないかもしれないけど、まあこれくらいはええかねって思いながら値段を、高い値段を維持しようと思ってもある意味当然ですよ。大竹市は、というか市営住宅をもってる大竹市として業者をとりかえるとか、金額についてとやかくゆうとかいう権限はないという解釈なんですか。そこんところちょっと教えてください。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今の既に入居されておるアパートにつきましては市のほうで

ガス料金を下げるとかいった交渉はできない、口出しはできないというふうに考えております。あくまでも契約の当事者である入居者全員の意思に基づいてそういった交渉がされないとなんか個々にガス業者さんと契約されてますんで、ガスの解約についてもそうですし、全員が解約をしないとそのガス事業者さんを変えるということもできないというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 今ですね、御園2号棟、3号棟がもうじきなくなりますよね、そこにもガスの供給業者はいたわけですけども、その人たちのお客さんといいますか、営業の舞台はこの3月で終わってしまうのかなと思いますけども、そのことについて大竹市がどうなんかなんか私はわかりませんが、新6号棟に権利を引き継ぐことはしませんでしたよね。今訴訟が起こってるように聞いてますけども、裁判をしてるのは相手は相手の会社の社長でしょうね。裁判受けてるのは大竹市の代表たる入山市長だと思いますけども、そこで皆さんは何て主張してるか御存じですか。業者を決めるのは市役所の広範な権限だって主張してるんですよ。だから原告に対してあなたたちの主張は主張する権限はないんだっていうそういう論法ですよ。差異があり過ぎませんか。大竹市はさっきの分もそうですけど二枚舌をよく使う役所だと思いますけども、便宜的にすぐペロッと要らんことを言うわけですよ。そうするとすぐ次の場面でつじつまが合わなくなるんですけども、あの裁判では広範な権限、広範は違うかもしれませんが業者の選定は我々の権限だと。そもそも昭和のころから業者がいてずっとずっとそこで商売してるんですよ。で、よくLPの場合は設備のことがあって民間はかなりどぎついことやってます。なんやかんやで全部ガス屋さん負担させてそのかわりガスの供給させる値段も任せるって言って、エアコンから何から全部ガス業者にやらせるっていうのをこれ広ガスの人から聞きました。だからそういうことがあれば別です。だけど市営住宅の場合は全てを市がつくって配管から何から全てつくって、あとガスの供給とかメーターはもちろん業者のもんでしょうけども、そういう状態を変更をお願いするにはすごくしやすい状況でもともと設計してますよね。市営住宅には目的があるわけじゃないですか。住宅困窮者っていう言葉がいいかどうか知りませんが、市営住宅っていうのは公営住宅法の目的をもってやってるわけですから。ガスの高い人は家賃より高いんですよ。そういうことも見ながらそれで全然変えない。裁判になったら我々に権限があるんだって主張してですよ、そうじゃなければ業者と個人が契約してるんだから我々は首を突っ込めませんってこれがまさに私が今、3問目で聞いたかったことですよ。行政は民間の仕事、民間がいるときにどういう関与の仕方をするんだって、ちゃんと基本方針示せて。やっぱりおかしいと思いますよ。もちろんガスの配管って共通ですから、ガス屋さんを皆さんがばらばらでガスを買うわけにいきませんから、せめて一定期間ごとに、あんまり短かったら困りますから、ある程度長目でそのかわりそのとき入札するとかですね、何かやったらいいと思います。権限があるんでしょ。そこんところだけお願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 先ほどお話がありました御園6号棟につきましては全くの新

設の建物ということで、入居者がそれぞれ別々のガス供給業者を選んでしまうということになりますとガスボンベであるとか供給設備を複数のガス業者さんが管理をするということになってしまいますんで、安全管理上支障があるということで今回は市のほうでガス業者さんを選定、6号棟についてはガス業者さんを市のほうで選定したというものでございます。既に入居者がありますアパートのガス供給業者も変更するということになりますと既に入居者さん個人が直接ガス供給業者さんとの間で契約を結んでおられますんで、ガス供給業者の変更等による契約の解除等につきましてはそれぞれ消費者さんの自由な意思に基づいて自主的な判断と自己責任において決定されるべきものであるというふうにご考慮しておるところです。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） じゃ今課長の答弁を整理しますけど、要するに6号棟は入居者がいないから、新築ですからね、だから便宜的に設置者である市が入居者に成りかわって業者を選ぶんですと。極端に言えば仮選定ですよ。入居者が選んだんじゃなくて市が成りかわってやっただけですよ。それでずっとその仮契約で未来永劫いくんですか。これ行政を舞台に商売してるわけですからエンドレスでずっと続くってことはあり得ないじゃないですか。その結果がこの8割も高いっていうガス料金に反映してるんですよ。そのことをガスを、市営住宅の運営を任されてる者としてどう考えますか。わしら知らないねっていうわけにいかんでしょ。そろそろ何とかしなくちゃいけない段階じゃないです。広範な権限があるんだったら権限を行使していろいろやったらいいじゃないですか。それが市民に対する責任じゃないです。下手したらまた裁判ですよ。こんな愚かな話でそんなトラブルを顕在化させないでほしいんですけども。片方では谷和の件で言えばですよ、わざわざ課長さんから、もちろん課長さんだけじゃないですよ、いろんな人が行ってますけども、課長ってというのは公務ですからね。ほかの連中は公務も何もないでしょうけども、大竹市の課長が公務の時間に行ったってことは何か意味がなけりゃ行けないですよ。私はそう感じました。そこまで業者の味方をするんかチェックを入れるんか私はわかりませんが嵐谷の件を考えたら皆さんたちのやってることは業者の後押しじゃないかというふうになら取れます。今回のこのガスについても皆さんは都市計画法で市営住宅の円滑な管理、運営を担ってるんですよ、事務分掌条例にそう書いてありますよ。ガス屋さんの経営を所掌しじゃないんですよ。いつかは部長もガス屋さんのって言われましたよね、もうしばらく大竹市の部長さんですけども、やっぱりそういう言動には気をつけてほしい。この8割違うことについて都市計画課長はというか、市長はというか、どっちかな、建設部長さんもそうですけども、皆さんはこれ放置するんですか。住民がどう思ってるか、市営住宅のアパート指定管理者についてすごい高い割合で皆さん満足してるっていう妙なデータを公表したりしますけど、皆さんについてこの市営住宅のガスの金額がこんだけ違うことについてどう思ってますかって入居者の意識調査というか、する気がありますか。見たくないからしませんか。どっちでしょう。もっと谷和を見に行くなどは言いませんよ、結構ですよ谷和に行ってあげてほしい。しかし、すぐそこですよ御園市営住宅なんて。市の職員が行ったって話、私聞いたことがないですよ。行って調べてほしいとお願いしたらどう

しますか。わしゃ知らんって言うなら言っていたいただいても結構ですけども、やはり市営住宅の目的がありますから。そこんところはちゃんと考えてほしい。さっきの内規ですとかあれもそうですけども、やはり皆さんじゃない外部の人間が言うんです、市民が。人の気持ちが変わらなくなったら公務員できませんよ。私はそう思いますけど。そういう例えば市営住宅の満足度調査をするのであれば、ガス料金が違うことも当然あってしかるべきですよ。そういう気があるかどうかをお答えください。お願いします。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 市営住宅におけますガス料金の調査についてでございますけれども、先ほど新設いたします6号棟に関しましては供用開始の面で市のほうが決定させていただいておりますけれども、既に供用開始している市営住宅におきましてはそのガス業者の選定やそれに伴う価格等の交渉については公である市が関与することはできないということで考えておりますので、今のところ特に調査をしてという考えはございません。

○議長（児玉朋也） 日域議員。最後です。

○11番（日域 究） 何かあの部長の最後の一言ですね。その責任については県に戻られてもついていきますからね。

それで、じゃあ今の現状どうするんだということについて、する気はありませんってあしき状況を放置するんですってということなるんじゃないですか。それ知らないでいいわけですよ。そういう状況を知りながら、これはいろんな見方があるでしょうけども、さまざまありますよさまざまありますから、極端なことを言えば同じ棟に住んでる人が同じ料金払ってるかどうかクエスチョンマークですよ。規制はないわけですから。そこにガス屋さんで働いてる従業員の人が住んでたら、おまえ社員価格じゃけんねってわかりませんから。いろんなことがあるんですけどもやっぱりそういうことはしてほしくないですよ、市営住宅の中で。管理する総合的な、根本的な権限も責任もあるわけですから。こんだけ差異がありながら放置していたっていったら、これは裁判して勝てるかどうか知りませんが、そんなことをさせないでほしい。これは極端な状況ですから。そこまで部長が断言されたんでこれ以上言ってもしょうがないのかもしれません、これももし裁判になったとき部長は大竹市の部長ではないと思います、その時点ではね。あんまりにも違和感がありますよね。厄介なのはわかります。相手がいますから。さっきの土地を買う話にしてもそうですけど、相手がいるんですよ何でも。相手がいることを相手を見つけて、交渉したり説得したりたまには口論したりしながらするのが仕事じゃないですか。その厄介な仕事を全部皆さん避けてるような気がするんですけども。坪浦部長は任期の関係がありますからもう一回都市計画課長から答弁いただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 自由料金ということでガス料金に価格差が生じているということだろうと思います。供給ガス会社さんの保安体制とかサービスとか供給戸数によっても違いが生じているのであろうと思われま。そういったこともありますんで、一概にガス料金が高いとか安いとかいうちょっと比較はできないのかなとは思いますが。そういったこともありまして、それでもなお料金が高いついていうふうに感じられるということであれ

ばガスの直接契約をされておられます入居者の方においてお話をしてもらう必要があるというふうに考えております。ということで、市のほうでガス料金についてどうですかという調査をすることについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

それに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において3番、賀屋幸治議員、4番、北地範久議員、6番、和田芳弘議員、7番、大井渉議員、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井馨議員、10番、山崎年一議員、そして私1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、予算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第17号 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について

議案第18号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第34号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてから、日程第19、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 網谷芳孝議員。



## 総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 番 号    | 件 名                                | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|------------------------------------|-------|----------|
| 議案第13号 | 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第16号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第17号 | 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について       | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第18号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について          | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について              | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第34号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）             | 原案可決  | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、総務文教委員長報告を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議案29号を除く7件の概要並びに結果について審査した順に御報告申し上げます。

まず議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてでございます。本件ではまず、「総務省では消防団員の年間の報酬について3万6,000円で地方交付税を算定しており、出勤に当たる日額は7,000円としている。今回の5時間を超える出勤で6,000円という報酬は少し少ないと感じるが、退職金などを計算したときに総務省の出しているような額になるのか何う」との質疑に対し、「年報酬は総務省が示している額より少ない。消防力の両輪である消防団の定数確保は極めて大事なことで、消防団の事情や歴史的背景を分析した上で処遇改善について前向きに考えたい」との答弁

がございました。

次に、「大雨のときなど警報が続いたときの出勤時間は最長でどの程度を想定しているのか伺う」との質疑に対し、「活動時の疲労等を考えると直接の活動は8時間程度を限度として、人員の交代などを検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「管理はどのようにしているのかを伺う」との質疑に対し、「基本的な維持管理については年間数度の草刈りや簡易的な補修を阿多田の自治会に委託したいと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「これまでは条例に金額までうたっていたが、なぜ規則にかわるのか」との質疑に対し、「総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについて説明する部分を国の要綱から規則に改めるものでお金を徴する部分について規則に委ねたわけではない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件ではまず、「ふるさと納税に係る事務手続においてピークである年末は現場も混乱していたのではないかと思うが、人手は足りたのか伺う」との質疑に対し、「平成28年度は総務課総務係の職員が年末年始出勤して対応した。平成29年度は12月初旬から1月下旬までの約2カ月間、臨時職員を1名配置したほか、年末年始は前年同様、総務課の職員が出勤し対応した」との答弁がございました。

次に、「今回の手すき和紙の里の工事は具体的にはどうする予定なのか伺う」との質疑に対し、「ドラム式のボイラーで和紙を乾燥させていた機械が故障したため、電熱式の大きな板のようなもので乾燥させる設備に変更する。また、水槽の表面を作業がしやすいように加工するほか、トイレのバリアフリー化や建物の一部を商品が展示できるような形にする」との答弁がございました。

次に、減収補てん債について「今回どういう税収が想定以上に伸びなかったのかを伺う」との質疑に対し、「大竹市の税収が伸びなかったのではなく、普通交付税の算定に際して、国が想定したほど税収が伸びなかったということになる。法人税割については国の推計のとおり伸びないということが多々あり、今年度減収補てん債を発行する予定として

いる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正についてでございますが、本件につきましては質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についての2件は関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件では、「議案第18号の提案理由の中にマロンの里を効率的に運営し、また栗谷地域の活性化を継続的に推進するため本条例の一部を改正しようとするものであると書いてあるが、この2つを改正したらどういう活性化が見込めるのかと何う」との質疑に対し、「今回の条例改正により指定管理の期間を1年から3年とすることでマロンの里の運営に対し、これから長期の視点をもって取り組み、効率的に活性化に向けていろいろな知恵を出してやっていただけるものと期待している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第29号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定につい

て

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

総務文教副委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|------------------------------|-------|----------|
| 議案第29号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教副委員長 西村 一啓

〔総務文教副委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教副委員長（西村一啓） 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に付託いただきました議案8件のうち、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定については、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、網谷委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では、「三倉岳県立自然公園協議会の会員数、会費はどういう状況なのか。また、会員は募集しているのか伺う」との質疑に対し、「一般会員が37名、特別賛助会員が23社おり、個人会員は2,000円、特別賛助会員は1万円の会費となっている。総会の際に会員募集の声かけを実施しており、昨年は1社ほど新規で入っていただいた」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第29号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第29号を採決いたします。
本件に対する副委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。
なお、再開は13時を予定いたしております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21～日程第38〔一括上程〕

- 議案第14号 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 大竹市税条例等の一部改正について
- 議案第19号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について
- 議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について
- 議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について
- 議案第25号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第32号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について
- 議案第35号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（児玉朋也） 日程第21、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、から日程第38、議案第38号損害賠償の額を定めることについてに至る18件を一括議題といたします。

本18件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|---|-------|----------|
| 議案第14号 | 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第15号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第19号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第21号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | 修正可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第25号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第26号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|----------|
| 議案第28号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第32号 | 大竹市地域福社会館の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第33号 | 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第35号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第36号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第37号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第38号 | 損害賠償の額を定めることについて | 原案可決 | 30. 3. 2 |

平成30年3月5日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案18件につきましては、3月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「社会福祉協議会に指定管理をさせるとのことだが、当該施設は以前から保育所的な運用をしているようである。児童福祉法の改正を受け、認可外保育所に該当する場合は届け出の必要があるが、児童館の運用実態と位置づけ、法的整理をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「阿多田児童館は設置当初から児童福祉法第24条のただし書きに基づき、いわゆる『特殊な地域』において保育所的な運営を児童館として行ってきたという経緯がある。法改正により平成27年4月にただし書きがとれた時点で県に確認したところ、従来の児童館的運営に大きな変更はないとの見解でもあり今に至って

る。現在、保育所等の再編計画を策定中で、各保育所の基本方針を検討しているところである。その中で児童館の運営の考え方についても一緒に検討しており、本3月議会中にお示ししたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について、議案第21号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第28号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての3件でございますが、本3件はいずれも質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「債務負担行為の補正として特定健康診査等に要する費用及び人間ドック等に要する経費ともに増額となっているが、理由を伺う」との質疑に対しまして、「特定健康診査、人間ドックいずれも受診者がふえている状況であり、当初設定をした債務負担行為額では予算不足が生じることが見込まれるので、増額補正を行うものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおりに可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「条例案の第32条第3項において指定居宅介護事業者は利用者から支払いを受ける計画費、その他利用料に関する記録を当該提供の完結の日から5年間保存しなければならないと規定しているが、その理由を伺う。また、同条第2項では介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等の連絡調整や台帳等の記録については2年間保存としているが、これを5年に合わせる必要はないのか伺う」との質疑に対しまして、「国の基準においては2年間保存とされているが、例えば介護報酬の加算を誤って請求していたことがわかった場合などに返還を請求できる時効が5年間であるため、関連書類を事業所にも5年間保存してもらおうと独自に規定するものである。また、利用料に関する記録が5年間あればこうした場合に対応できるものと考え、同条第2項に規定する記録については国の基準どおり2年間保存としている」との答弁がございました。

次に、「第4条に要介護状態になった場合においてもその利用者が居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して行なうるものでなければならないと規定をされているが、本人の意向ではなく経費、施設などの事情で居宅支援とされることがないか心配される。ケアマネジャーの判断もあると思うが、利用者への支援に対する考え方を伺う」との質疑に対しまして、「要介護認定を受けた方に対してはケアマネジャーが本人の意向、希望を踏まえ、みずからがもつ知識を加味し助言をしながら計画を立てることにな

る。施設を希望される場合も適切であれば協力しなければならないことになっている。ただし、サービスを組み合わせることで居宅で十分生活できるようであれば、本人の同意を得ながらサービス計画を立て、支援することになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では初めに委員会から資料要求のあった、第6期の所得段階のまま変更せずに第7期の保険料を試算した場合の介護保険料の比較の表について、追加の説明がありました。

続いて質疑に入り、「まず追加の配付資料の試算については所得段階を第6期の基準のままとすること以外の条件は変更されていないか伺う。また国の基準と他市の状況の説明があったが、他市は状況により設定の仕方にばらつきがあるようである。国の基準に合わせなくてもペナルティーはないのか伺う」との質疑に対しまして、「この試算については介護給付費準備基金からの繰入額などの条件は一切変えていない。また、基準を市独自に設定することについて、国からのペナルティーは特にない」との答弁がありました。

次に、「保険料の設定の際に国が示す基準はどのように示されているのか伺う。また所得税などと異なり、所得の1円の差で段階が変わることにより保険料額が大きく増減する場合があることについて、調整ができないのか伺う」との質疑に対して、「国の基準は介護保険法施行令で定められており、具体的な金額は同施行規則で定められている。これを変えることは可能であり、ペナルティーはないが『国に定める額によることが適当でない』と認められる特別の必要がある場合』に変えることができるとされているため、議案では国の基準どおりとして提案をしている。また、第8段階と第9段階については基準に合わせれば減額になる方がいる。このケースで国の基準に合わせず変更するとした場合、『適当でない』と認められる特別の必要がある場合』に該当するかどうか考慮し、その上で国の基準に合わせるという判断をし、提案をしている。所得段階のほか、保険料率についても特別の理由があれば国の基準から変えることができるため、一定の細分化は可能だが、段階的に保険料を定めるという仕組みは介護保険法施行令で定められているため変更できない」との答弁がございました。

次に、「議案における保険料の提案については減額と増額の方の差が大きいと感じた。今回は第6期の所得段階のままとする試算のとおりとすれば、増減の幅も少なく理解をしてもらいやすいと思う。当面第7期を第6期どおりとして国の基準に合わせていくよう調整を加えていくことは可能であるか伺う」との質疑に対しまして、「第7期の3年間でそうした調整をしていくのは難しい。3年後の第8期のときに国の基準がどのようになるのか不明であるが、その際改めて国の基準に合わせるかどうかの判断をすることになるものと考えている」との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結した時点で2名の委員から修正案の提出がございました。修正案の趣旨は第7期における介護保険料を第6期と同じ所得段階で算出したものとするよう修正をするというものでございます。修正案はお手元の審査報告書に添付しております。

次に、提出者から趣旨の説明がございました。その内容は、「執行部が提案の第7期における介護保険料については本人課税で合計所得金額400万円未満の段階について、国の示す基準に合わせて算出するというものである。執行部の提案どおり所得段階を変えると第6期から第7期への移行で所得段階が変更する方がおり、これに該当する場合、他の所得段階の方と比較して増減の幅が大きくなる。特に合計所得金額120万円から125万円の方は年額6,293円の増額となり、基準となる第5段階の方の204円と比べ30倍以上の増額となる。また執行部の説明では第7段階における合計所得金額190万円以上200万円未満の方は1万1,790円減額になるということであるが、増額となる方と減額となる方の差が1万8,000円ほどになり、非常に大きいと感じた。同じく執行部の説明では、『基準の保険料が余り変わらないように工夫したことで市民の理解も得られるのではないかと』といった提案であり、『所得段階を国の基準に合わせて』ということであった。今回第6期と同じ所得段階で保険料を試算した結果の表では保険料の増額が第1段階では48円でありそこから順次段階ごとに多くなり一番所得の高い第11段階では178円の増加であった。この試算の結果の改定であれば所得段階間の不公平感もなく、多くの市民の皆さんに理解をいただけるのではないかと考えた。国の基準に合わせないことでペナルティーを課せられることはないという説明もあった。また他市でも本人課税で合計所得金額120万円から125万の所得段階について国の基準とは異なる設定をしている市もあるということであった。国の基準に合わせることで事務の効率化が図れるということも理解はできるが、保険料の改定に当たっては特に所得の低い層の方への配慮をしていただければと考え、本修正案を提案する」というものでした。

本修正案に対する委員への質疑を求めたところ、「この修正案では議案第22号の改正条例文におけるどの部分を改正しようとするものか」との質疑に対し、「第7期の保険料を第6期の所得段階を用いて試算された配付資料のとおり保険料及び所得段階を修正しようとするものである。執行部の提案では第4条の改正条例文の文中において所得段階別の保険料に係る部分については、例えば第1段階のところでは同項第1号中3万138円を3万240円に改め、とされているところを3万186円と修正しており、以下段階順に修正をしている。また、所得段階に係る部分については同じく第4条の改正条例文中において、同号ア中が125万円未満をから120万円未満に改めのところを125万円に戻すよう修正するなど、改正前の第6期の所得段階のままとなるよう修正をしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入りましたが討論はなく、修正案を起立により採決、次に修正案を除く原案を簡易採決によりそれぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第32号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についての2件でございますが、本2件は質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では

「本市において運動施設の敷地面積の割合が50%を超える公園は何か所あるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内では現在50%を超える公園はない」との答弁がございました。

次に「都市公園においては運動施設のほかに何か制限があるのか伺う」との質疑に対しまして、「都市公園に設置するものは休憩所や建築物、遊戯施設や噴水等があるが、建築物の面積要件について定められている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「実際に認知症や障害などで収入申告の提出が困難という事例はあったのか伺う」との質疑に対しまして、「入居者に対しては毎年6月ごろに申告の依頼をしており、当初の期限においてはある程度未提出もあるが、電話や文書などで再度依頼をすることで平成29年度及び平成30年度については全員から提出を受けている」との答弁がありました。

次に「条例における認知症である者とはどのように判断するのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には医師の診断書で判断することとなっている。診断書がないため確認できない場合は福祉部局等と連携をとり、医療、介護等の職務に従事している職員の意見など聞き取り調査をした上、認知症に準ずるものとして判断していくこととなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第38号損害賠償の額を定めることについてでございますが、本件では、「損害賠償額は保険から支払われるものであると思うが、損害賠償の支払いがあったことがわかるよう、決算書にも記載されたほうがよいと考える。記載されないのであればその理由を伺う」との質疑に対しまして、「市有物件共済金の保険に加入しておりその保険金は市の会計を通さずに直接相手方に支払われるために、決算書には記載されない。しかし、市が当事者であることに変わりはないため保険金額が100万円以下の場合、議会の委任を受けて市長が専決し、議会に報告を行っておる。今回のように100万円を超える場合は議案として議会の議決をいただいており、議会の関与なしに終わってしまうことはない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「年度途中に減免対象となる場合は月割り額で適用されるのか」との質疑に対しまして、「軽自動車税は年額で設定されており、月割り額での減免の適用はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「大竹市において小栗林集会所のほかに指定管理者制度を導入している集会所は幾つあるのか」との質疑に対しまして、「本市においては松ヶ原町集会所と木野集会所についても指定管理者制度を導入している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案18件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本18件のうち議案第22号を除く17件を一括採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により3月14日から3月25日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月25日までの12日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第1委員会室において正副委員長互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

関係者はお含みの上、御参集ください。

3月26日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時25分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月26日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|------------|--|-------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 平成30年度大竹市一般会計予算 | 予 算 特 別
(原案可決) |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算 | |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算 | |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第10 | 議案第 9 号 | 平成30年度大竹市水道事業会計予算 | |
| 第11 | 議案第10号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算 | |
| 第12 | 議案第11号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算 | 生活環境付託 |
| 第13 | 議案第39号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | |
| 第14 | 議案第40号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について | 生活環境付託 |
| 第15 | 平成30年陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を
求める陳情 | |
| 第16 | | 議員派遣について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号から日程第12 議案第11号（報告・表決）
- 日程第13 議案第39号から日程第14 議案第40号（説明・付託）
- 日程第15 平成30年陳情第1号（説明・付託）
- 追加日程第 1 大竹市介護保険条例の一部改正についてから追加日程第 2 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告・表決）
- 追加日程第 3 閉会中の継続審査の申し出について（表決）
- 日程第16 議員派遣について（表決）

○出席議員（15人）

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 児 玉 朋 也 | 2番 | 末 広 和 基 |
| 3番 | 賀 屋 幸 治 | 4番 | 北 地 範 久 |
| 5番 | 西 村 一 啓 | 6番 | 和 田 芳 弘 |
| 7番 | 大 井 涉 | 8番 | 網 谷 芳 孝 |

9番 藤井 馨
11番 日域 究
13番 寺岡 公章
16番 山本 孝三

10番 山崎 年一
12番 細川 雅子
15番 田中 実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自 治 振 興 課 長
地 域 介 護 課 長
監 理 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
大 石 泰
政 岡 修
香 川 晶 則
米 中 和 成
坪 浦 伸 泰
吉 岡 和 範
橋 村 哲 也
中 村 一 誠
三 原 尚 美
高 津 浩 二
吉 原 克 彦
佐 伯 和 規
豊 原 学
中 司 和 彦
北 林 繁 喜
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、議案審査報告書について、議員派遣について、平成30年陳情第1号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、山崎年一議員、11番、日域 究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号、平成30年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号、平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、和田芳弘議員。

予算特別委員会議案審査報告書

平成30年3月13日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第1号 | 平成30年度大竹市一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 平成30年度大竹市水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算 | 原案可決 |

平成30年3月19日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

予算特別委員長 和田 芳弘

〔予算特別委員長 和田芳弘議員 登壇〕

○予算特別委員長（和田芳弘） おはようございます。

それでは、委員長報告を行います。

去る3月13日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました平成30年度大竹市一般会計予算ほか10件の議案につきましては、3月14日、15日、16日、19日の4日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、

委員会審査の概要と結果につきまして、審査の順に御報告申し上げます。

3月13日の本会議終了後に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、和田が委員長に、北地委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

審査の内容について、御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思っております。

初めに、第1款議会費では、まず、「政務活動費の公開について、現在は収支報告書のみ市のホームページで公開しているが、その他、例えば領収書も公開してほしいと市民からの要望はないのか伺う」との質疑に対しまして、「議会議務局はそういう要望は受けていない」との答弁がございました。

次に、「現在大竹市議会を傍聴するには、傍聴カードに氏名と住所を記入しなければならない。記入しなくても傍聴できる市議会もある。大竹市議会もそうならないか伺う」との質疑に対しまして、「今後、他市議会の状況を調査したい」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「協働のまちづくり推進事業の中に組んである保険料の予算の用途について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年4月から市民活動団体が安心して市民活動に参加できるよう支援するため、活動中の思わぬ事故を対象とした市民活動保険制度を始めたいと考えている。この保険制度の対象となるには、市民活動を計画的に行う非営利団体で団体の構成員が5人以上で、代表者が明確であるなどの要件を満たして市に登録をしていただく必要がある。各団体には、登録料や保険料の負担はなく、対象となる市民活動は自治会活動、子育て支援、高齢者支援、清掃活動、青少年の健全育成、外国人との交流支援など多岐にわたる」との答弁がございました。

次に、「公文書管理法に基づく条例制定の予定があるか伺う」との質疑に対しまして、「公文書管理の適正化、透明化、また歴史的な文書を保存・公開する制度を構築する必要性については、十分認識している。文書の永久保存の必要性や人によって文書の価値が違う点をどう考えるか、どういった環境で文書を保存していくのか。また現在の保存媒体で電子化したものが20年、30年先にも使用できるのかといった多くの課題もあり、今後も検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「民生委員・児童委員について、現在の委員定数は何名であるか伺う。また待遇改善も含め、支援に対する考えを伺う」との質疑に対しまして、「定数としては民生委員・児童委員は62人、主任児童委員は6人となっている。活動費としては平成29年度では県費分から5万8,200円、市から5万8,000円の計11万6,200円が年額で支給されている。県費分は平成30年度から5万9,000円増額する予定である。活動への支援としては、困難事例がある場合など、随時地域介護課へ相談してもらっており、連携して対応している」との答弁がございました。

次に、「認知症による徘徊に関する対策について伺う」との質疑に対しまして、「徘徊への対策については、社会福祉協議会と大竹警察署の事業で徘徊高齢者等SOSネットワ

ークという取り組みがある。これはあらかじめ家族の方が写真つきで対象者を登録し、徘徊の心配があるとき、警察に届け出れば関係機関への情報が提供されるというものである。また、平成30年度介護保険特別会計の予算ではあるが、みまもりタグという事業を新たに始める予定である。これは徘徊のおそれのある対象者にマッチ箱程度の大きさの発信機を持ってもらい、スマートフォンで専用アプリをダウンロードした協力者が、その対象者とすれ違ったときに、時間、場所の情報が事業者のサーバーに蓄積され、対象者の家族がサーバーにアクセスすれば情報が得られるといったものである。平成30年度からは徘徊高齢者等SOSネットワーク事業と組み合わせて利用していただくことで徘徊に関する対象の充実が図れるものと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「先日、中山間地域の合併浄化槽についてのアンケートを行ったと以前聞いたが、アンケートの結果と検証内容について伺う」との質疑に対して、「アンケートの調査結果については対象者が約310名で5割弱の方から回答をいただいた。新たに創設を希望する市の助成制度として維持管理費の助成が50%、法定検査費用の助成が20%、浄化槽の更新費用の助成が15%、未回答が15%であった。ただし維持管理費の助成を希望する方に依頼した領収書の添付が少なく、維持管理経費の明確な額の判断が困難なことから、もうしばらく精査していきたい」との答弁がございました。

次に、「廿日市市との可燃ごみ広域処理事業について、施設の進捗状況、またその他お気づきの点を伺う」との質疑に対し、「平成30年11月末には施設の建設工事を完了し、12月から翌年3月まで試運転を行い、平成31年の4月から予定どおり稼働の見込みである。環境整備課職員が月に一、二回程度、廿日市市で広域に関する協議を行う際には現地へ赴き、進捗状況を確認しているところである。また、廿日市市から、試運転の際には大竹市の議員も視察できるよう検討していると伺っている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、まずは「本市は労働者、勤労者の街であるが、働き方改革、ワークライフバランスに関する取り組み、また今後の意気込みについて伺う」との質疑に対し、「市内企業訪問をした際に、人手不足であるが、生産性を上げていくために働き方改革が必要だという声を最近よく耳にする。そのような状況の中、平成29年度は3月26日に市内事業所で働いている方を対象に働き方改革の先進企業である三原市の八天堂の代表取締役を講師として招き、働き方改革セミナーを開催する予定である。来年度もこの流れを失わないよう、講演会を開催するなど意欲的に取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「1億2,000万の労働金庫預託金のうち、融資分について、条件、用途等を伺う」との質疑に対し、「1億2,000万円のうち4,000万円が自治体提携融資用である。対象者は市内に1年以上在住の方、また1年以上市内で勤務している方で、より利率を下げた労働者に直結した資金、例えば教育ローンや住宅リフォーム等の資金に対して融資している。利用状況は市中金利が下がったこともあり、伸び悩んでいるところである」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「大河原ため池改修工事について伺う。このため池は下流で農業用として利用されているのか。利用者がいないのなら、安全対策

のために撤去したほうがよいのではないか」との質疑に対しまして、「農業用として利用はないと考えるため、このたびの改修でため池としての機能は廃止し、安全のために水を抜く予定である。将来的には周辺の自然環境も生かし市民の憩いの場になるよう工事を進めていきたい」との答弁がございました。

次に、「平成29年度、農業委員会の制度が変わり、新しい委員も入り、新体制になったが、新しい委員の意気込み、またこれからどのように運営していくのか伺う」との質疑に対しまして、「このたびの農業委員会の制度改正は農地の集約化、農地利用の最適化のための改正で、新しく農業委員には実際に熱心に農業をされている方や、農業をされている女性も加わり、積極的に農地調査等の活動をされている。2名の最適化推進委員にはベテラン委員になってもらい、新しい委員の指導やフォローをしていただいている。これからも積極的に頑張ってもらいたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「工場夜景写真撮影ツアーについて、以前から工場夜景は大竹の観光スポットの1つとして取り上げられているが、これを本格的にツアーとして事業化していくのか。ルートや時期等、内容について伺う」との質疑に対しまして、「工場夜景については、見る楽しみ、撮る楽しみがあると考え。見る楽しみとしては、商工会議所創立70周年記念事業として工場夜景海上ツアーが予定されており、この事業に補助金を交付する。撮る楽しみとしては、市内の旅行者に委託して、工場夜景写真撮影ツアーを開催する予定である。ルートは、大竹駅もしくは玖波駅に集合してもらい、バスに乗り、市役所で写真の専門家のレクチャーを受けた後に工場群の撮影スポットを回り、その後市内飲食店で交流会を行い、駅に戻って解散といったルートを考えている。時期は日の入りが早い11月から2月とし、その時期あたりにハマチtoレモンの水揚げ時期でもあるので、飲食店でハマチ料理を提供し、大竹市の魅力を伝えていければと考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市の有効求人倍率、加えて大竹市の景気状況とそれに対する市の施策について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市の平成30年1月の有効求人倍率は公表数字では0.9倍である。広島県が1.98倍であるが、大竹市も就業地ベースで見れば1.91倍であるので、それほど差はない。市内企業からは人手不足で新卒の採用、技術職の育成に苦労しているという声をよく聞く。それに対して市の施策としては、技能講習を受講した従業員のいる企業への半額補助の制度、また、商工会議所のものづくりマイスターという技術支援制度もある。加えて、広島広域都市圏で来年度から学生のインターンシップ制度が本格化し、学生に有給で働いてもらい、将来的に地元に戻っていただく制度が始まる予定である。これらの制度を大竹の企業にPRし、参加してもらいたい」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は、関連がありますので、一括して審査いたしました。

本2件の審査では、まず、「市営街灯のLED化の取り組みについて、現在の状況と電気料金軽減の効果について伺う」との質疑に対しまして、「平成21年度から順次着手し、市営街灯全体の2,200灯のうち700灯を整備しており、31%程度はLED化が終わっている。平均して1年間で約60灯のLED化を進めており、電気料は毎年約10万円ずつ安くなって

いる」との答弁がございました。

次に、「晴海臨海公園のファミリーゾーンの工事が進んでいる。4月中の供用開始と聞いているが現在の状況について伺う。また、さかえ公園のようなウオーキングゾーンを今後、晴海臨海公園にも整備する予定があるのか伺う」との質疑に対しまして、「複合遊具の工事を進めており、2月末時点で78%が完了している。これから大型複合遊具等を現場に順次搬入、設置し、3月末には完成する予定となっている。今後の晴海臨海公園の整備計画にはウオーキングゾーンの整備も含まれている」との答弁がございました。

続きましては、第9款消防費では、まず、「広島県石油コンビナート総合防災訓練について、大変大規模な訓練のようであるが、訓練内容と予算について伺う」との質疑に対しまして、「このたびの訓練は大竹地区を含めた県内3地域で2年ごとに実施されている石油コンビナート等総合防災訓練と、従来は県内の他都市で実施していた広島県総合防災訓練を本市で共同実施することになったもので、広島県内で初めての試みとなる。現在平成30年秋の実施に向けて、広島県と日程調整を行っており、主要参加機関も10機関以上になることから、大規模な訓練実施となってくる。予算については、6年前の石油コンビナート等総合防災訓練は140万円で、そのうち県から共催負担金が半額の70万円、今回は双方合わせて420万円で、そのうち県からの共済負担金は半額の210万円である」との答弁がございました。

続けて、「前回と同様住民参加の訓練になるのか」との質疑に対しまして、「今回は自衛隊や海上保安庁など専門的な機関も参加しての訓練であり、住民の参加の仕方については今後協議していく予定である」との答弁がございました。

次に、「大規模災害時の近隣市町との連携体制について伺う」との質疑に対しまして、「広島県では全市町で消防応援協定を結んでおり、隣の和木町、岩国市、岩国地区消防とも相互の応援協定を結んでいる。大竹市のみでも対応できる規模の災害時にも、続いて災害があれば対応できないこともあるので、そのときは応援していただけるよう連絡をとっている。それでも消防力が不足するときは、緊急消防援助隊を要請して広島県外からも応援いただけるよう、消防応援体制を整えている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「大竹会館の改修事業について、今後の設計業務はどのように進めていくのか。また改修の詳細について伺う」との質疑に対しまして、「先般、総務文教委員協議会でレイアウト図を渡しているが、基本設計もまだなので、今後内容は変わっていく予定である。改修の詳細については、大竹会館協力会との協議は何度も重ねているところである」との答弁がございました。

これに対しまして、「せっかく改修するので、民間の意見も取り入れ、市民の方が集うことができ、また市外の方も視察に来られるような大竹市に人が集まる建築物に改修することはできないのか」との質疑があり、「民間の知恵も取り入れながら、飲食を伴う会議ができる場所、市民が憩える場所、また防災機能を持った場所になるよう、これからも協議検討していくつもりである」との答弁がございました。

次に、「西国街道の整備事業について、子供たちが安全に西国街道を歩いて大竹の文化を体験できるようきちんと整備してほしい。看板は古くなっているし、階段が崩れている

部分もある。整備内容について伺う」との質疑に対しまして、「国の明治150年キャンペーンにからめて、平成30年度に市で実施を予定しているイベント、西国街道ウォーキングに備えた整備事業である。参加者に安全に歩いていただくため、階段の補修を初め、倒木や草の除去、看板の修理も考えている」との答弁がございました。

次に、「学校へのタブレットを導入について、導入される学校名と台数を伺う」との質疑に対しまして、「現在小方小学校に40台、玖波小学校に35台配備している。平成30年度に大竹小学校に43台程度、栗谷小学校に1台程度を配備する予定である。中学校への配備については小学校での使用状況を見ながら検討していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費及び13款予備費においては、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「離島航路県補助金1,268万6,000円の流れについて伺う」との質疑に対しまして、「阿多田島汽船の平成29年度欠損額を国が約2分の1、県と市が残り半分ずつを補助するもので、広島県支出金として1,268万6,000円を受け、大竹市分と合わせ離島航路補助金2,537万3,000円を支出するものである」との答弁がございました。

次に、「駐留軍等再編交付金については、平成34年度までに延長された。新聞によると平成35年度以降も拡大、延長を約束しているという記事があったが、これを期待してよいのかと伺う」との質疑に対しまして、「新聞には再編交付金は2022年度に期限を迎えるが、国は延長、増額を確約しておりと書かれているが、確約は受けていない。執行部としても延長の配慮をお願いしており、取り組みを続ける必要があると考える」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「駐留軍等再編交付金が平成30年度までで45億円交付されるが、各年度の事業を見ると基金に積み立てている。基金は使い勝手がよいと思うが、河川や道路維持管理等のインフラ整備のための基金積み立てはできるのか伺う」との質疑に対しまして、「基金は続けていきたいソフト事業、学校建設など複数年で行うハード事業でつくっているが、経常的な事業の基金ができるかどうかは確認が必要である」との答弁がございました。

次に、「当初予算の提案説明で、将来予想される財政負担に備え、中長期的な視点でまちづくりに取り組むことができる財政運営を目指す予算づくりとのことであった。将来の財政運営の考えについて伺う」との質疑に対しまして、「再編交付金で積み立てた基金を運用しながら、必要なソフト事業を行っている。これが長く続けられるよう、平成28年度から基金の積み増しを続けている。また近い将来、想定されている大きな事業に備えて地方創生事業基金にも積み増しをしている。基金や交付金を活用しながら、中長期的に市債をふやさないような財政運営をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を審査した会計順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「ジェネリック医薬品の普及促進に当たって、本市での取り

組み状況を伺う」との質疑に対しまして、「国保連合会に委託して、医療機関へのジェネリック医薬品の普及促進の通知を行っている。平成29年9月診療分で約320万円の医療費削減効果があったと聞いている」との答弁がございました。

次に、「国民健康保険特別会計予算の平成30年度歳入合計は約32億円であり、前年度と比較して約10億円減少している。これは広域化によるものであるのか伺う」との質疑に対しまして、「従来は国の補助金を各市町で受けていたが、今後は広域化に伴い、県が財政運営の責任主体として一括して国の補助を受けるため、歳入が減少している」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず、「ヒアリ等調査委託料について、どのような調査をいつからするのか。また近隣の状況を把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「港湾管理者の広島県が調査を実施するに当たり、大竹市が委託を受け、侵入調査として4月から10月にかけて月に2回の目視調査及びトラップ調査を行う。また11月から翌年3月には、月に1回目視調査を実施する。もし発見されれば、毒餌を設置する費用等を見込んでいます。近隣の調査については、大竹港は広島県が毎月、目視調査を実施したが発見されていない。また、広島港では発見されたので、引き続き緑地公園の調査を実施している」との答弁がございました。

次に、「仮設事務所等借上料が計上してあるが、買い取りはできないのか伺う」との質疑に対しまして、「平成20年度からの仮設置のリースでの対応となっているが、大竹港振興協会を通じて、本設の要望を広島県に対して行っており、引き続き要望していきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では、まず、「晴海の住宅分譲地について価格の改定などの検討の状況及び残りの区画数を伺う」との質疑に対しまして、「直近では平成28年3月に価格の改定を行っており、その後平成28年度に3区画契約し、平成29年度は1区画が契約予定である。現在の残り区画数は契約予定の1件を除いて11区画ある」との答弁がございました。

次に、「ゆめタウン駐車場の土地については償還スキームでは、平成30年度に売却予定とのことであるが、今後の見通しを伺う」との質疑に対しまして、「国土交通省から、平成30年度以降に岩国・大竹道路整備事業の関係で約9,000平米のうち、約2,000平米が国に売却される予定と伺っている。現時点では国の平成30年度事業については予算成立前であるため、成立した後、議会への説明の機会を設けさせていただきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件の審査では、まず「有収率の改修に向けて、老朽化した水道管路の更新は必要なことであるが、多大な費用も伴う。今後どのように取り組む予定であるか伺う」との質疑に対しまして、「更新への対策に当たっては、平成30年度予算において、配水管改良の工事請負費を計上している。現在対応している柴町の赤水対策に係る更新が平成30年度中に完了する見込みである。今後は通常の更新を図っていききたいが、他の地域の赤水対策など、

優先せざるを得ない事態が生じる可能性もあるため、そうした対策をしつつ、結果として更新率の向上を図りたい。また有収率については、赤水対策に捨て水をする際の影響があり、そうした箇所の更新が進めば、相応の改善ができると見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「県内の水道事業の広域化に関して設置される協議会においては、大竹市の水道料金が他市町より安いことを踏まえ、負担がふえないように協議してほしいが、広域化の実施予定時期等を伺う」との質疑に対しまして、「県と各市町により構成する広島県水道広域連携協議会がこの4月に設置され、県の作成した資料をもとに検討が始まる。広域化の参加については各市町の判断によることになり、検討期間は、おおむね2年とされている。広域化により現在よりも水道料金が高くなるなど懸念もあるが、本市にも水道事業の継続に向けて職員の確保や老朽化する施設維持などの課題がある。どういう形での料金設定、運用等となるか未定であるが、しっかりと検討、協議をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「新町ポンプ場について、道路をまず整備し、そこに放流管等を入れるという計画となっているが、小瀬川への水の放流先を確保できれば、道路の整備等をする前に暫定的なポンプ施設に着工できるのではないかと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川への水の放流状況が決まらないとほかにも決まりにくいということで、最初に河川管理者と協議している。道路のことも含めいろいろなことを考えながら協議を進めていきたいと考えている」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、反対・賛成の立場で、それぞれ1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「一般会計から土地造成会計に繰り入れされている。また、最高裁に上告中で一般会計を賛成することで、追認したと捉えられてしまうため反対」との討論がございました。

次に、賛成の立場で、「一般会計予算149億と前年度比11.7%増額で、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った大型予算である。今後の大竹市の市政に大きな期待を感じさせる充実した予算であるため賛成」との討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、一般会計当初予算案は原案のとおり可決するものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の10件では、土地造成特別会計について、反対の立場で1名の委員から、「平成30年度予算に当たり償還スキーム等を見ると、引き続き市民の負担が増加する可能性もあり、また裁判係争中の案件もあるため賛成できない」との討論がございました。

以上で討論を終結し、土地造成特別会計を除く9件の特別会計及び企業会計は、簡易採決により、いずれも可決すべきものと決しております。

また、土地造成特別会計は起立採決により、可決すべきものと決しています。

以上が、予算特別委員会での平成30年度各会計当初予算案11件の審査経過の概要と結果でございます。

4日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われ、円滑な運営を進めることができました。

また、執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について、十分検討され、予算執行されるよう要望いたします。

終わりに、連日にわたって説明をいただきました執行部の皆様に厚く御礼申し上げます。以上で委員長報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、山崎年一議員。

○10番（山崎年一） 私はただいま議題となっております、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算と、議案第6号大竹市土地造成特別会計予算の2議案に反対の意思を表明し討論を行います。

初めに一般会計でございますが、30年度予算案では、市税収入や国庫支出金が減少に転じる中で、大型公共事業の取り組みにより投資的経費が前年度対比95%と一気に増加し、市債発行額も前年度対比60%の増となっています。当該年度末の見込みによる地方債現在高は214億8,500万円と前年度末残高よりも7億6,000万円増加しています。毎年度減少し続けてきた地方債残高が増加に転じたことは、5年ぶりのことであり、今後も大竹駅東口橋上駅開発など、箱物事業が予定されており、毎年度減少してきた市債残高が今後増加に転じ、市民生活を圧迫する可能性が生まれています。今後の市政運営は箱物の公共事業をセーブしながら、子育て支援など、人口対策、福祉政策中心の市政運営に転換が求められています。ここでは、若干の市政の課題について、申し述べておきます。

初めに議会費であります。現在市民の声は議員定数の削減を実施してほしいという多数の声として従前から伺っております。行政も議会も市民の声を真摯に受けとめ定数削減を行うべきと考えます。なお、議会改革は議員目線ではなく市民が求めている改革に積極的に取り組む姿勢が大切であると考えます。

次に情報公開コーナーが2階の廊下に移設されましたが、通路の右側にテーブルを配置し、左側に情報棚を設置、真ん中を通路として往来する。おおよそ情報公開コーナーと言えるようなものではありません。市民の皆様に情報を提供する窓口であります。丁寧な対応をするべきと考えます。

また、ホームページの管理についても、議会で議決された情報を、特に市民生活に直接影響する情報は早期にホームページで公開するべきと考えます。市民は市の情報を認知で

きなければ、情報を取ることはできません。公開がおくれることは、市民にとって大きな損失となります。住民に開かれた行政の実現を図るための重要な制度であります。

次に、子育て支援、定住促進の立場から乳幼児医療助成制度や学校給食の無料化について指摘させていただきます。

岩国市や和木町は乳幼児医療助成制度の負担金がなく、全額免除となっています。また、学校給食費も無料化されており、大竹市も米軍艦載機の騒音被害をひとしく受けるわけです。岩国市などに倣い、再編交付金を活用し、乳幼児医療助成制度を充実させ、一部負担金の免除、学校給食費の無料化を計らうべきだと申し上げておきます。今、本市が直面している大きな課題の1つは少子高齢化を迎えてこそ、その改善こそが重点に置かれるべきであると考えます。

次に、高齢者の交通安全対策、公共交通について、高齢者の交通事故が多発している現状において運転免許証の返納が進むよう、本市としても取り組む必要があると考えます。高齢者の免許返納には整備された公共交通も欠かせません。旧大竹町側の公共交通の整備について、この地区には多数の高齢者が居住されていますが、公共交通は整備されていません。行政の姿勢は地域住民が取り組むことが必要との姿勢ですが、従来の姿勢の転換が必要な時期に来ていると申し上げます。

次に、高齢者や障害者などの弱者救済について申し上げます。玖波駅西口のトイレ設置は企業の通勤者もあり、通行者も多く、地区住民の主要な交通の結節点であります。高齢者、障がい者対策としてもトイレの設置は必要と考えます。また、障がい者支援事業については、引き続き障がい者の安定的な雇用に向けた努力が求められます。障害者団体育成支援事業について、障がい者優先調達推進法の趣旨にのっとり、調達方針が策定されていますが、調達される商品や製品の確保が見られません。今後製品の開発指導が求められています。

次に、学校教員や保育所職員の処遇について、大竹市公立保育所の正規職員と臨時職員の比率が正職47%、臨職53%となっています。当面正職6、臨職4に改め、良質な保育の環境をつくるべきと考えます。また学校教育現場の教員の負担が増大しています。支援の必要な児童や、外国人児童の増加、不登校、いじめ、虐待への対応など、問題の多様化が教員の負担を多くしています。時間外勤務の削減と部活指導員制度の今以上の取り組みで教員の負担軽減を図られるよう求めるものです。

生活保護行政について、厚生労働省は生活保護費を2018年10月から段階的に引き上げると発表いたしました。生活扶助費が最大で5%の減額、母子加算が平均2.1万円から1.7万円の増額で、児童養育加算は増額の予定ですが、全体として160億円の削減とされています。日本の生活保護の不足率は20%とされています。生活保護が需給できるにもかかわらず、生活保護基準以下で生活されている階層の救済が求められていると思います。生活保護の不正受給のバッシングの中で、生活保護基準の切り下げは許されざることであります。

次に、米軍機の事故と安心安全対策について、米軍機による航空機事故や部品の落下事故が頻繁に起きています。基地に隣接している本市としても、日常生活の中に危険が存在

しています。また、岩国基地での低空飛行訓練や米軍の訓練提供空域でない瀬戸内海での打撃調整などが実施されていることが米軍のホームページで確認されています。地域住民の安心安全の確保のためにも、米軍や防衛省に対して低空飛行や訓練空域以外での飛行訓練の中止をするよう申し入れをするべきであります。

次に、土地造成特別会計であります。御存じのように昨年12月議会には司法制度を否定するような陳情が出され、その陳情が採択されるという異常な事態が生まれました。大竹市議会始まって以来の出来事であると同時に、全国でもこのような事例は見られないほどの混乱であります。

事態の進展は、挙げて入山市長の政治手法に原因があります。今後とも司法の判断をめぐる争いが議会に持ち込まれ、混乱を来すことが想定されますが、どのような事態が訪れようとも、司法の判断は大竹市政への警笛として残るものであることを行政も議会もしっかりと胸に刻み込まなければなりません。

小方小中学校跡地は大願寺の学校用地と交換されており、土地造成特別会計の所有地となっております。この跡地の開発、とりわけ小方中学校の跡地部分の開発は、市民負担を大きく増大させる可能性があります。市民の負担が懸念される開発は慎重に判断されるよう求めて反対討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

8番、網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 私は一般会計、特別会計全ての会計予算に対し、賛成の立場で述べさせていただきます。

まずは、一般会計のほうでございますが、平成30年度当初予算は前年度に比べ大幅な増額になっておりますが、平成30年度に完成する可燃ごみ広域処理事業の大幅な事業分担費が主な要因であると思われませんが、行政としては大変大きな課題でございます。ごみ問題に対する積極的に取り組む姿勢は大いに大切なことだと思います。また、新規事業も数多く取り上げられており、その中でも不妊治療費助成制度が子供を持ちたいと望む御夫婦にとっては大変大きな朗報だと思います。

次に、既存事業のほうも多く事業の拡充も見られ、全体的に要所要所にバランスのとれた予算編成になっており、市債残高のほうも平成30年度は前年度に比べ横ばいではありますが、全体的には減少傾向にありますことから、この市債減少ペースは守りながらも、将来的に計画されている事業も数多くございますが、どれ1つとっても、市民にとっては大変重要な事業でございますので、少しでも早く実現できればと思います。

これからも厳しい財政状況は続くものと思われませんが、よくよく市債の発行額を抑え、将来的にも大きな負担は残さない財政運営に心がけていただければと思います。

次に、特別会計でございますが、主には大願寺問題でございます。土地造成特別会計でございますが、今現在おおむね償還計画に沿って執行されていることから問題はないと思います。しかしまだ長い返済期間が続きますことから、これからの社会情勢の中、どのような変化または誤差が生じるかわかりません。したがって、償還スキームであります平成43年度の返済完了に向けて難局を乗り切っていただきますように、よろしくお

願いいたします。

最後に、これからも財源と相談をしながら、市民にとって大切な事業をしっかりと計画を立てながら実行し、予算化された事業を確実に執行しながら大竹市民のための住みやすいまちづくりに向けた努力をしていただければと思います。

最後になります。以上をもちまして、一般会計、特別会計全ての平成30年度会計予算に賛成とさせていただきます。終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） 私は、議案第1号、平成30年度大竹市一般会計予算と議案第6号、平成30年度土地造成特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

本予算の作成に当たり、各職場の担当職員は、大変な御苦勞があったと思います。予算は市民の思いが少しずつでもかなえられていくものでなくてはなりません。市民の考えが一番わかるのは、窓口で市民と毎日接触し、親身になって対応している職員です。ボトムアップでないといふ予算となりません。一部の人間の考えでトップダウンとなつては決してよい予算にはならないと考えます。

大竹市は大願寺土地造成で127億円もの借金を抱え込み、これが市民生活の足を引っ張り続けています。一般会計予算はこれを返済するために、本来であれば、市民の生活に直結する事業に踏み込む予算を毎年償還に当てています。本年度予算においても、約2億3,600万円が大願寺土地造成特別会計に繰り入れられています。

127億円の大事業を実行したのは、現職ではありませんが、この127億円が平成23年10月の不動産鑑定評価額によると、7億1,300万円に下落をいたしました。これは、社会情勢により下落したのですから、いたし方がございません。

しかし、よりによつて不動産鑑定評価額の7億1,300万円を仲間の利権争いで、さらに3億5,000万円の安い価格で売却し、市民に膨大な損害を与えました。不動産鑑定評価額の7億1,300万円がおかしいと言つて、部下を使つて相手の希望する3億5,000万円により近くなるように計算をさせ、この金額が正しいのだと説明を行い、これを議会が議決したということになっております。不動産鑑定士は国土交通省のもとで国家資格を取り、不動産鑑定価格を決定できる唯一の専門家です。これを否定してはなりません。

今、テレビで連日森友学園の国有地売却の問題をトップニュースでやっていますが、大竹市の大願寺土地造成地売却、違法公金支出損害賠償請求訴訟。これはケースはよく似ておりますけれども、内容が全く違います。どこが違うかといひますと、森友学園の国有地売却の問題では不動産鑑定士が決定した不動産価格は全く触つておりません。ごみが埋まっているから、その部分を値引きしたという話です。大竹市の大願寺土地造成地売却は、不動産鑑定士が決定した不動産評価額の7億1,300万円を市長のサジェストで当時の市長ラインと称する国家資格免許を持った人の鑑定評価額を間違いだと。無免許の職員が計算した、その計算値が正しいんだと、わけのわからないことを言つて市民の財産を売却し、3億6,000万円もの損失を与えたことは決して許されません。

広島高等裁判所の判決はまことに立派なものであると確信をしております。私たちは勝

訴しております。現在被告が上告し、最高裁の結果を待っている状況ですが、私たちが負けるわけがないと思っております。このような悪質な行政がまかり通っては、市民はとも浮かばれません。最終的にどうなるか、私にはわかりませんが、現在裁判中である大願寺土地造成特別会計に、ことしも約2億3,600万円が繰り入れられています。これからも一般会計予算から、大願寺土地造成特別会計に繰り入れが毎年延々と続きます。3億6,000万円の損失も市民が払っていくこととなります。

議案第6号、平成30年度大竹市土地造成特別会計に一般会計から繰り入れられていること、本来であれば、市民の生活の向上に使用できるはずの多くの予算が本会計に繰り入れられ、市民はがまんがまんの生活を余儀なくされています。大願寺土地造成地売却が最高裁で判断されることを、私は今か今かと結果を待っている状況です。

職員はすごく頑張っている。大願寺土地造成地安売り売却の負担が市民や職員に多大な迷惑をかけている。借金額が確かに減ってはいますが、市民の大きな我慢の上に成り立っていることをよく理解しなければなりません。裁判中であり、原告である者が本予算を認めたら、追認があったと言われかねませんし、原告が不利になるおそれがありますので、その理由により議案第1号及び議案第6号に反対の討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 私は議案第1号、平成30年度大竹市一般会計予算について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

一般会計の予算規模は先ほども紹介ありましたけども、149億2,460万余りで、前年度比11.7%の増加になっております。これは近年では、平成5年度の162億4,185万円に次ぐ2番目の規模でございます。主な要因といたしましては、可燃ごみの広域処理事業関係予算での15億6,000万余りが計上されたことによりますけども、第5次大竹市総合計画、わがまちプランの基本方針に基づき、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実践しているものと理解をいたしております。

事業概要書で、主な主要事業によりますと、誰もが健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域を実現するまちづくりの関連事業が30件。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる人づくりの関連事業が13件。地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する仕事づくりの関連事業が8件でございます。

この内訳として、主には新規事業が20件、拡充事業が14件となっており、生活基盤が整ったまちづくりや安全なまちづくりでは、道路橋梁新設改良事業や、橋梁長寿命化事業、立戸地区や東栄地区の排水対策事業など、土木費関連事業は前年度比26.2%の増で充実した積極的な予算編成であると思います。特に長年の懸案であったJR大竹駅関連事業が本格始動する予算計上は、市民が待ち焦がれた待望の事業で、市民の期待に応えるものだと思います。

今回の予算編成は、わがまちプラン後期基本計画の仕上げに向け、また入山市長3期12年の成果と4期目に向けた責任感と実行力を表現した意欲的な予算編成であると高く評価をいたします。が、100点満点ではありません。小方地区まちづくりやJR小方新駅設置、

また、新町雨水排水ポンプ場や河川堆積土砂の除去など、まだまだ多くの課題が残っており、今後の積極的な取り組みが必要であると思います。課題の多い案件だとは思いますが、4期目の入山市政の決断力と実行力に大いなる期待をいたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 一般会計並びに土地造成特別会計について、反対の立場で討論いたします。

まず一般会計でございますが、投資的経費について言えば、プライオリティ、優先順位が市民感覚と少し違うのではないかと考えております。予算委員会で私が質問したことを遮られましたので、少しその件について考え方を述べさせていただきます。

特にこの4月にオープンいたします地域福祉会館に関する質疑では、事業目的が条例に則しているのか具体的例を問いました。一、二名の委員から意味不明な発言がありました。この条例には、集会所機能、公民館機能、福祉機能の3つの大きな目的がうたわれていますが、地域の自治会、教育委員会などと、どのようなすり合わせを行い具体的な事業内容を決めたのかを問う質問をしましたが、事業予算は組まれておらず、来月オープンする施設の事業内容が皆目わかりません。管理費だけは、予算化されています。

既に指定管理者は決まっているのだから、質問するなという不規則発言は非常識としか言いようがありません。指定管理者が決まっているものは質問するなということでしょうか。本当にあなた方は大丈夫なんだろうかと逆に聞きたいです。市民の声を聞かずにまともな事業はできません。

一般会計については、何よりも先に同僚議員からもありましたように、大願寺土地売却の裁判の行方でございます。最高裁でどういう判断が下されるかわかりません。しかし、広島高等裁判所の判決で不法行為責任が問われ、安く売却されたことによる損害賠償請求が言い渡されました。最高裁の判断が近々には下されるでしょうが、きょう現在は不法行為責任であると断罪されています。これが確定すれば予算額も変更することになります。そういう状況下では、この一般会計を賛成することはできません。

また土地造成特別会計では、平成23年度の評価よりも約7億円も旧小方小中学校跡地の地価が下落し、市民の財産が年々減少しています。このことはゆゆしきことでございます。早急な計画策定と売却、まちづくりに取り組まれることを要望いたします。また、この会計での土地売却は一般会計で述べたように、最高裁に上告されている事案です。その結果次第では予算額が変更される可能性がある予算ですので、最高裁の判断が下るまでは、反対の意志を貫きます。政治にかかわる人には法的責任、道義的責任、説明責任という最低限の責任があることを忘れてはなりません。

以上が私の反対の討論であります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

5番、西村議員。

○5番（西村一啓） 5番西村でございます。私は、このたびの議案第1号から11号の一般

会計並びに特別会計及び企業会計の全てについて賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度の予算は基本的には、次のような形で示されています。大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、本市のまち・ひと・しごとと創生に関する計画として第5次大竹市総合計画で掲げるまちづくりの理念や基本目標を前提としております。その1つとして、地域経済の活性化、安定した雇用創出の実現、2番目には、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。3つ目には、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域の実現であるというふうに、このたびの予算ではソフト面が大きく寄与しております。

この3つの基本目標を設定しております予算で、予算編成に当たっては第5次総合計画に掲げるよいまちの実施に向けて地方創生事業を推進するため、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を盛り込んでおります。従来から10年にわたるハードの面の充実、そしてこのたびはソフトの面にシフトされた職員の努力に頭が下がる思いでございます。

こうした第5次総合計画に基づく全ての事業に関する一般会計、特別会計、企業会計の内容が限られた財政予算の中で適正に配分されていると、私は予算どおり執行していただきたいと私の賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 私は議案第1号と一般会計です、議案第6号土地造成特別会計、それと第9号上水事業会計予算、この3つについて討論したいと思います。

一般会計及び土地造成会計はさっきから反対討論として何度も上がっていますが、基本的に同じなんで、内容はちょっと省きますけども、裁判の話が何度か出てきましたけど、要するに、一審で勝って、二審で負けた。もちろん反対から見たら逆ですけども。議会で青森さんが何と言うたかということ、不動産鑑定士の知恵をかりたと言ったんですよ。違法性については顧問弁護士に相談したと言ったんですよ。顧問弁護士のほうは、まだ出てきてません。これはまあいろいろあるんでしょう。弁護士法もあるかもしれないし、わかりません。

不動産鑑定士に相談したということについて一審ではそこを、我々は言わなかった。で、二審で不動産鑑定士を証人申請したら、認めてくれたんですね、裁判官のほうが。大竹市が金を払ってですよ、大竹市がお金を払って委託した不動産鑑定士さんが7億幾らって鑑定評価を出したわけです。それを皆さんが、ほんの2～3日、4～5日の間にですよ、ああだこうだ言って、裏があったと思いますけども、3億5,000万って強引に決めたわけですね。鑑定士の知恵をかりたとか、弁護士に相談したら問題ないって言ったとかですよ。その顧問弁護士さん今でも私の顧問弁護士なんですけど、よく続けるなという、それは余談ですけどもね。それで不動産鑑定士の方を証人尋問で呼んだら何ておっしゃったかという、あんな計算はあり得ませんと。あり得ない。

例えば1個100円のをですよ30円安くすればですよ、売れる数は莫大ふえますよ。経済原則じゃないですか、値上げしたら売れなくなりますよ。あんだけ安くしたら、10年も20年もかかるわけじゃないかと売れるのに。だから現にあつという間に売れました

よね。そういう不動産鑑定士という日本国内で唯一の資格者ですけども、彼が法廷でそうやってきちんと証言した。それを聞いた裁判官がどう判断するか。理屈が通ってなければ別ですよ。理路整然ですから。ひっくり返さざるを得ませんよね。今、話を聞いて思い出したんですけども、平成28年の12月議会で私が大願寺のことを一般質問でしたら、市長は何と言われましたか。年が明けたら判決がある。そしたら、原告の議員たちがどれだけ迷惑をかけて、どれだけの無駄なお金を使わせたかはっきりします。それについて市長どういう反論をするんです。どういう顔をして街を歩くんです。議会でも委員会でも市長も前を向いてほしいと思いますよ。自信を持って市長を務めてください。お願いします。

それで土地造成と一般質問反対の理由です。

この上水は、私の勉強不足です。勉強不足で、この前傍聴してまして、ちょっと感じたことがあるんであえて反対はしません。賛成で結構です。ただ、大竹の上水の売り上げて5億円ですよ。5億5,000万ぐらいですよ。わずかなもんですよ。零細商店でもないけれども、まあ小企業です、規模的にはね。その割には物すごく大きな資産を持っていて、メンテが大変ですね。そういう非常に特殊なものであって、だから広島県ですよ、広域で上手にやりませんか。今声をかけているわけですね。そのことはよくわかります。よくわかりますが、大竹市は県用水買っているじゃないですか。

あれ、きょうも県に電話してちょっと聞きましたけど、県用水の会計を見ると健全経営ですよ。ああいう会計の場合、多くの場合は欠損金を持っているらしいんですが、広島県は欠損金ありません。健全経営ですって、まず第一番にぼんと書いているわけですよ。大竹市は水道で赤水が出て、金がないとか、予算がどうか、こうとか、あればっかり言っているじゃないですか。基本料金を5,500万払って、それと従量料金、二本立てになっていますよね。

それで、毎年1億1,000万、2,000万。この前、職員さんにちょっと聞いたら以前よりは下がっていますと言われました。24年の会計を見たら確かに1,000万下がっていました。平成24年ですよ。これ、昭和55年かららしいんですね。水を買いはじめたのが。1億円、仮に1億円ですらっとやったら、もう40億近いですよ。

あの時代に大竹市が豊田市政のもとでやったことというのは物すごくいいかげんなんです。交渉らしい交渉は一切していない。あの大願寺土地造成特別会計ですね、もともと裁判とは関係ない、あれもいいかげんですけども、この水だってすごくいいかげんですよ。40億ですよ。で、この会計は水の使い方は3年ごとに申し込みするんだって。この平成29年が3年の初年度らしかったんですけども、まあ申し込んだ以上それは一応そうなのかもしれないんですが、例えば従量料金のほうだけでも大竹市、水があるんだからつなぎやあいじやないですか。

あの板紙と裁判した分でもそうですよね。裁判して和解しましたよね。水は買っていませんよね。水は渡してませんね。蛇口、水道管をつないでないんですから、ただ形の上で板紙のほうの水を買ったことにして、数年間水代払いますよって、それで終わりですよ。

大竹市は広島県にとっては本当にあれでしょうね。すごいありがたい対象でしょうね。ずっと水を使いもしないのに、使ってますよね。水は。使ってますが、大竹市にあるんです

からね、水源は。だから県全体で考えましょうという以前の問題ですよ。以前も以前、その前になんで大竹市に水があるにもかかわらず県用水を買わなくちゃいけないんですか。どこに財政を考える部分があるんです。財政なんて考えてないんです。

お金がないってよく言うよって。1億円あったら給食無料化できますよ。もちろん水道予算で給食費に持っていくわけにはいきません。でも大きな意味では、大竹市の会計は関連し合ってますから、それはいろんなやり方、考え方があってしょうけども、大願寺だけじゃないんですよ。あちこちで無駄だらけなんですよ。

それを見つけたときにはがっかりしましたよ。がっかりです。皆さんね、立派そうな顔してますけど本当に仕事してますか。ねえ、水道局長。でも、まあ反対してほしいんで、それをこれから県とシビアに交渉してほしい。おまえら泥棒かって私、県に言うとききました。自分とかが何が健全経営だって。そりゃあね、強引に水を売りつければですよ、それは健全経営になるでしょうけど、そんなものを健全経営って呼んでほしくないです。私も広島県民の1人ですからね。

ただそういう意味で、水道会計はたくさん言いましたけど賛成です。

以上です。終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は、各会計予算案11件に対して委員長の報告のとおり原案可決の賛成の発言、討論をさせていただきます。

それぞれ議員に集まる市民の声というのは異なりますので、いろいろな御意見があるというのは自然な形かなというふうには思いますが、私の場合は平素の市民との対話の中で、細かなこと、また大きなことまで、物事をとにかく前に進めてほしいと。そういった声が圧倒的に多くございます。

まあそういった市民からのお話を聞く。また先般の予算委員会、長時間御審議をされましたが、傍聴もさせていただいて、各委員さんからさまざまな要望が上がってまいりました。なるほどなというふうな要望も多くあります。これらを市民の思い、議員の思い、これらを実際に検討していただく、また実現に向けて努力していただくためにはやはりまずは足元の当初予算の成立、これは不可欠なのではないかなというふうに考えます。大変シンプルですけれども、修正案が特に出ているわけでもございませんし、私としてはやはり賛成という立場で行かせていただきます。

以上。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第1号、平成30年度大竹市一般会計予算、及び議案第6号、平成30年度大竹市土地造成特別会計予算を除く9件を一括採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号、平成30年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、平成30年度大竹市土地造成特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第14〔一括上程〕

議案第39号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第40号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第39号、大竹市介護保険条例の一部改正について及び日程第14、議案第40号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは議案第39号及び議案第40号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第39号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は介護保険法施行規則の改正に伴い複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準が緩和され、法人でない病床を有する診療所を開設している者が看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請を行う場合に限り、申請ができるようになりましたので、これに対応するため本条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第40号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護における訪問看護員の要件として、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者が規定をされましたので、これに対応するため本条例を改正するものでございます。

なお、いずれの条例も附則におきまして、施行期日を平成30年4月1日としております。以上、簡単ではございますが、議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 平成30年陳情第1号 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第15、平成30年陳情第1号、市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年陳情第1号は生活環境委員会に付託いたします。この際御通知いたします。

次の休憩中、第一委員会室において生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上御参集をお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時27分 休憩

14時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に議案審査報告について、閉会中の継続審査の申し出についてを議席に配付させておきましたが配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

お諮り致します。この際、議案第39号、議案第40号及び閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第39号 大竹市介護保険条例の一部改正について

追加日程第2 議案第40号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 追加日程第1、議案第39号、大竹市介護保険条例の一部改正について、及び追加日程第2、議案第40号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を議題といたします。

本2件に関して、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年3月26日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                               | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------------------|-------|
| 議案第39号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                               | 原案可決  |
| 議案第40号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |

平成30年3月26日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） 休憩前の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件につきましては、先ほどの休憩中に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第39号、大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では「本条例の改正に伴い、本市の運用等に変更が生じるのか伺う」との質疑に対しまして、「本市の該当事業における従事者の受けるべき研修は従来どおりであり、特に変更はない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託をいただきました、議案2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 閉会中の継続審査の申し出について

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号 | 件名 | 理由 | 付託年月日 |
|----------------|----------------------------|--------------|-----------|
| 平成30年
陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情 | 他の状況等と確認するため | 30. 3. 26 |

平成30年3月26日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

○議長（児玉朋也） 追加日程第3、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から委員会において審査中の本件につき、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16 議員派遣について

○議長（児玉朋也） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る3月2日に開会され、本日までの間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきましてまことにありがとうございました。

平成30年度の当初予算を初め、いずれの案件につきましても議決、あるいは認定を賜り

ました。心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様方からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

昨日拉致被害にあわれました蓮池薫氏の講演をお聞きいたしました。玖波公民館で聞かせていただきました。あれほどのひどい扱い、被害を受けながら、夢を全て奪われ、自由を奪われ、運命を激変される被害を受けながら、それを見事に超越をされ、自分の役割として真実を私たちに伝えられようとされる真摯なお姿に涙をいたしました。自分も改めて笑顔で役割を全うしようと決意をした次第でございます。

先ほど、自分の心が暗くなってしまいました。恕。許す心の難しさを改めて感じさせていただきました。しかし、これは自分に与えられた試練だと思い、これからも自分に与えられた使命をしっかりと全うしてまいりたい。今、決意をしているところでございます。

これから年度末となり、新年度を迎えてまいります。市政運営に当たってはこれまでどおり、市民の皆様、議員の皆様との信頼、共感を基本としてまいりたいと考えております。御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様のみならずの御活躍をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時45分 閉会



上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月26日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

大 竹 市 議 会 会 議 録

平成30年第1回（3月）定例会  
平成30年5月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522